

令和3年度 第2回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和3年8月2日(月)

1 開 会

2 議 題

- (1) 中央最低賃金の審議状況について
- (2) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (3) 令和3年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (4) 関係労使の意見書及び意見陳述について
- (5) 茨城県等からの要望書について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

3 閉 会

令和3年度 第2回 茨城地方最低賃金審議会 資料1

令和3年8月2日(月)

- No.1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) …P110  
(中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之)
- No.2 茨城県の最低賃金額と生活保護費の比較について …P116
- No.3 令和3年賃金改定状況調査結果 …P121
- No.4 賃金改定状況調査における「第4表 賃金上昇率の推移」 …P131
- No.5 地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移 …P144
- No.6 都道府県別、時間当たり賃金に対する労働者数分布表(令和2年度/全国)
- ① 一般労働者・短時間労働者 …P147
  - ② 一般労働者 …P160
  - ③ 短時間労働者 …P173
- No.7 茨城県金融経済概況(2021年7月7日 日本銀行水戸事務所) …P186
- No.8 最低賃金に対する意見書(茨城ユニオン 執行委員長 小林 賢一) …P198
- No.9 令和3年度茨城県最低賃金の改定について(要望) …P200  
(一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 会長 出野 清秀)
- No.10 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書 …P201  
(茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳)
- No.11 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書 …P204  
(茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 後藤 朋子)
- No.12 茨城地方最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 …P206  
(いばらきコープ労働組合 中央執行委員長 小野瀬 範久)
- No.13 2021年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 …P208  
(茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 蓮田 斉)
- No.14 2021年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書 …P209  
(全日本年金者組合茨城県本部 委員長 森田 秀人)
- No.15 2021年度茨城県最低賃金の改定にあたって、最低賃金額の大幅引き上げを  
求める意見書(JMITU茨城地方本部 執行委員長 矢口 裕一) …P211
- No.16 2021年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 …P213  
(茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 酒井 進)
- No.17 2021年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 …P215  
(茨城県私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 前田 安生)

- No.18 2021年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 …P216  
(全日本建設交運一般労働組合茨城県本部 執行委員長 鈴木 貴之)
- No.19 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書 …P217  
(全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 執行委員長 見代 昌巳)
- No.20 最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明 …P220  
(茨城県弁護士会 会長 木名瀬 修一)
- No.21 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める要請書 …P223  
(日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志)
- No.22 本県最低賃金の改正について (茨城県知事 大井川 和彦) …P224
- No.23 要請書 最低賃金引き上げに伴う県内企業への支援に関する要請 …P226  
(茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、  
茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会)
- No.24 令和3年度茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員名簿…P229

令和3年度 第2回 茨城地方最低賃金審議会 資料2

令和3年8月2日(月)

No.1 令和3年度最低賃金に関する基礎調査結果(茨城県)

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| ① | 一般労働者・パートタイム労働者<br>総括表(1)(2)<br>茨城の賃金分布・特性値・未満率 | …P230 |
| ② | 一般労働者<br>総括表(1)<br>茨城の賃金分布・特性値・未満率              | …P234 |
| ③ | パートタイム労働者<br>総括表(1)<br>茨城の賃金分布・特性値・未満率          | …P238 |
| ④ | 最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表                             | …P242 |

参考

- ・「令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります」

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和3年7月14日

## 1 はじめに

令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給1,000円」を実現するため、今年度は「800円未達の地域をなくすこと」「トップランナーであるAランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地



域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

# 資料 1 №2

## 最低賃金額と生活保護費の比較について (茨城県／令和元年度)

令和3年8月2日

### 1 生活保護費

		前提(条件)	金額(円)
生活扶助	第1類費・第2類費 基準額	18歳から19歳単身	68,663.97793 (人口加重平均)
	冬季加算	一人世帯	1,095.83333
	期末一時扶助費		968.38175
小 計			70,728.19302
住宅扶助		都道府県実績値	22,380.30000
生活保護費 合計			93,108.49302 (93,108)

※人口加重平均の算出の際の人口は、最新データである平成27年国勢調査の数値を用いた。

※生活扶助、住宅扶助費については、最新数値である令和元年度の実績値を用いた。

### 2 最低賃金(令和元年改定額)

		条件	金額(円)
収入	月額	849円×173.8時間	147,556.2
手取額	月額	収入×0.817	120,553

※「0.817」は、総所得に対する可処分所得の比率である(令和元年度は0.817)。

### 3 最低賃金額と生活保護費の乖離額

(1)生活保護費計－手取額:月額

△ 27,445 (月額差額)      (93,108－120,553)

(2)乖離額(月額÷173.8時間÷0.817)

△ 193      (実数 -193.28)

※最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改正の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出したものである。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和2年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.818→0.817) したことから 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

## 最低賃金額と生活保護費の比較(令和3年度)

(単位：円)

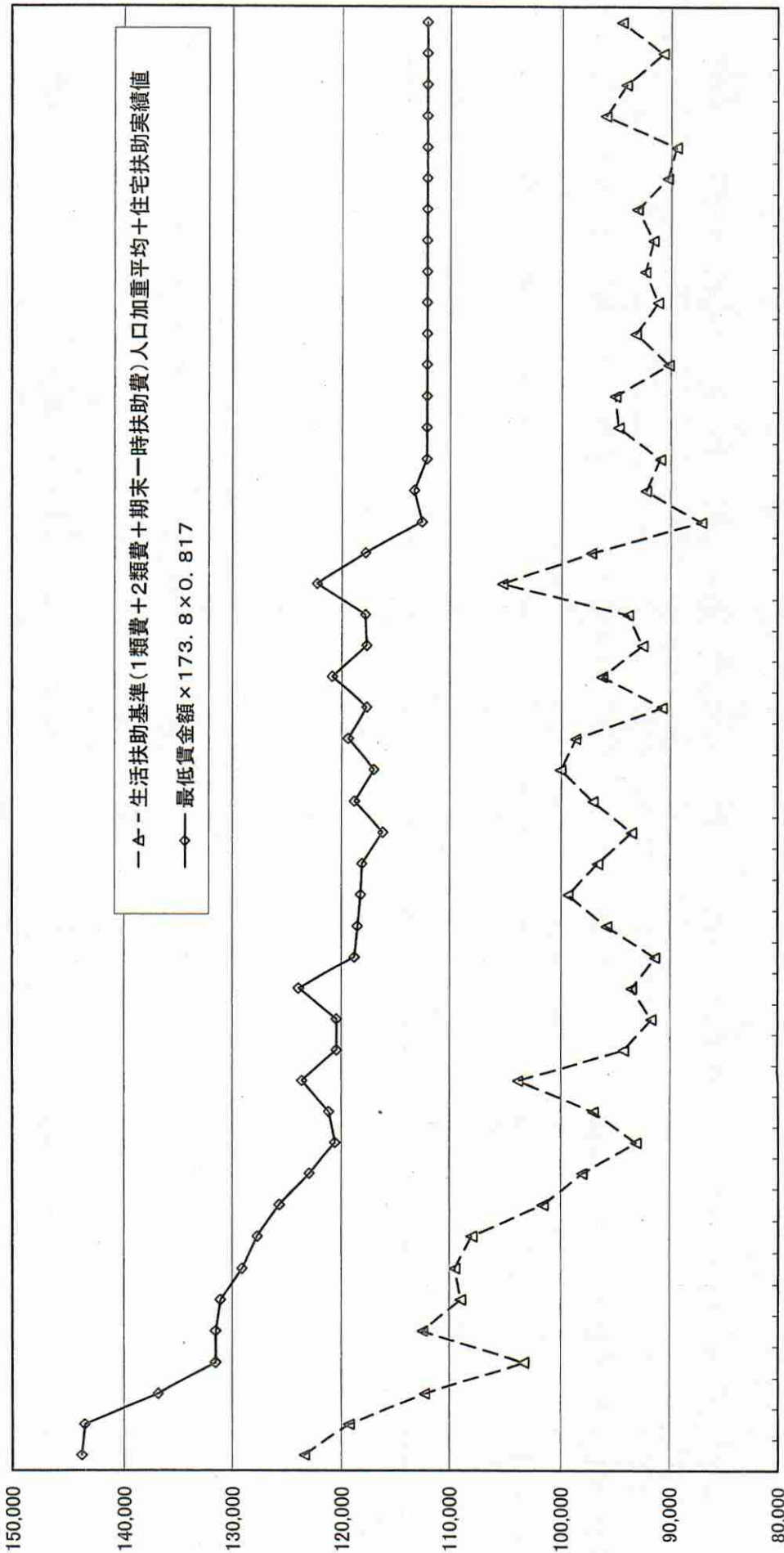
都道府県	生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一扶助費)+住宅扶助)(※)	最低賃金(令和元年度) ×173.8×0.817	最低賃金(令和2年度) ×173.8×0.817
北海道	105,309	122,257	122,257
青森	95,957	112,176	112,602
岩手	93,114	112,176	112,602
宮城	100,047	117,004	117,146
秋田	94,106	112,176	112,460
山形	94,804	112,176	112,602
福島	92,311	113,312	113,596
茨城	93,108	120,553	120,837
栃木	96,964	121,121	121,263
群馬	95,778	118,565	118,849
埼玉	112,513	131,487	131,771
千葉	108,974	131,061	131,345
東京都	123,471	143,841	143,841
神奈川県	119,351	143,557	143,699
新潟	97,234	117,856	117,998
富山	91,748	120,411	120,553
石川	96,610	118,140	118,282
福井	92,583	117,714	117,856
山梨	91,405	118,849	118,991
長野	94,238	120,411	120,553
岐阜	96,236	120,837	120,979
静岡県	101,595	125,665	125,665
愛知県	103,271	131,487	131,629
三重	93,566	123,961	124,103
滋賀	98,028	122,967	123,251
京都	109,511	129,073	129,073
大阪	112,315	136,883	136,883
兵庫県	107,992	127,653	127,795
奈良	97,038	118,849	118,991
和歌山	93,925	117,856	117,998
鳥取	93,251	112,176	112,460
島根	90,176	112,176	112,460
岡山	99,367	118,282	118,423
広島	103,828	123,677	123,677
山口	90,784	117,714	117,714
徳島	87,292	112,602	113,028
香川	93,578	116,152	116,436
愛媛	95,139	112,176	112,602
高知	91,645	112,176	112,460
福岡	98,668	119,417	119,559
佐賀	89,516	112,176	112,460
長崎	92,426	112,176	112,602
熊本	91,191	112,176	112,602
大分	90,980	112,176	112,460
宮崎	90,727	112,176	112,602
鹿児島	90,317	112,176	112,602
沖縄	94,539	112,176	112,460

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

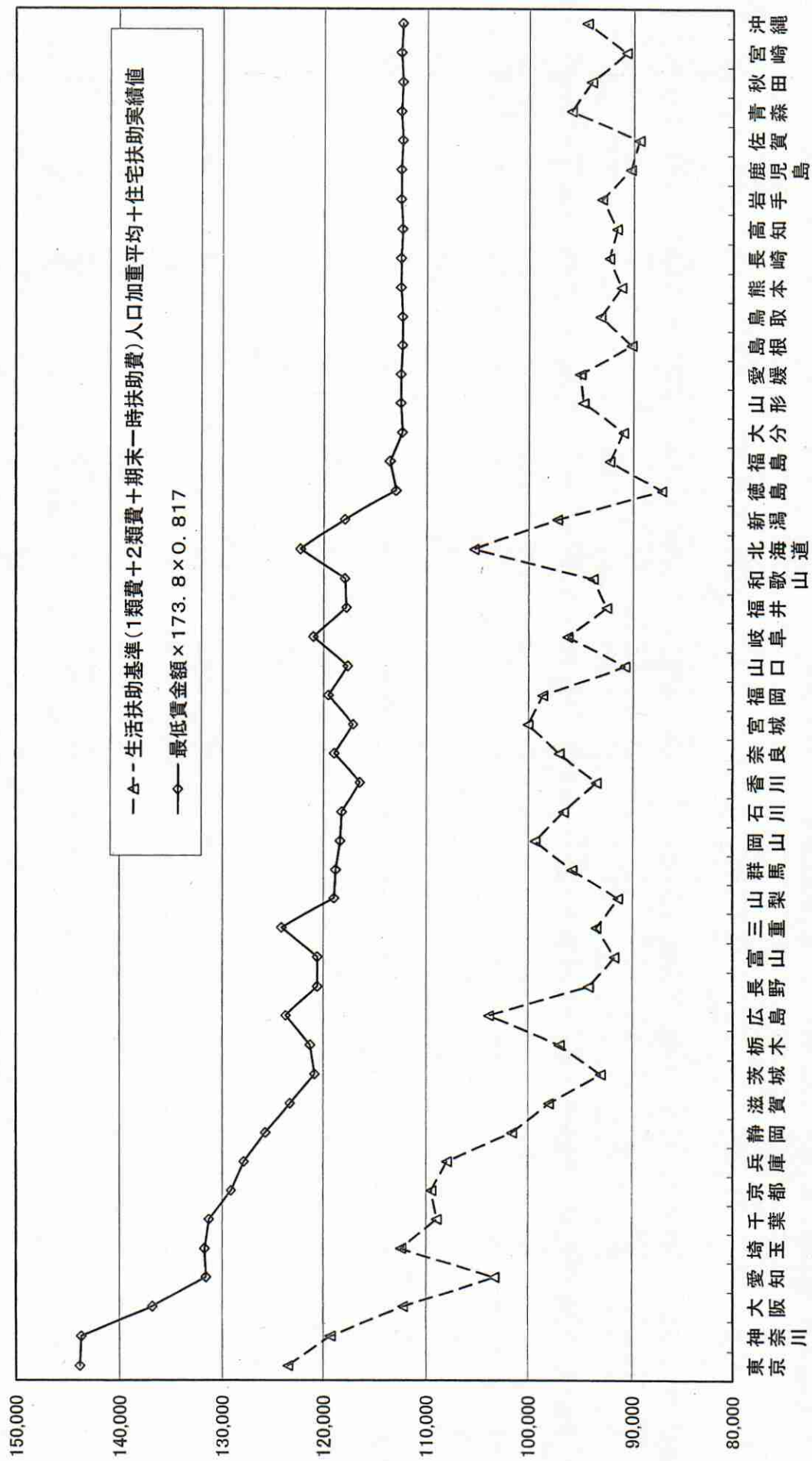
単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。  
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のものを。  
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 令和3年賃金改定状況調査結果

## &lt; 調査の概要 &gt;

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業, 小売業
  - (ウ) 学術研究, 専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業, 飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業, 娯楽業
  - (カ) 医療, 福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

## 3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

## 4. 集計労働者 34,655 人

## 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

## (1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

## (2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕



6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		
			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	35.8	0.7	53.9	9.6	36.4	0.9	49.4	13.3	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	33.3	0.5	48.0	18.2	35.0	1.2	47.3	16.5	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	32.1	1.1	50.7	16.1	43.2	2.4	37.3	17.1	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	46.1	15.1	26.3	0.0	54.8	18.9	42.9	0.2	40.4	16.5	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	33.3	0.7	51.8	14.2	38.8	1.2	44.6	15.4	43.2	1.9	43.8	11.1
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	32.3	2.1	53.3	12.4	48.1	1.5	32.6	17.7	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所		
			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			7月以降に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	16.6	5.0	64.5	13.9	46.5	1.2	38.3	14.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	23.1	1.4	70.3	5.3	65.8	1.0	20.8	12.3	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	19.2	5.2	55.3	20.3	68.2	0.4	24.5	6.8	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	24.4	4.6	52.4	18.6	74.6	0.0	19.0	6.3	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	19.7	4.2	61.7	14.3	59.8	0.8	28.5	10.8	33.3	1.3	53.3	12.1
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	30.7	0.9	46.4	22.0	56.7	1.8	27.8	13.7	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4	
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0		0.7	0.5	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6	
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5		0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6	
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0	
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9		0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0	
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2		1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業, 小売業				学術研究, 専門・技術サービス業			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.6 %	2.4 %	0.44	1.8 %	2.6 %	5.0 %	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業, 飲食サービス業				生活関連サービス業, 娯楽業				医療, 福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.4 %	2.5 %	0.54	0.7 %	1.5 %	5.0 %	1.43	1.0 %	1.5 %	3.3 %	0.77	1.1 %	2.3 %	4.5 %	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみてきたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月										
男	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9										
女	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	2.1	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2										
計	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3										
男	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7										
女	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2										
計	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6										
男	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8										
女	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7										
計	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5										
男	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0										
女	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7										
計	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9										
男	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8										
女	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3										
計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6										

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就養 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月																	
一般 パート 計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	0.1	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	1.4	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
一般	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
パート	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
パート	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
パート	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は済結の予定  
 事由4 昨年は実施していない、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定



## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

### 3 年間所定労働日数 (事業所平均)

(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

別紙1

性 ラング	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年												
女	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9															
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2															
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3															
	計	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7															
男	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2															
	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,451	1.7	0.5	1,638	1,652	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6															
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8															
	計	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7															
女	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,295	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5															
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0															
	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7															
	B	1,168	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,055	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,325	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9															
男	C	1,105	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	995	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8															
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	950	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,103	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3															
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6															

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業・小売業		学術研究・専門・技術サービス業		宿泊業・飲食サービス業		生活関連サービス業・娯楽業		医療・福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月																	
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.5	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,456	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,461	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,762	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2	
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,468	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.5	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0	
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.3	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6	

令和3年調査結果

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月										
ラング	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.5	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	1.3	1,397	1,396	-0.1	1.2												
A	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
B	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
C	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.5	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
D	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,160	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2																
計	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																
A	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																
B	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,406	1,414	0.6	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																
C	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																
D	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2																
計	1,144	1,148	0.3	1.5	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																
A	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																
B	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																
C	965	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																
D	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																
計																																																

(四、%)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月														
一般	A	1,544	1,648	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9															
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2															
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3															
パート	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7															
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2															
	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9															
一般	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,457	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8															
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8															
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,605	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3															
パート	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2															
	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4															
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,215	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6															
パート	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6															
	D	968	971	0.3	1.0	949	955	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3															
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0															

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
	42.2	43.1

(%)

	令和2年	令和3年
	37.6	38.6

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月																	
男	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,363	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	計	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
女	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,669	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,862	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,685	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	計	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
男	A	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
	B	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	C	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	計	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
女	A	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	B	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.5	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月																	
男	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	計	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
女	A	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.6	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	計	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
男	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	計	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	988	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
女	A	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)



【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

産業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月														
A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)																
B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)																
C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)																
D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)																
計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)																
A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)																
B	1,059	1,066	0.4	0.7	1,057	1,061	0.4	0.2	1,057	1,061	0.4	0.8	1,057	1,061	0.4	(0.6)	1,057	1,061	0.4	0.8	1,057	1,061	0.4	(0.6)	1,057	1,061	0.4	1.3	1,057	1,061	0.4	(0.6)																
C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)																
D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,557	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)																
計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,568	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.6)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)																
A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)																
B	1,050	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)																
C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)																
D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)																
計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)																

(円、%)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

職業 形態	産業計												医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）											
	製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年	1.時間当たり賃金額 R1年 6月	R2年 6月	賃金上昇率 R1年									
A	1,589	1,611	1.4	1,470	1,489	1.3	0.9	1,526	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	1,458	1,464	0.4	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	1,359	1,380	1.5	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
D	1,230	1,241	0.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	1,455	1,472	1.2	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,394	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
	1,816	1,838	1.2	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,734	1,740	0.3	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	1,584	1,605	1.3	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	1,392	1,404	0.9	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,684	1,700	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,406	1,420	0.9	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
	1,192	1,214	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	1,057	1,073	0.6	1,197	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	993	1,016	2.3	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	966	976	1.0	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	1,084	1,102	1.7	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

		(%)	
令和元年	令和2年		
42.8	44.1		

1 パートタイム労働者比率

		(%)	
令和元年	令和2年		
38.1	39.4		

【訂正前】

2 男女別労働者数比率

		(%)	
令和元年	令和2年		
男性	42.0	41.9	
女性	58.0	58.1	

2 男女別労働者数比率

		(%)	
令和元年	令和2年		
男性	46.1	45.8	
女性	53.9	54.2	

# 賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に還元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

## 令和元年まで

サンプル労働者数 (復元) ⇔ 母集団労働者数

E 製造業	A B C D	E 製造業	A B C D
I 卸売業, 小売業	A B C D	I 卸売業, 小売業	A B C D
M 宿泊業, 飲食サービス業	A B C D	M 宿泊業, 飲食サービス業	A B C D
P 医療, 福祉	A B C D	P 医療, 福祉	A B C D
その他のサービス業		その他のサービス業	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	A B C D	L 学術研究, 専門・技術サービス業	A B C D
N 生活関連サービス業, 娯楽業	A B C D	N 生活関連サービス業, 娯楽業	A B C D
R サービス業(他に分類されないもの)		R サービス業(他に分類されないもの)	

## 令和2年、令和3年

サンプル労働者数 (復元) ⇔ 母集団労働者数

E 製造業	A B C D	E 製造業	A B C D
I 卸売業, 小売業	A B C D	I 卸売業, 小売業	A B C D
L 学術研究, 専門・技術サービス業	A B C D	M 宿泊業, 飲食サービス業	A B C D
M 宿泊業, 飲食サービス業	A B C D	P 医療, 福祉	A B C D
N 生活関連サービス業, 娯楽業	A B C D	L 学術研究, 専門・技術サービス業	A B C D
P 医療, 福祉	A B C D	N 生活関連サービス業, 娯楽業	A B C D
R サービス業(他に分類されないもの)	A B C D	R サービス業(他に分類されないもの)	A B C D

(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)

## 賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

## 記

## 1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

## (令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	0.5%	←	0.3%
Bランク	0.1%	←	-0.1%
Cランク	0.5%	←	0.6%
Dランク	0.3%	←	0.4%
ランク計	0.4%	←	0.3%

## (令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	1.5%	←	1.4%
Bランク	0.7%	←	0.4%
Cランク	1.3%	←	1.5%
Dランク	0.8%	←	0.9%
ランク計	1.2%	←	1.2%

※訂正なし

## 2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

## 3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率  
 1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和2年度）

年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)
Aランク	未満率 (%) 1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率 (%) 4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Bランク	未満率 (%) 1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率 (%) 2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Cランク	未満率 (%) 1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率 (%) 3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Dランク	未満率 (%) 2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率 (%) 3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率 (%) 1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率 (%) 3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和2年）

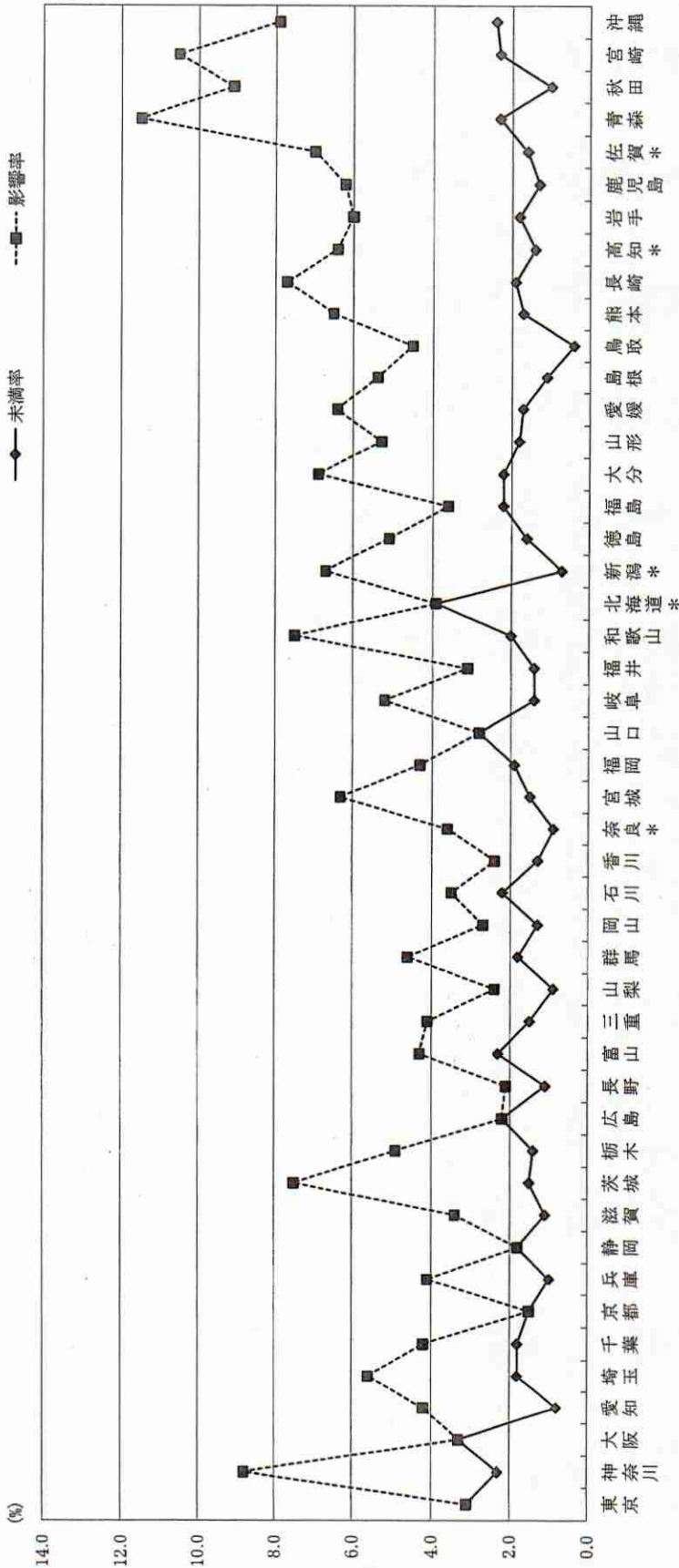
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

## 2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 4.7%



都道府県	未満率(%)	影響率(%)
東京都	2.3	3.1
神奈川県	1.5	1.5
千葉県	1.8	4.2
埼玉県	4.2	5.6
愛知県	5.6	4.2
大阪府	4.2	3.3
奈良県	3.3	1.8
京都府	1.5	1.5
兵庫県	1.0	1.8
静岡県	1.8	1.1
茨城県	1.1	1.5
栃木県	1.5	2.2
福島県	2.2	1.1
長野県	1.1	1.2
富山県	1.2	1.5
三重県	1.5	0.9
山梨県	0.9	1.8
群馬県	1.8	1.3
岡山県	1.3	2.2
石川県	2.2	1.3
香川県	1.3	0.9
奈良県	0.9	1.5
宮城県	1.5	1.9
福岡県	1.9	2.8
山口県	2.8	1.4
岐阜県	1.4	2.0
福井県	1.4	2.0
和歌山県	2.0	2.0
北海道	2.0	1.6
徳島県	1.6	2.2
福島県	2.2	2.2
大分県	2.2	1.8
山形県	1.8	1.7
愛媛県	1.7	1.1
島根県	1.1	1.4
鳥取県	1.4	1.9
熊本県	1.7	1.9
鹿児島県	1.9	1.4
長崎県	1.9	1.4
高知県	1.4	1.8
岩手県	1.8	1.3
鹿児島県	1.3	1.6
佐賀県	1.6	7.0
青森県	1.6	11.5
秋田県	1.0	9.1
宮城県	2.3	10.5
沖縄県	2.4	7.9
全国平均	2.0	4.7

資料出所 厚生労働省「令和2年最低賃金に関する基礎調査」

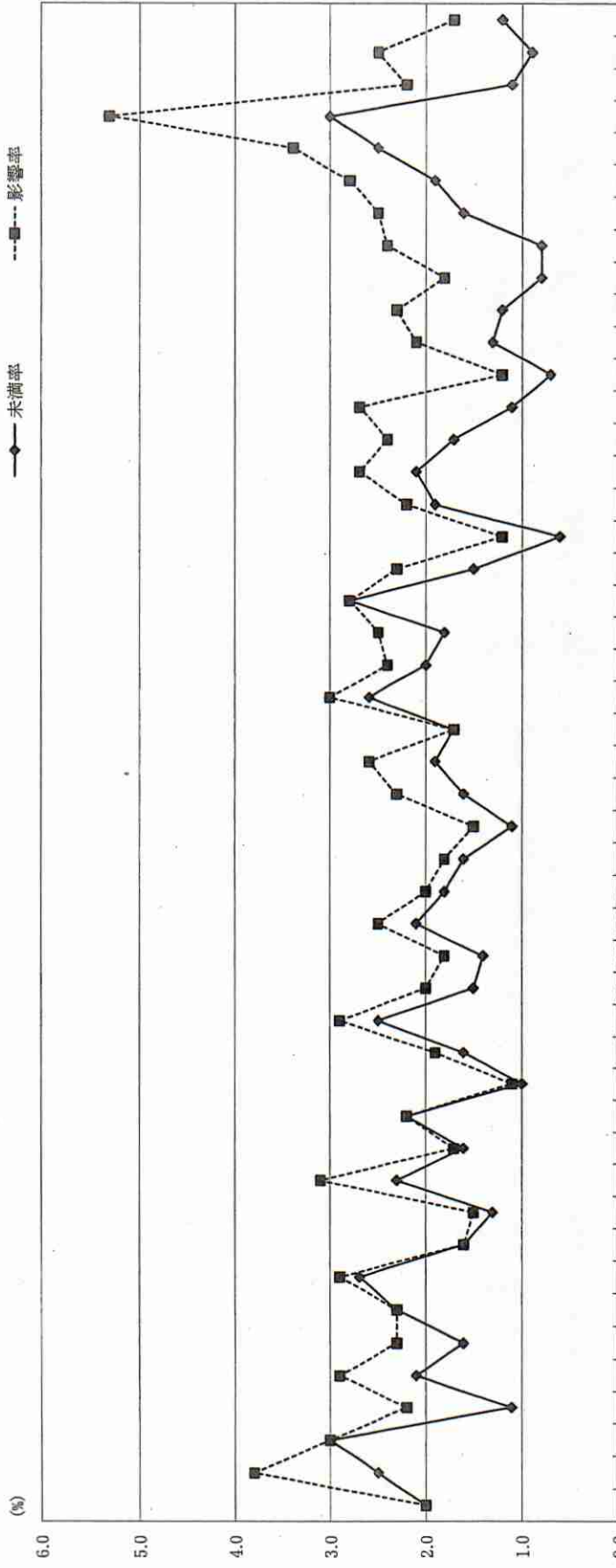
(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和2年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「\*」のある県は事業所数による復元を、「\*」のない県は労働者数による復元を行った集計したもの。



(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%  
 影響率(全国加重平均) 2.5%



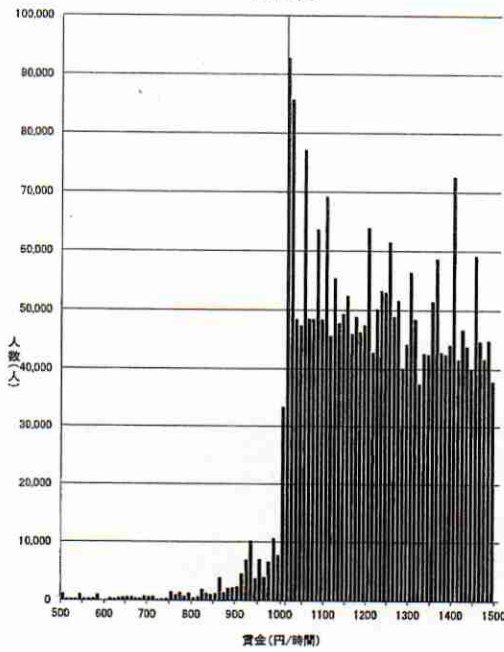
都道府県	未満率(%)	影響率(%)
東 京	2.0	2.0
神 奈 川	2.5	3.0
大 阪	3.0	3.0
愛 知	1.1	2.2
岐 玉	2.1	2.9
千 葉	1.6	2.3
京 都	2.3	2.3
兵 庫	2.7	2.9
静 岡	1.6	1.6
滋 賀	1.3	1.5
茨 城	2.3	3.1
栃 木	1.6	1.7
広 島	2.2	2.2
長 野	1.0	1.1
富 山	1.6	1.9
三 重	1.5	2.9
山 梨	1.4	2.0
山 群 馬	1.4	1.8
岡 山	2.1	2.5
石 川	1.8	2.0
香 川	1.6	1.8
奈 良	1.1	1.3
宮 城	1.6	2.3
福 岡	1.9	2.6
山 口	1.7	1.7
岐 阜	2.6	3.0
福 井	2.0	2.4
和 歌 山	1.8	2.5
北 海 道	2.8	2.8
新 潟	1.5	2.3
徳 島	0.6	1.2
福 島	1.9	2.2
大 分	2.1	2.7
山 形	1.7	2.4
愛 媛	1.1	2.7
島 根	0.7	1.2
鳥 取	1.3	2.1
熊 本	1.2	1.8
長 崎	0.8	2.4
高 知	0.8	2.4
岩 手	1.6	2.5
鹿 児 島	1.9	2.8
佐 賀	2.5	3.4
青 森	3.0	5.3
秋 田	1.1	2.2
宮 城	0.9	2.5
沖 縄	1.2	2.5

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。  
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

東京(A)

1013円



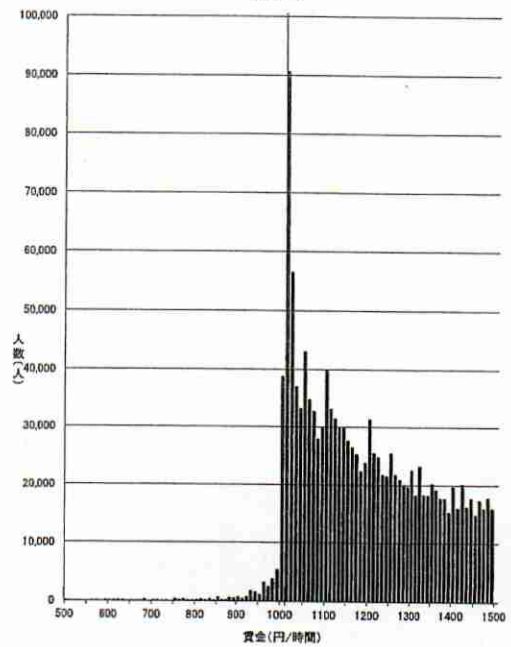
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

1011円



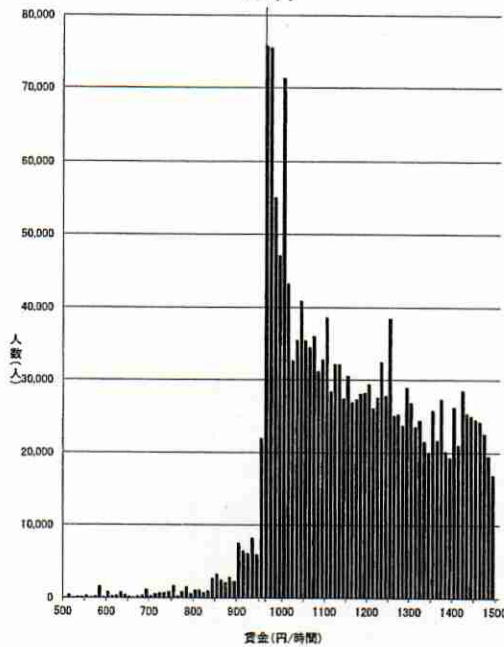
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

964円



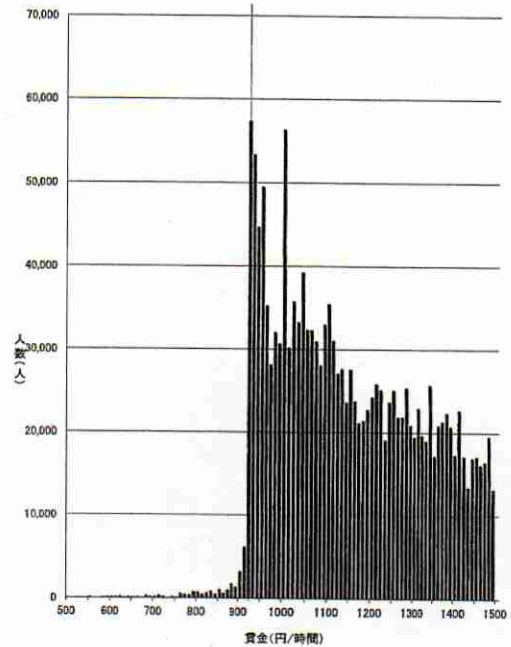
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

926円

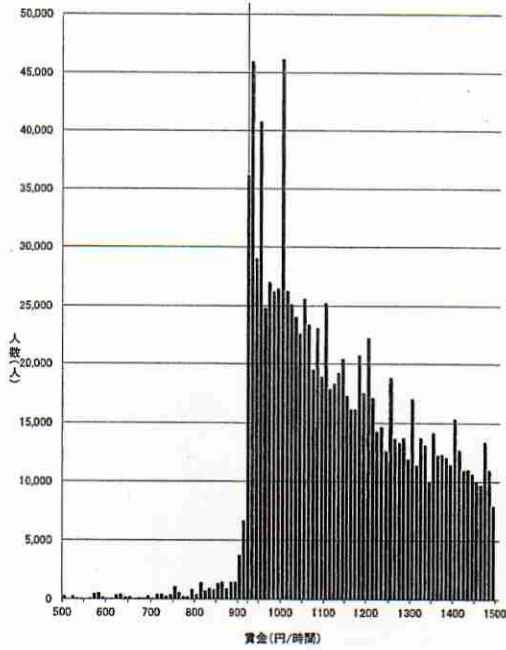


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)  
926円

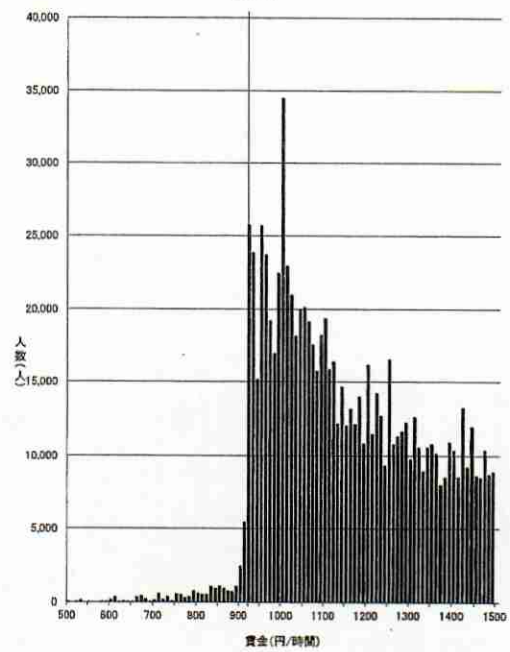


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)  
923円



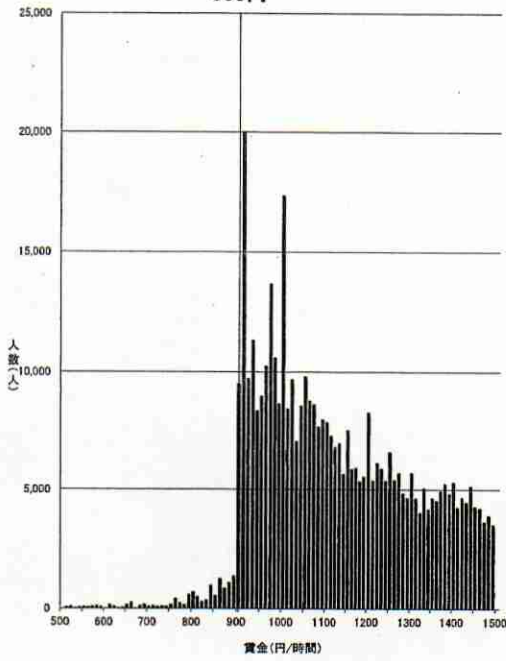
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

909円



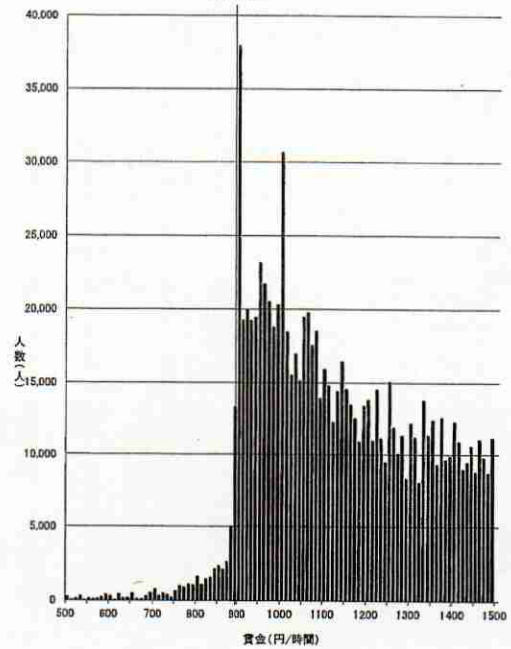
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

899円



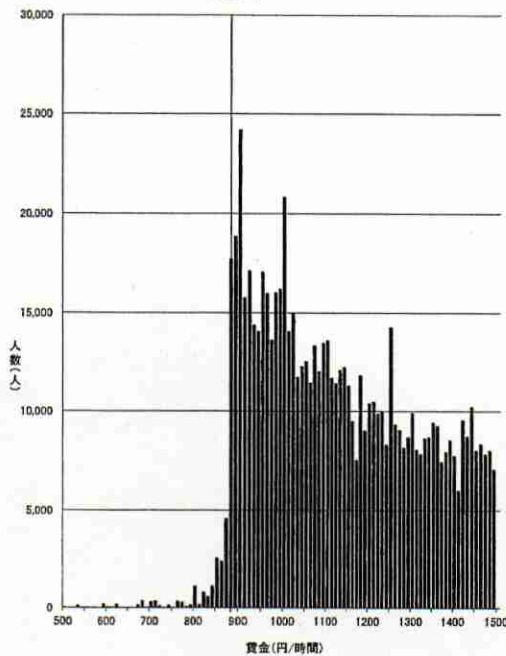
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

885円



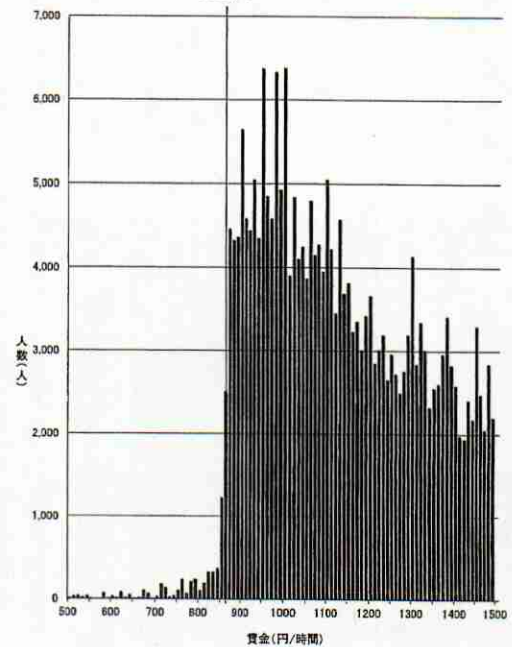
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

866円



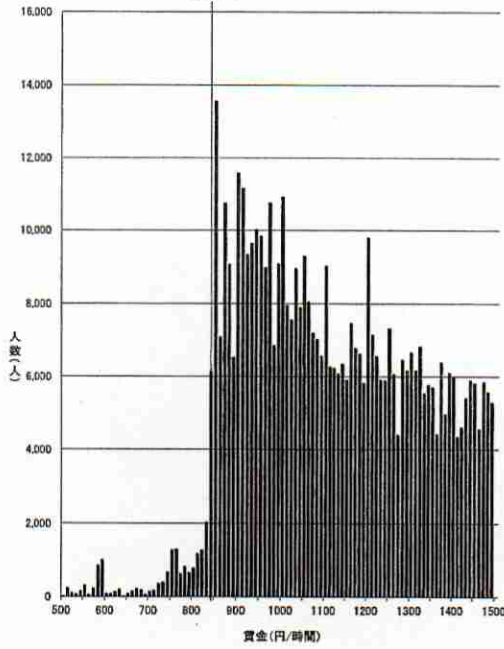
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

849円



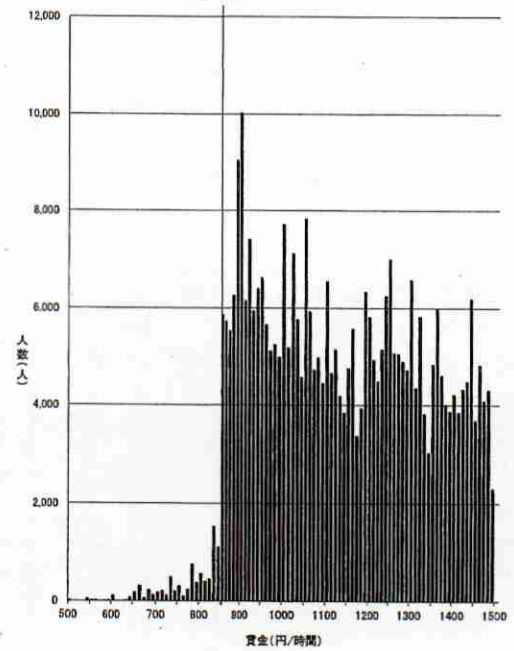
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

853円



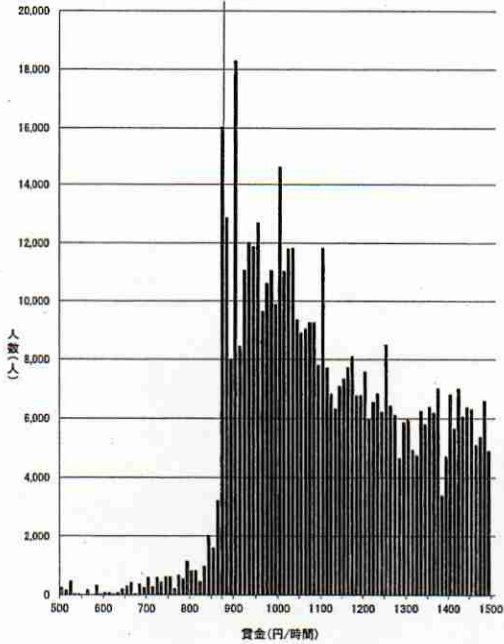
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

871円



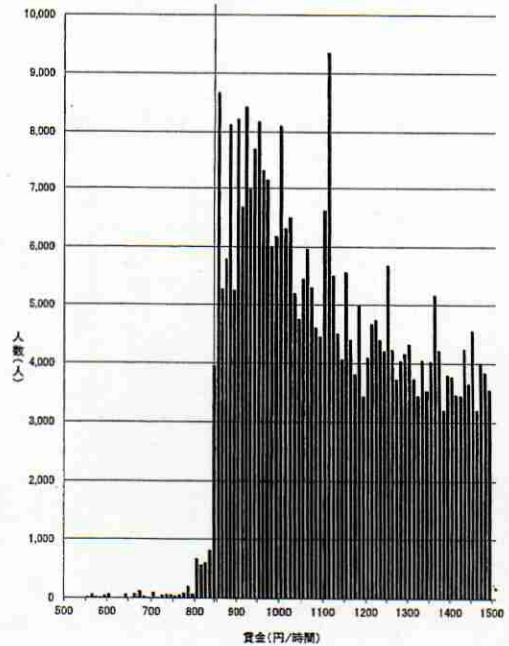
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

848円



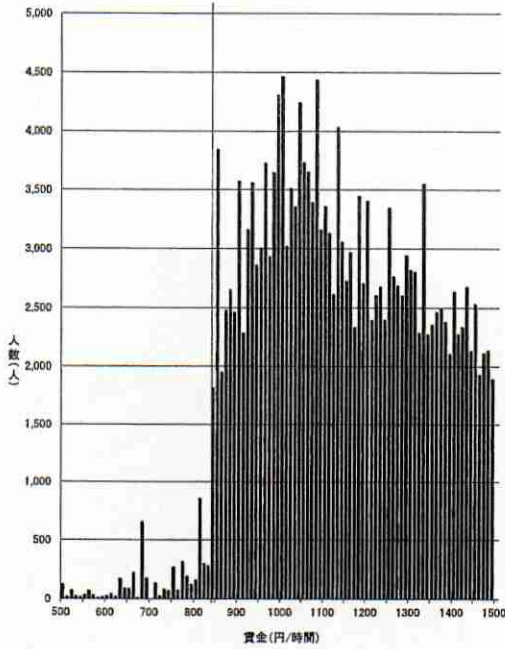
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

848円



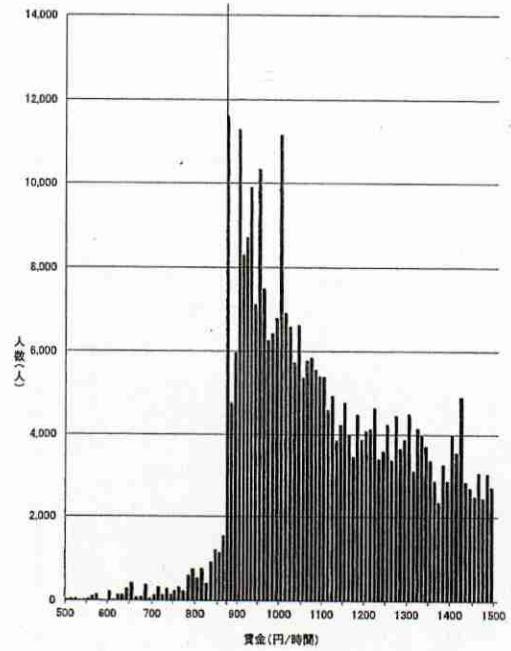
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

873円



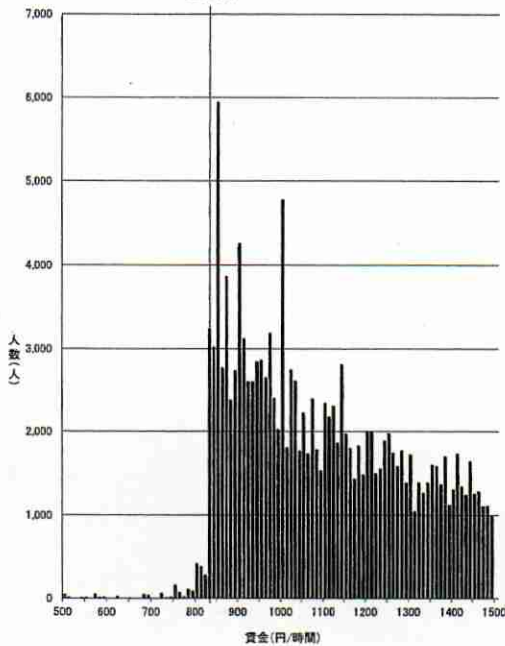
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

837円



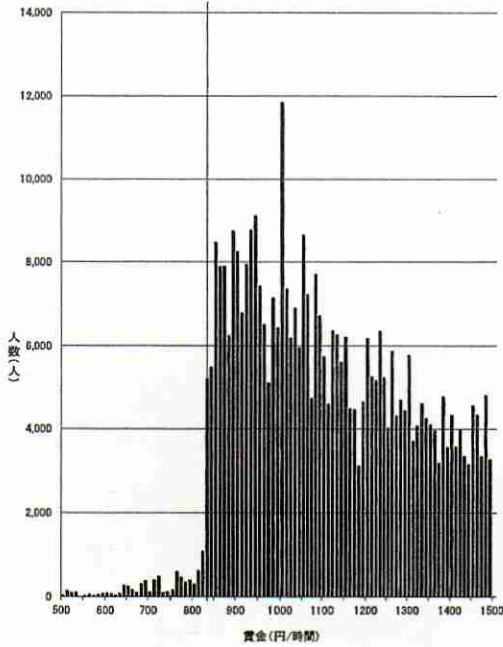
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(C)

835円



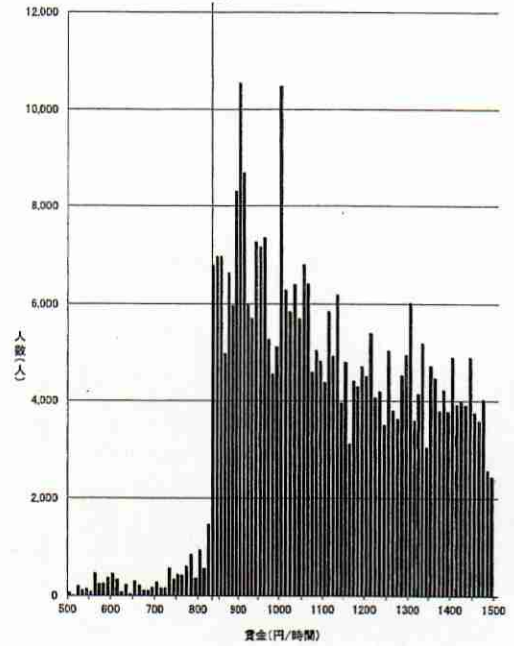
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(C)

833円



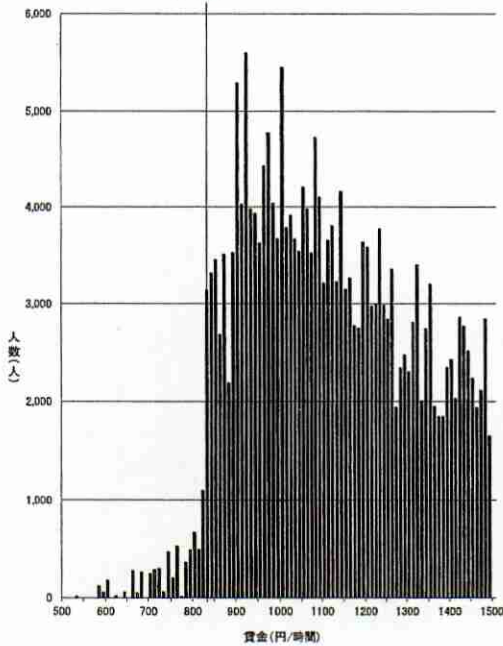
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(C)

832円



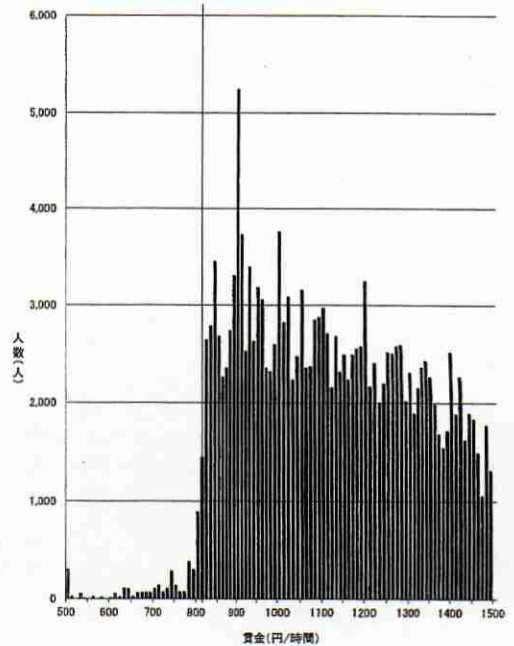
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(C)

818円



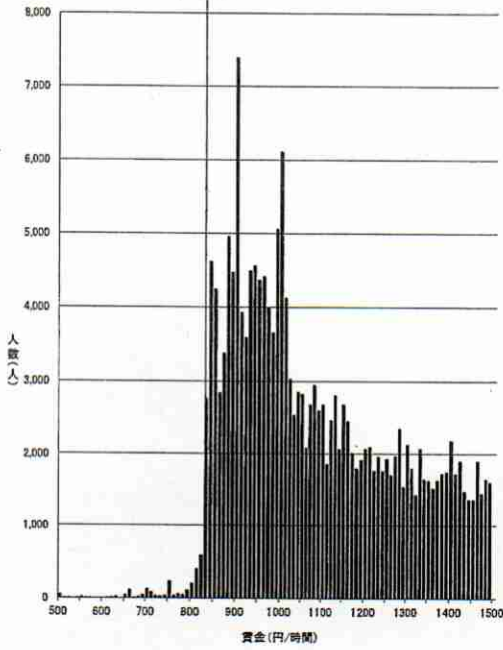
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(C)

837円



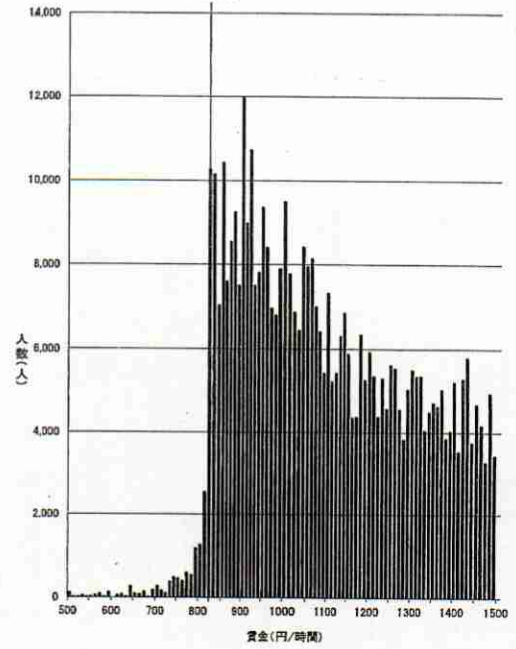
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

824円



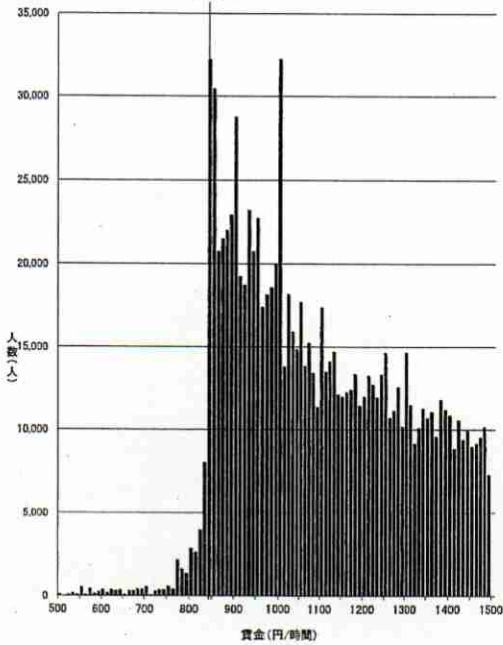
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

841円



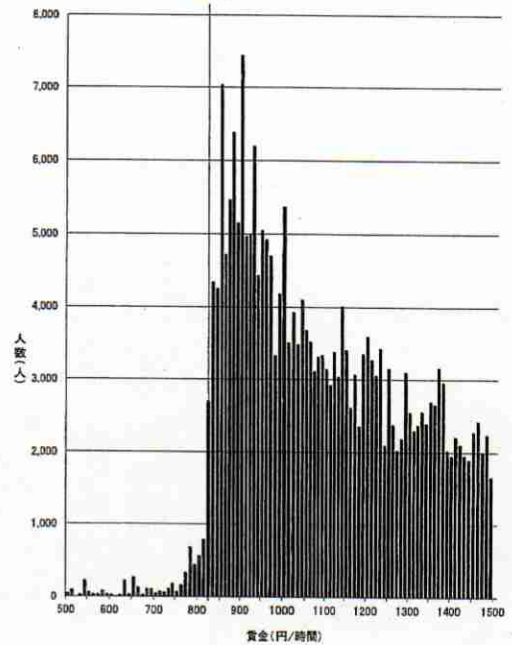
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

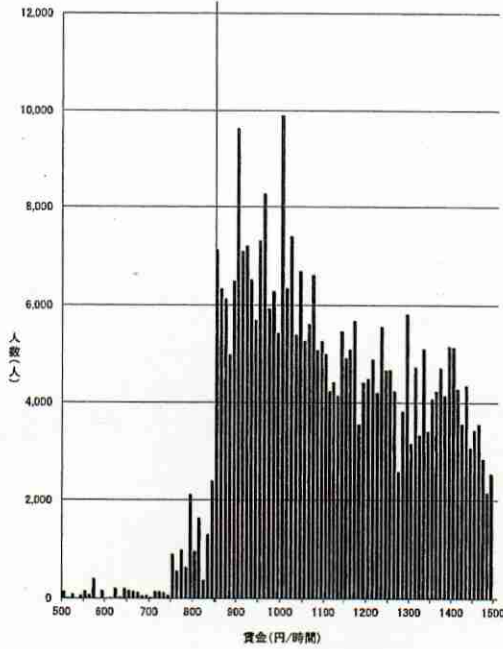
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



岐阜(C)

851円



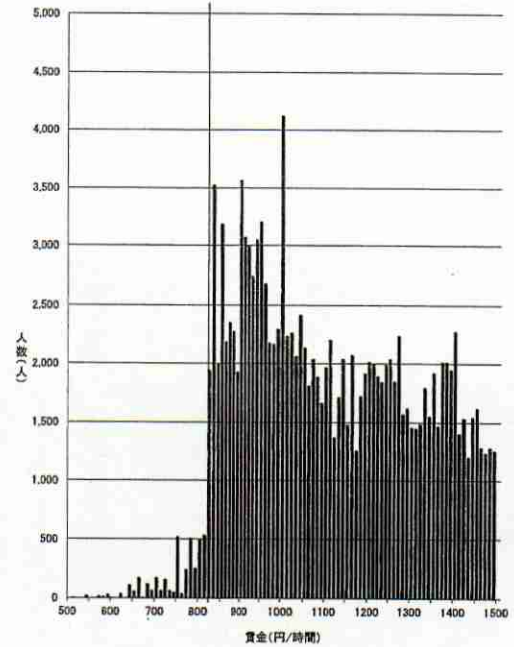
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)

829円



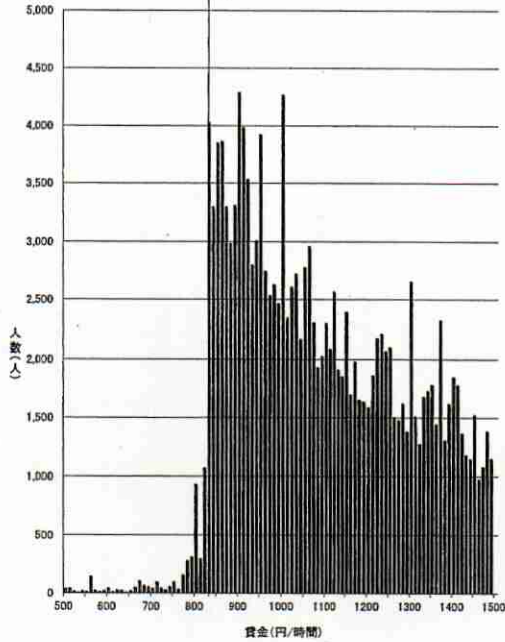
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)

830円



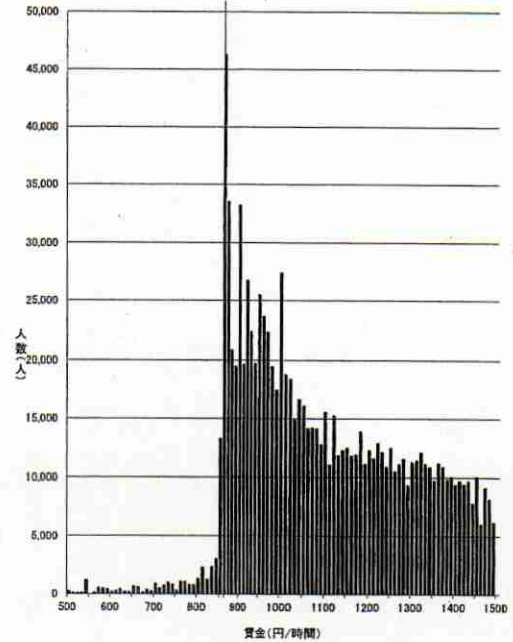
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)

861円



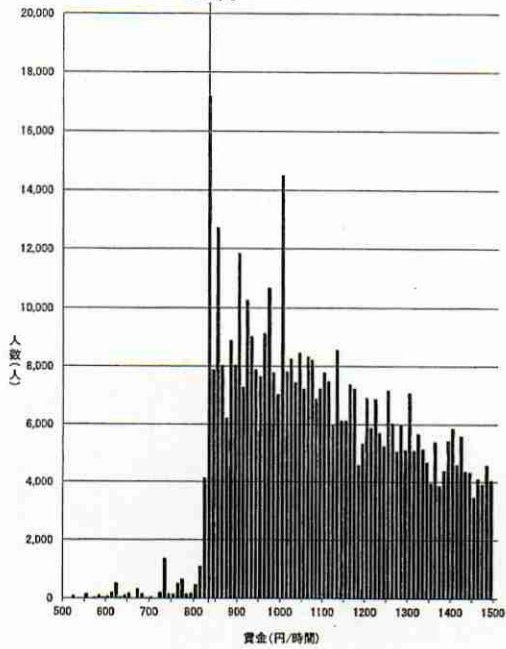
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)

830円



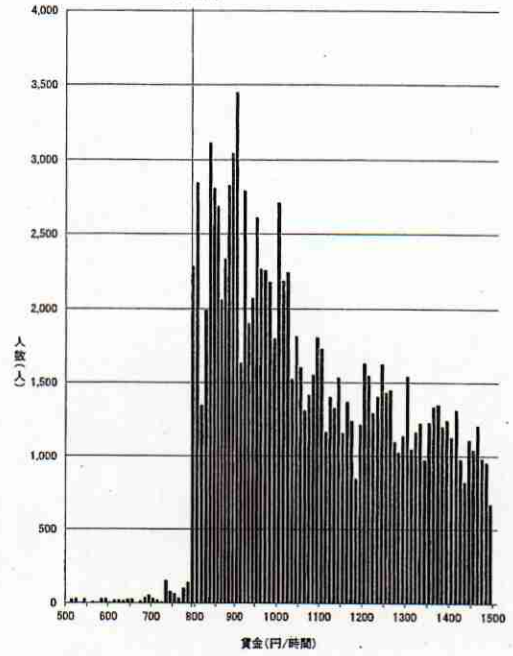
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(C)

793円

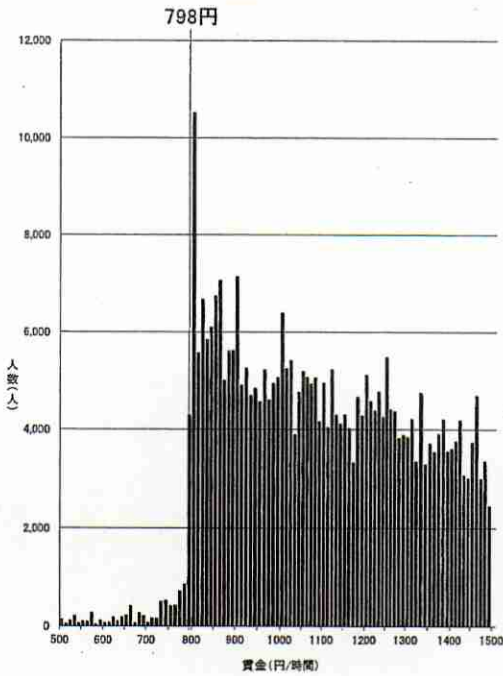


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

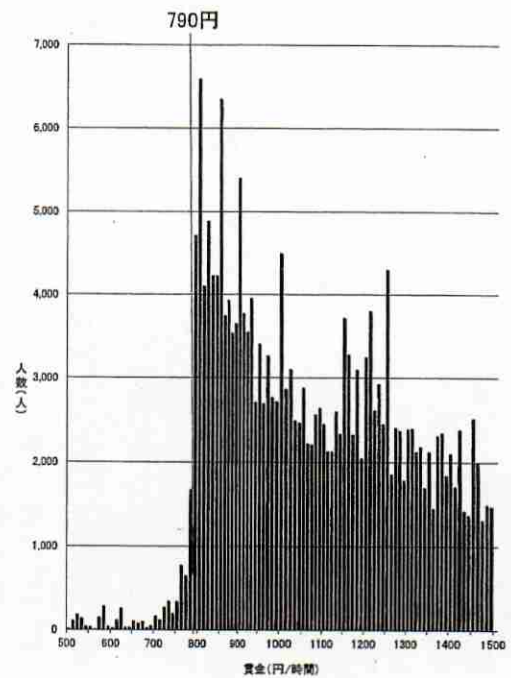


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

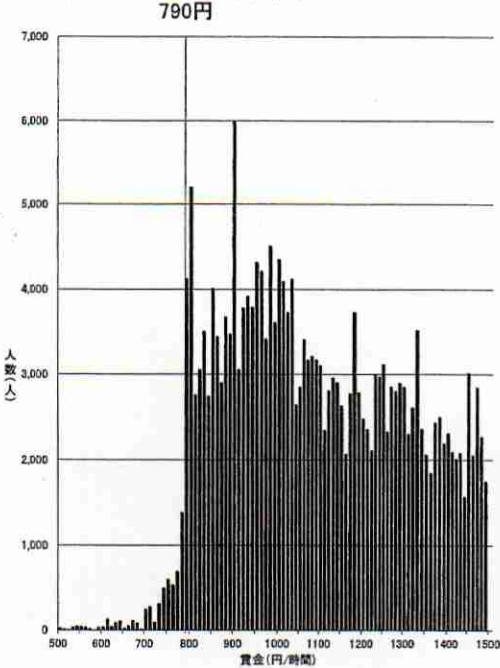


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

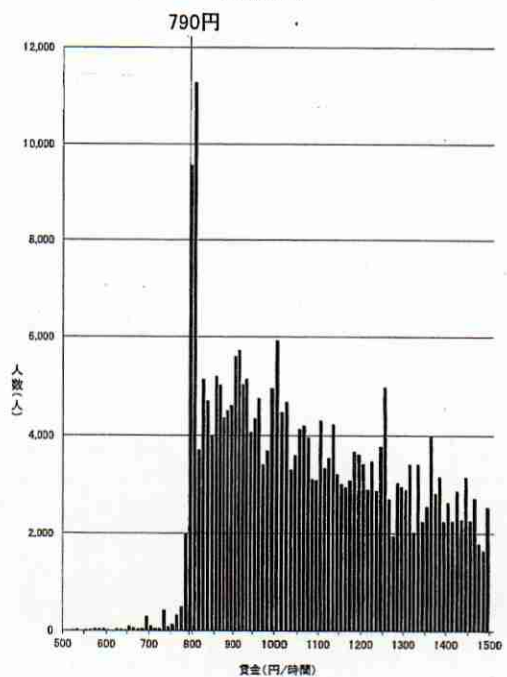


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

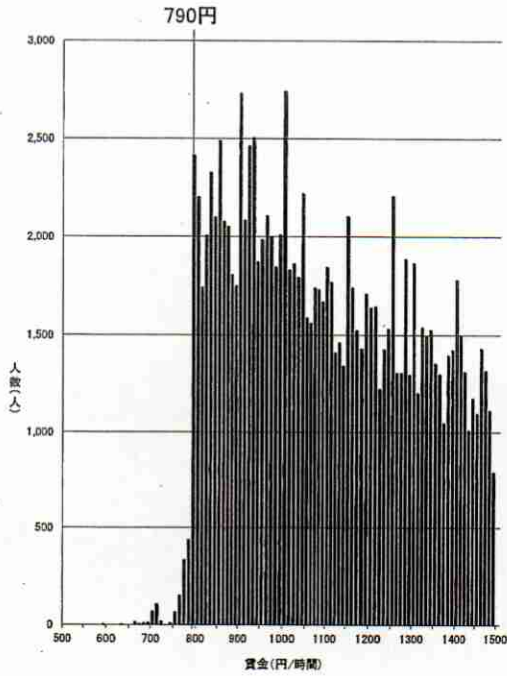


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

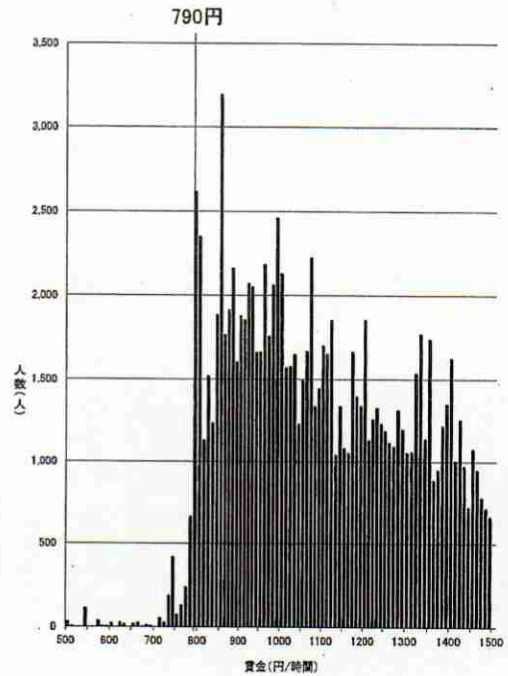


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

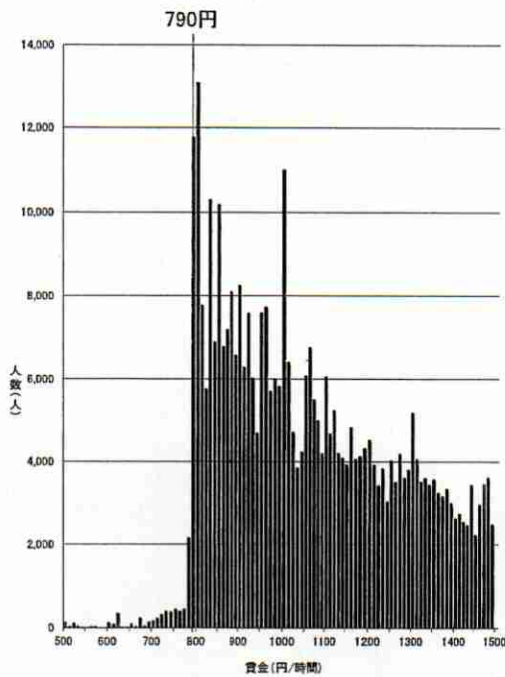


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

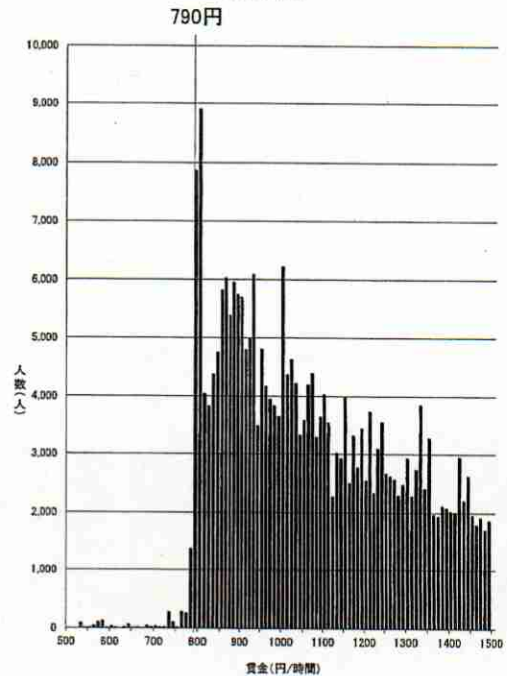


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

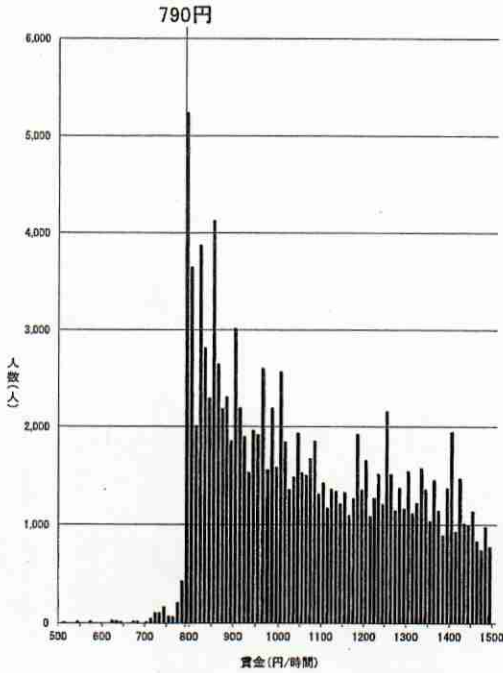


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

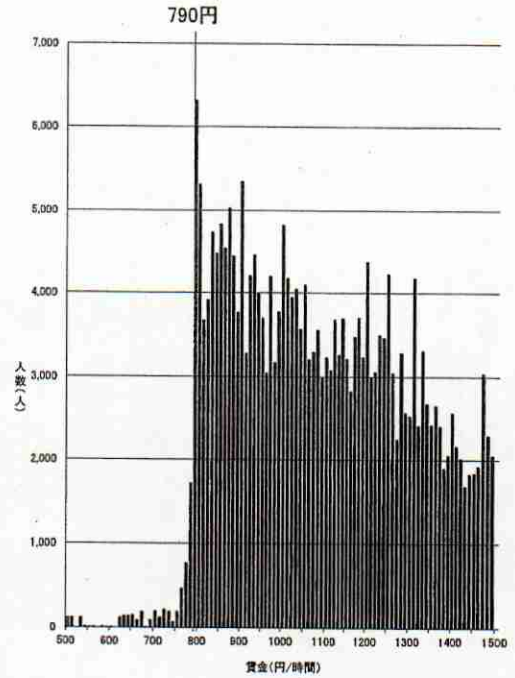


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

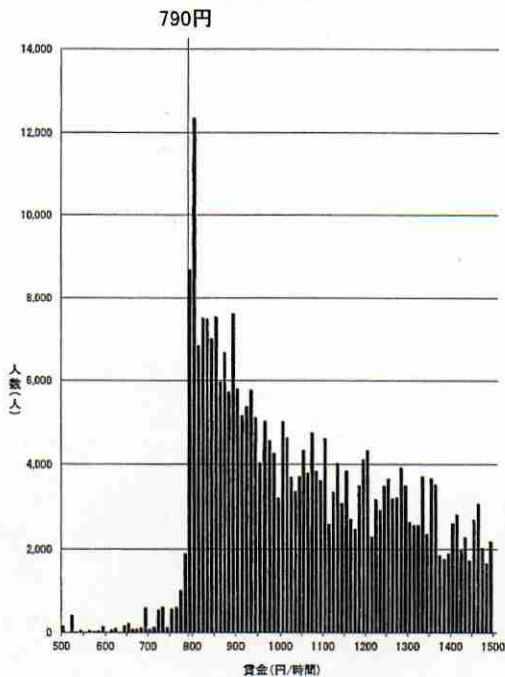


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

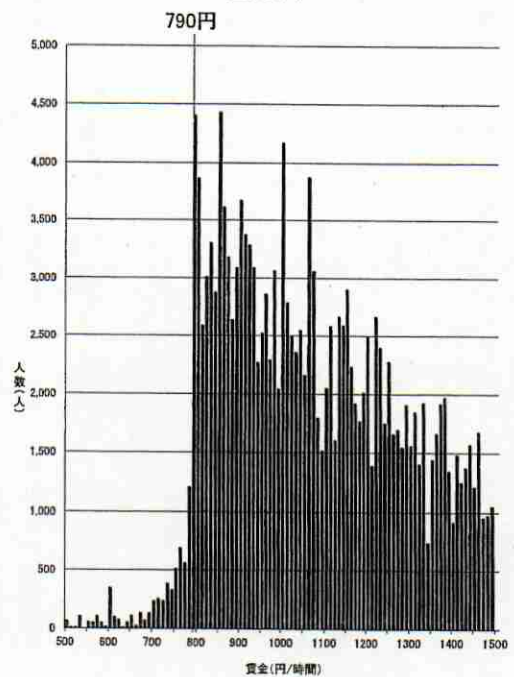


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

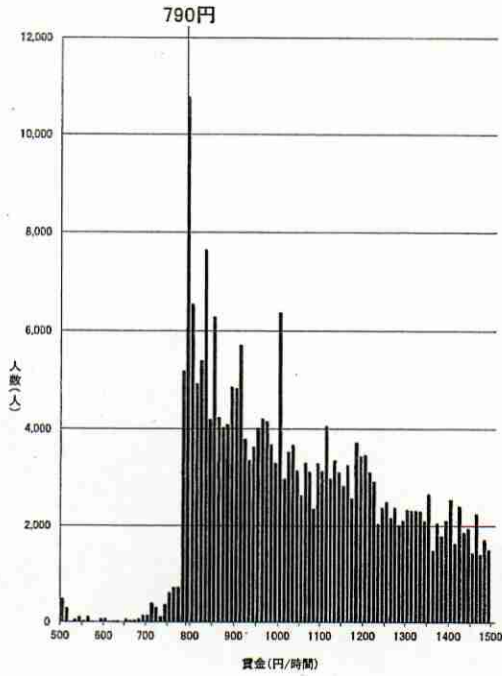


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(D)

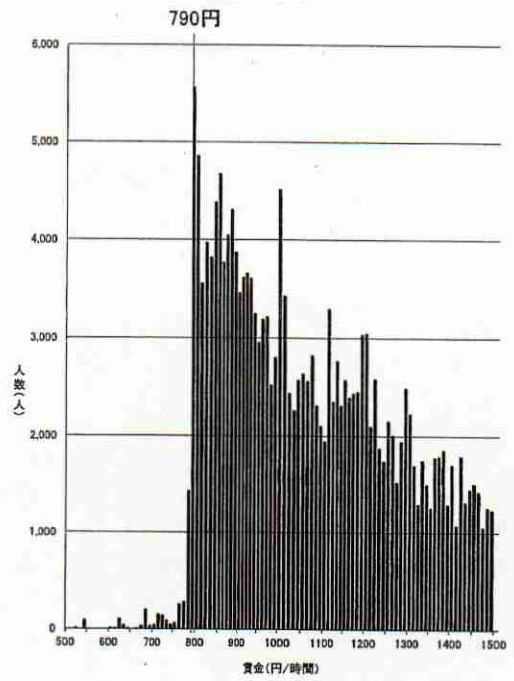


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

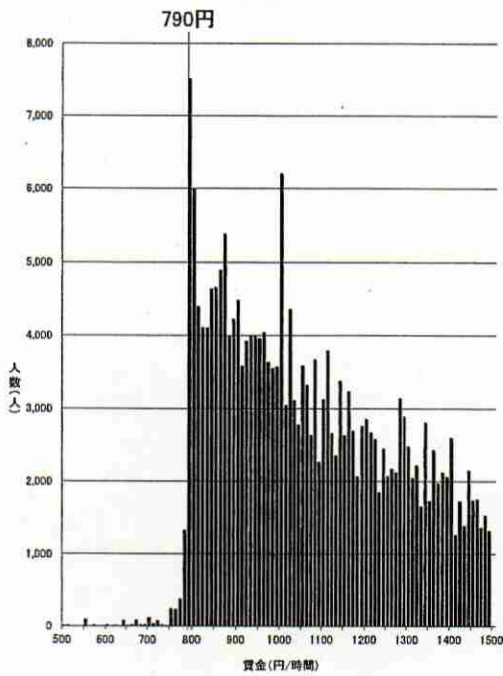


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

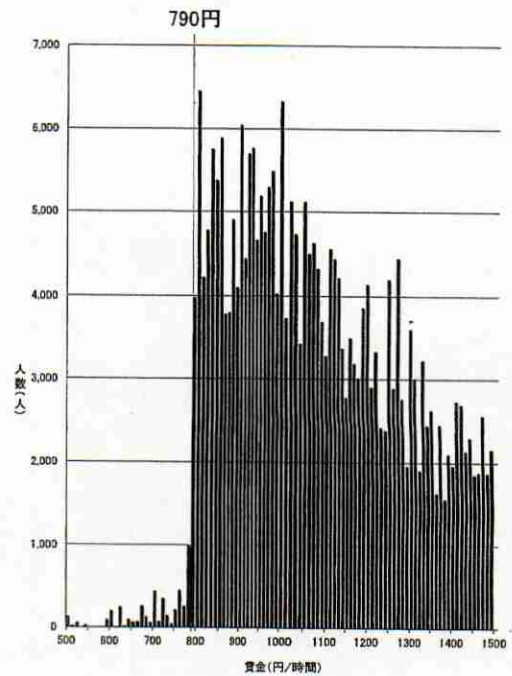


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



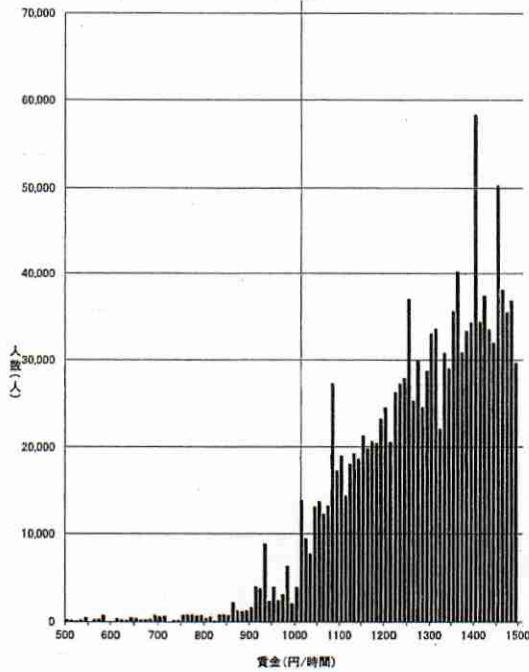
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

1013円



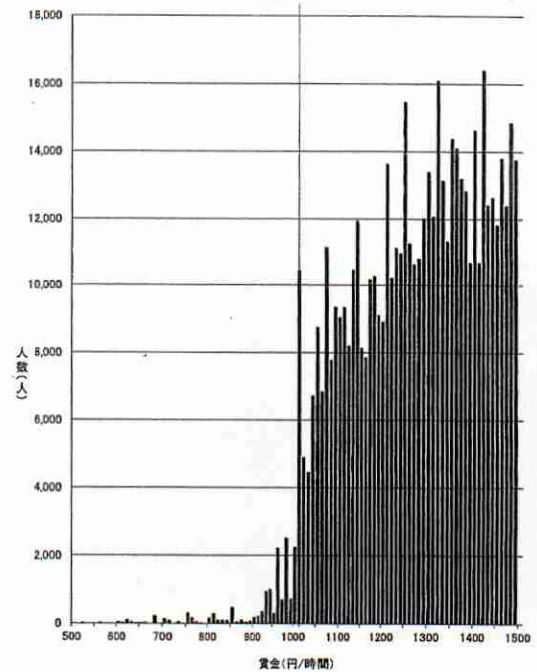
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

1011円



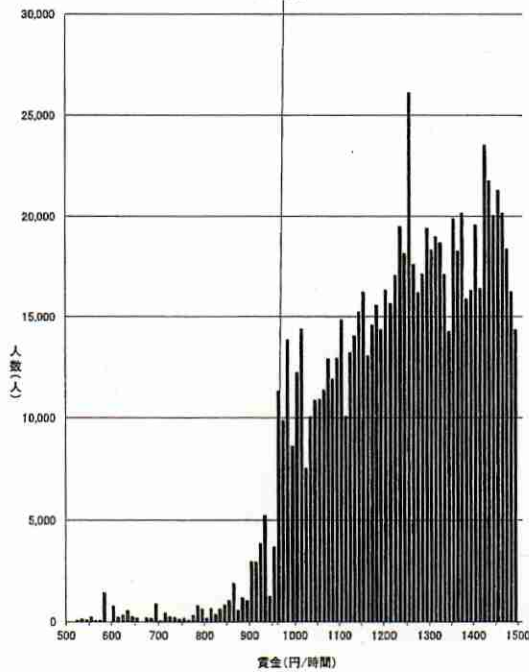
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

964円



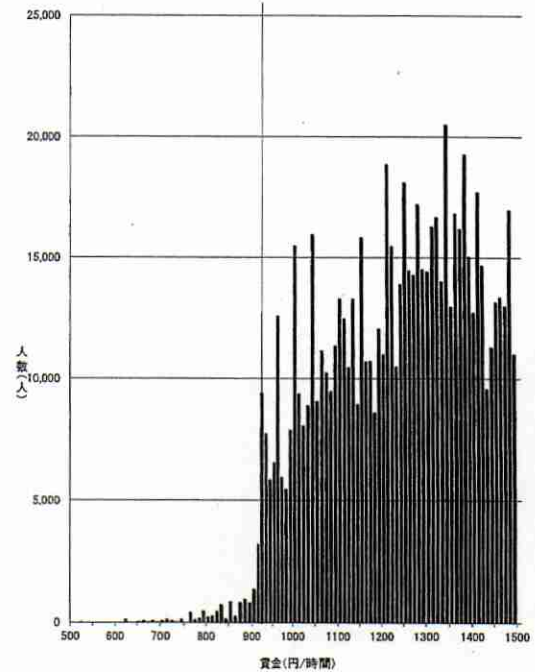
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

926円

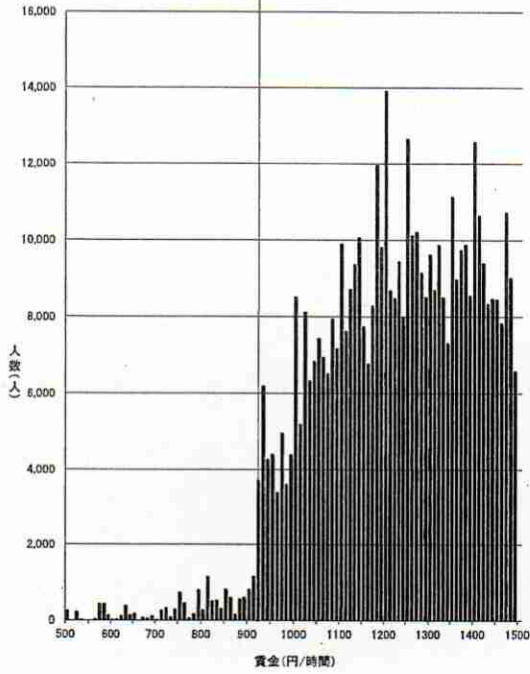


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)  
926円

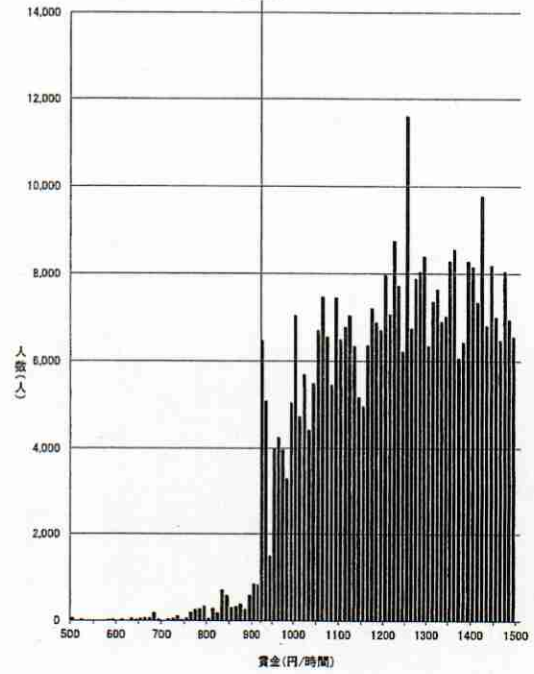


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)  
923円



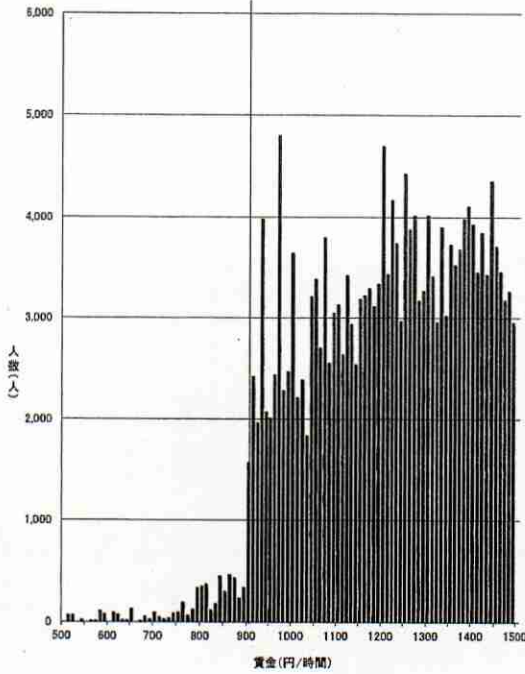
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



京都(B)  
909円

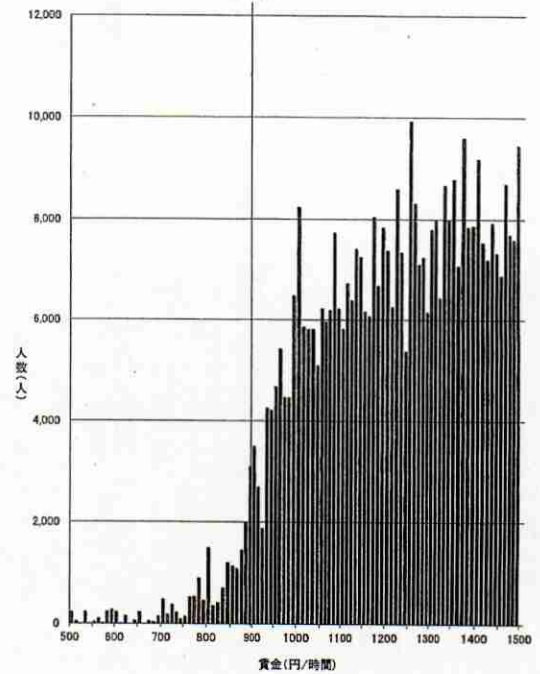


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)  
899円

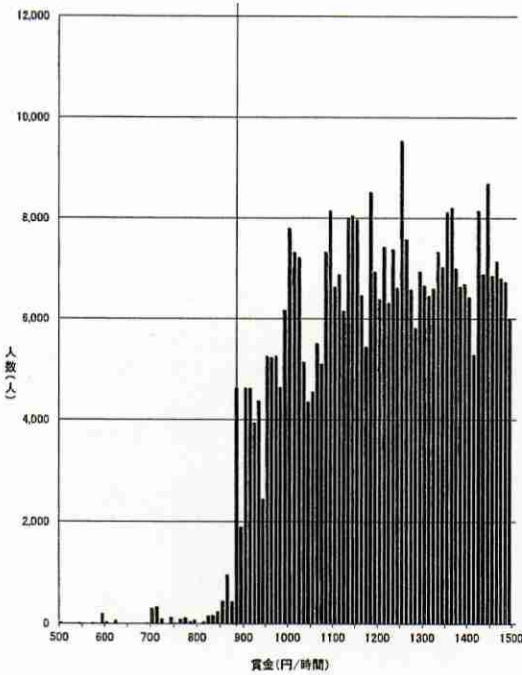


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)  
885円

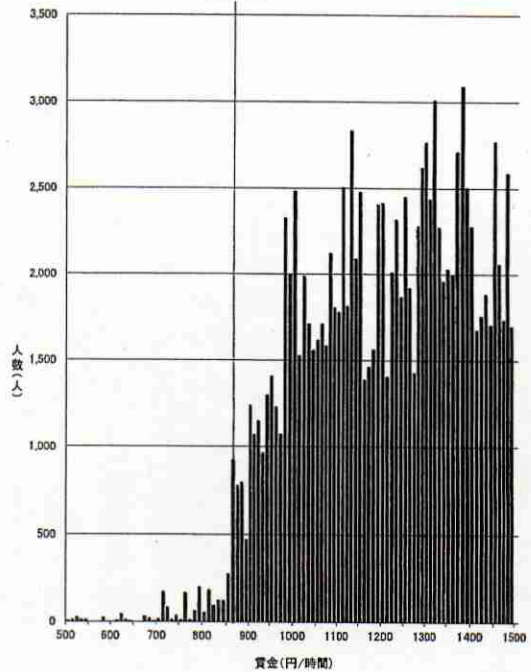


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)  
866円



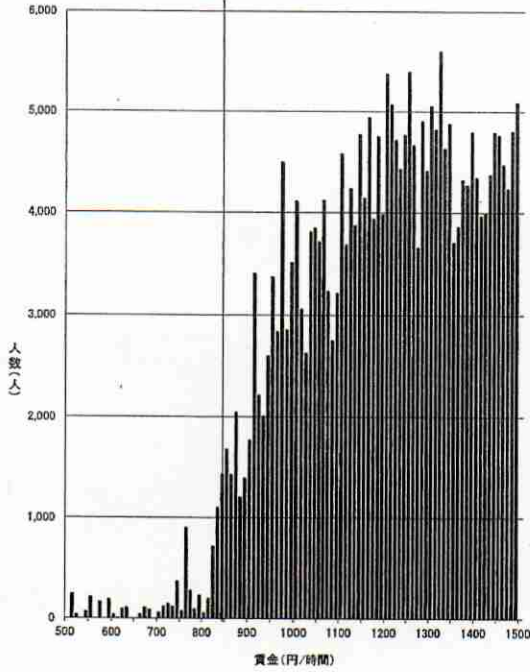
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

849円



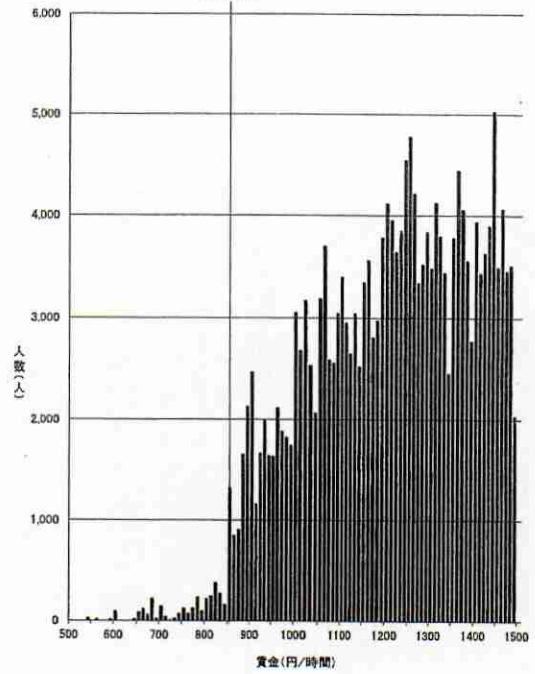
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

853円



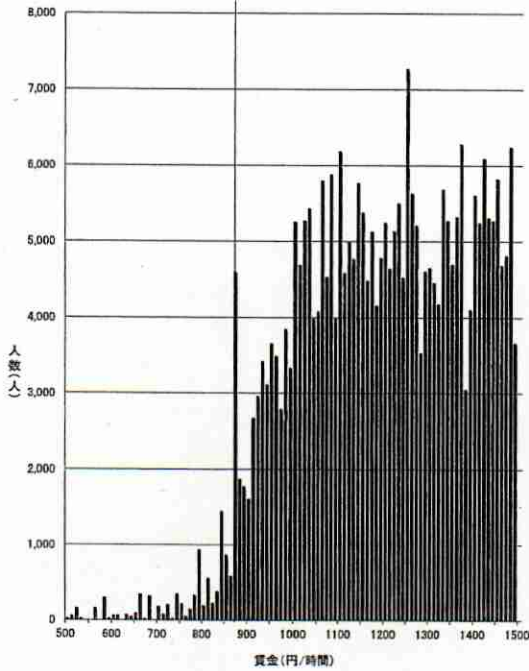
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



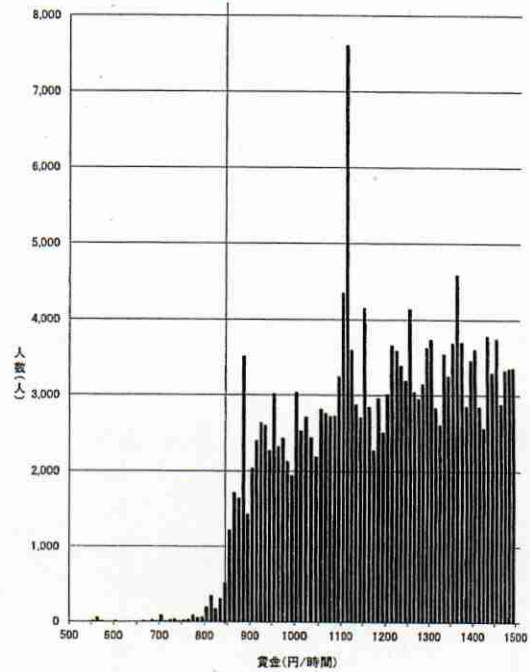
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

848円



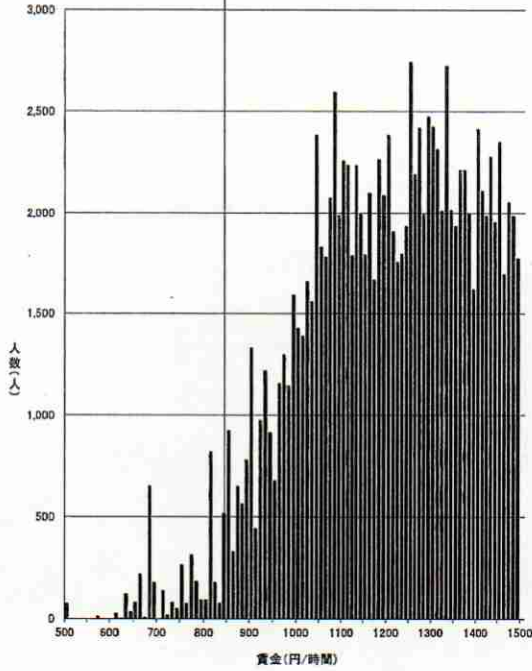
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

848円



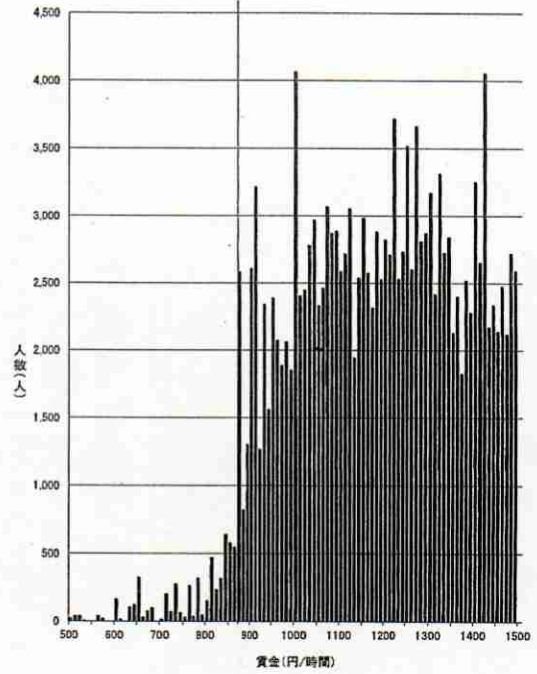
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

873円



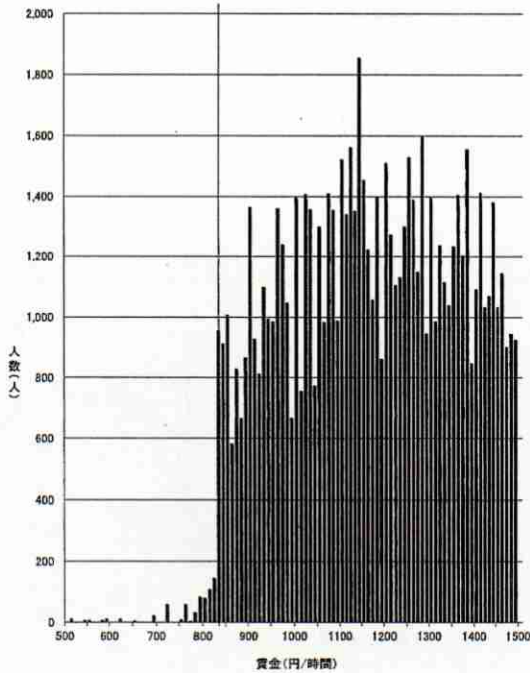
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

837円



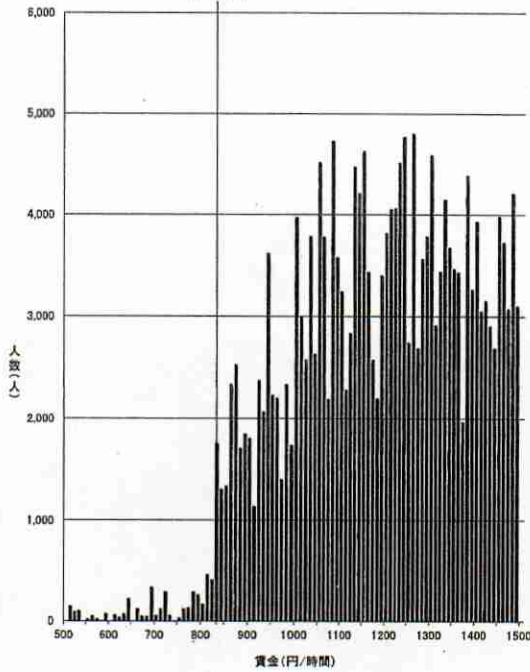
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(C)

835円



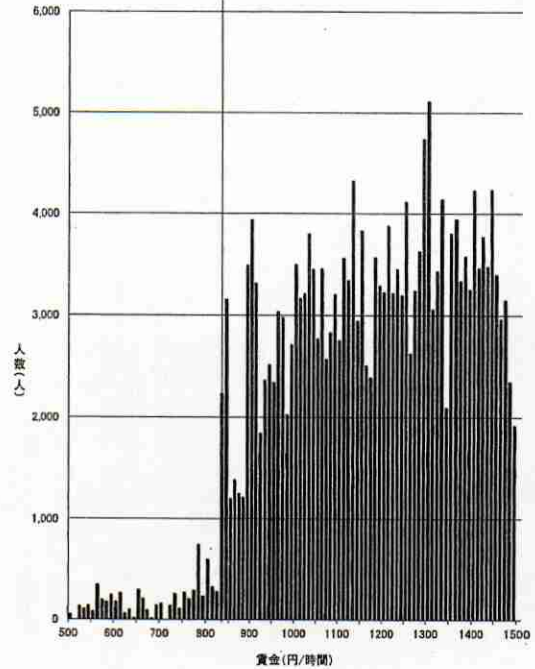
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(C)

833円



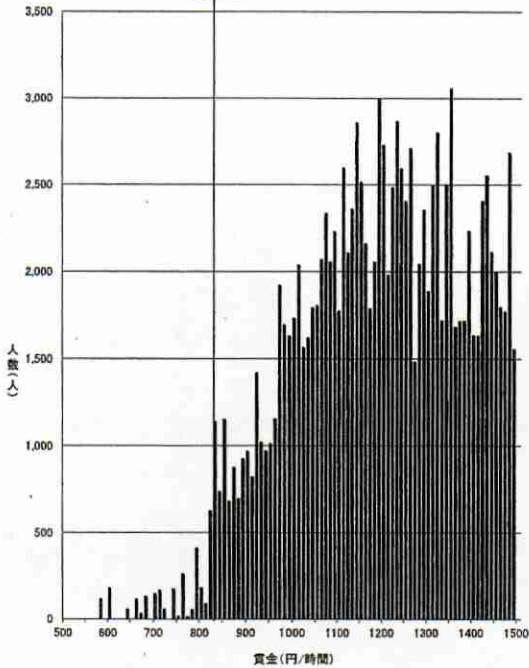
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(C)

832円



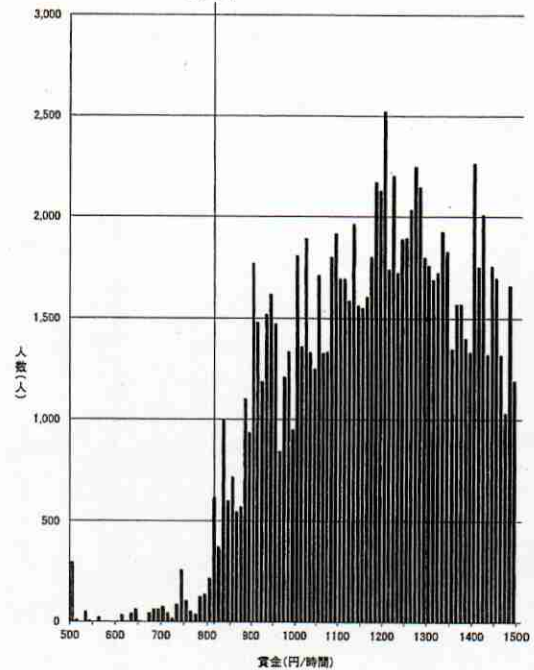
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(C)

818円



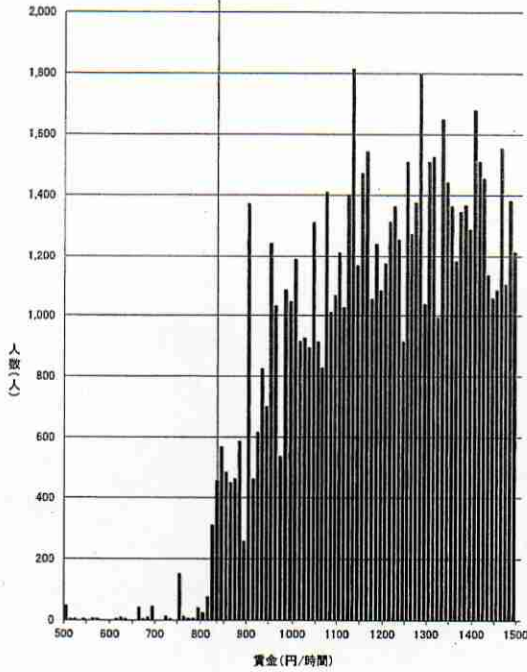
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(C)

837円



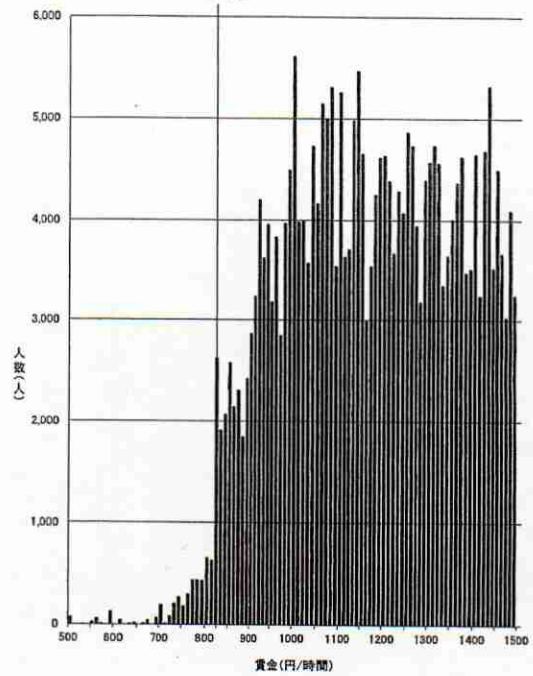
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

824円



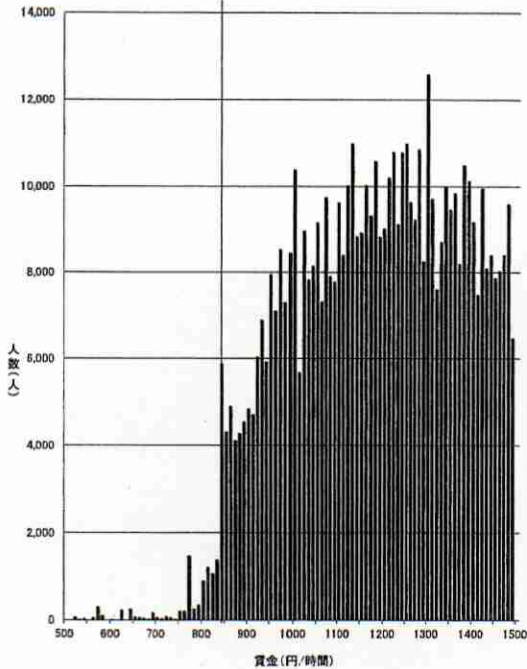
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

841円



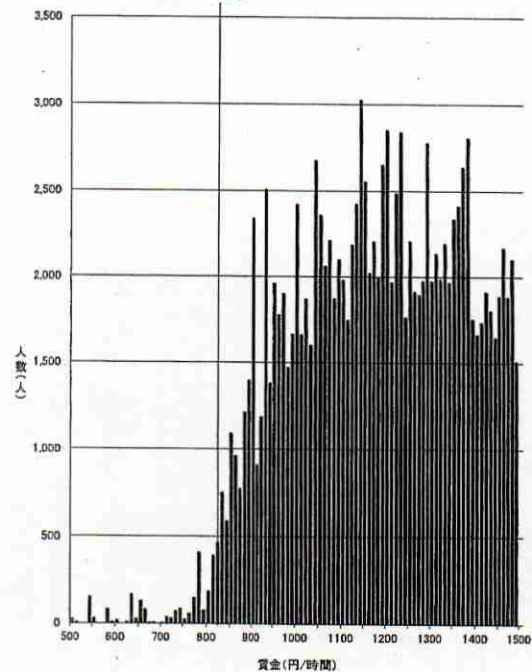
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円



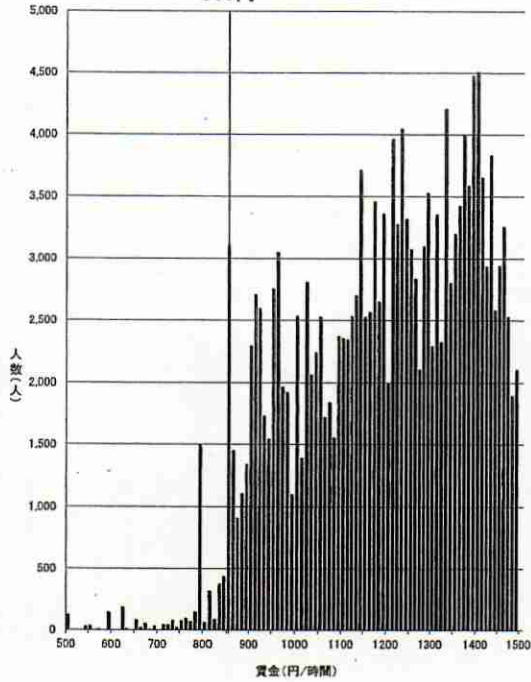
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(C)

851円



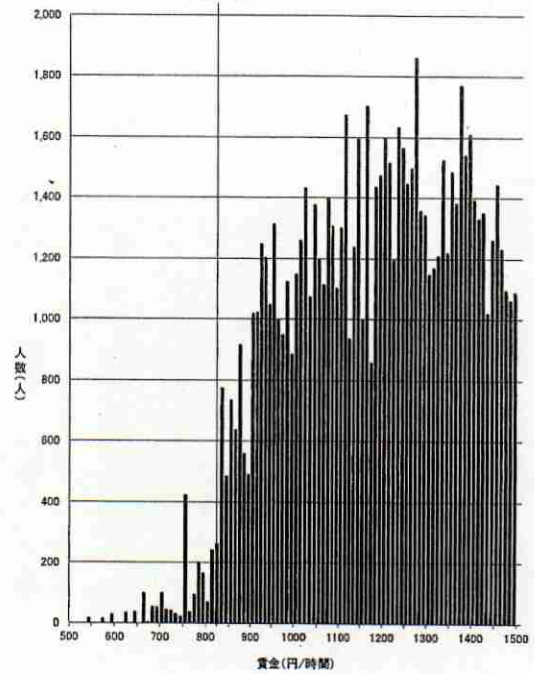
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(C)

829円



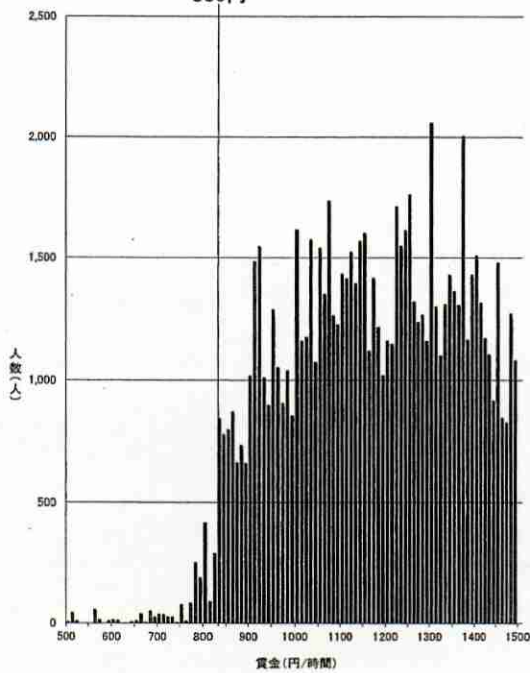
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(C)

830円



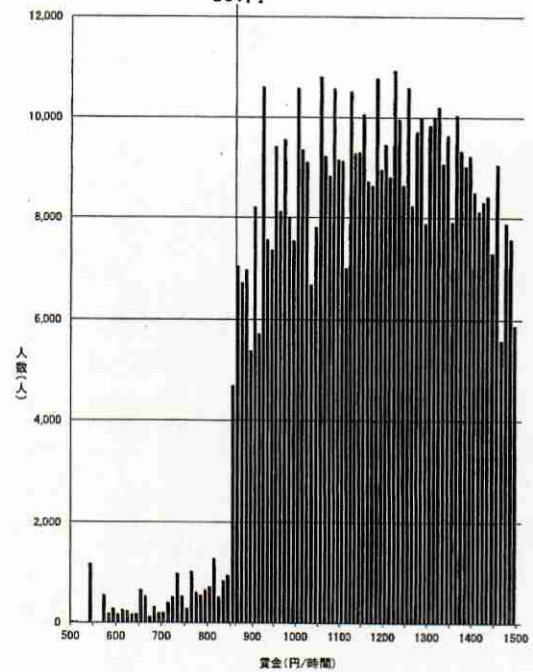
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(C)

861円



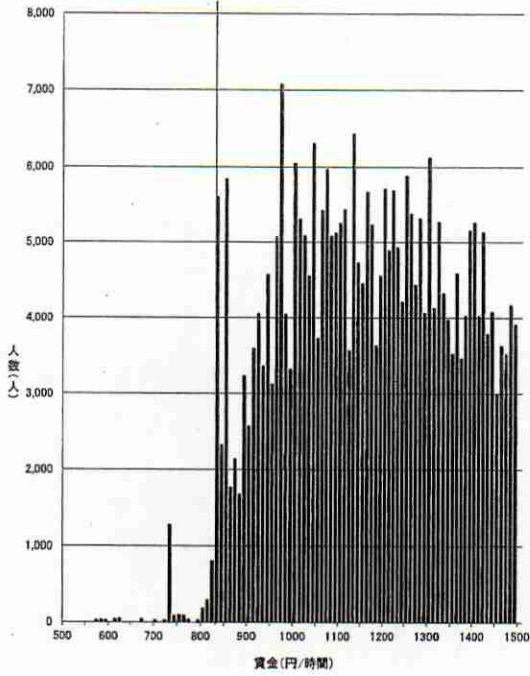
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(C)

830円



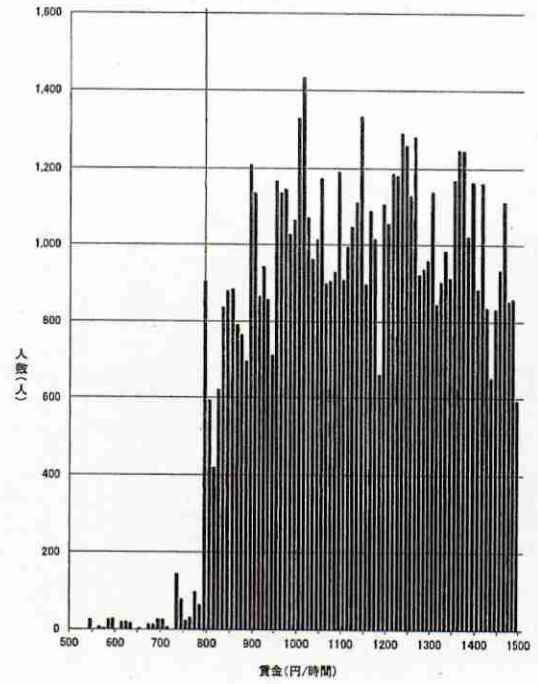
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(C)

793円



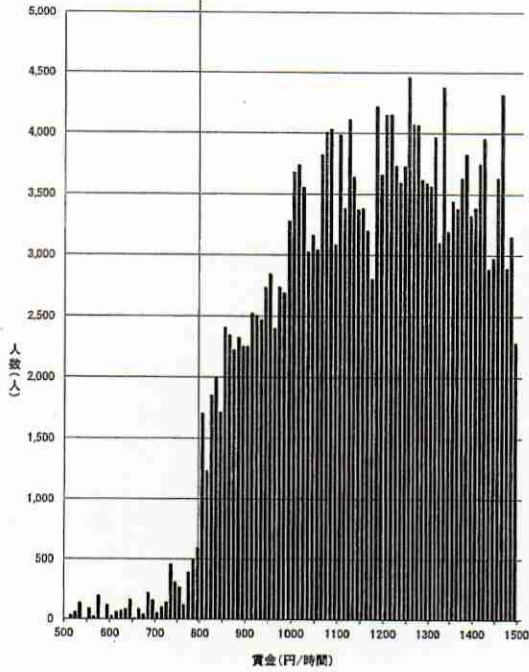
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

798円



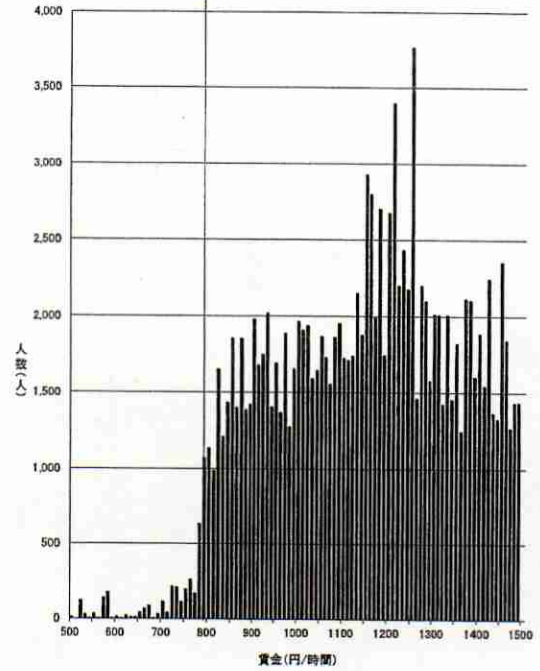
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

790円



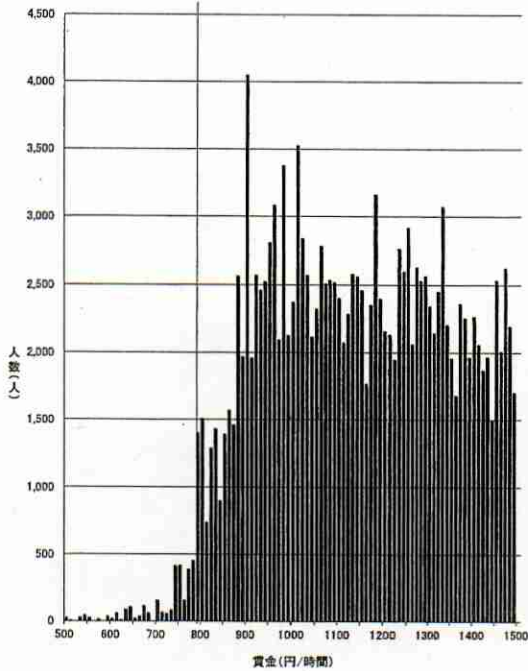
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

790円



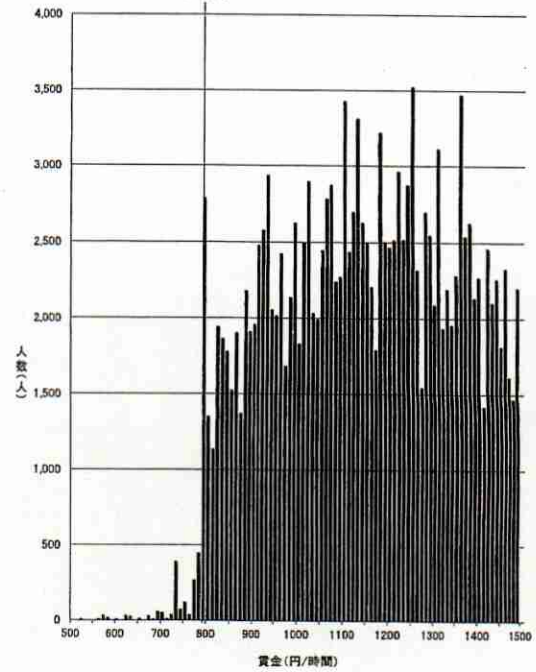
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

790円



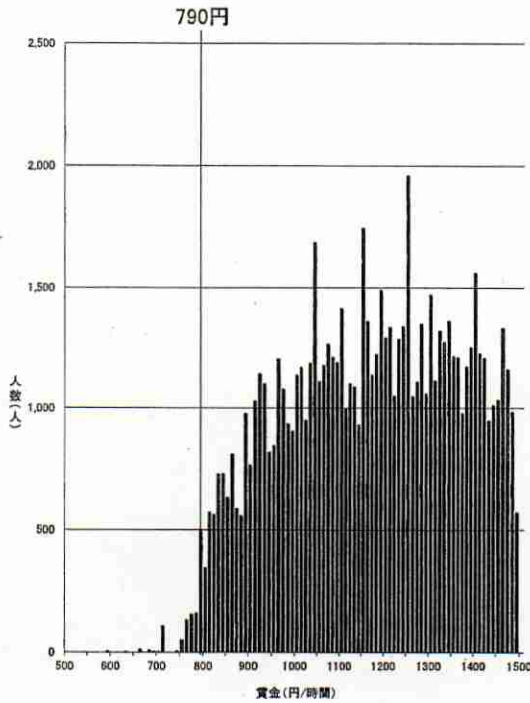
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



島根(D)

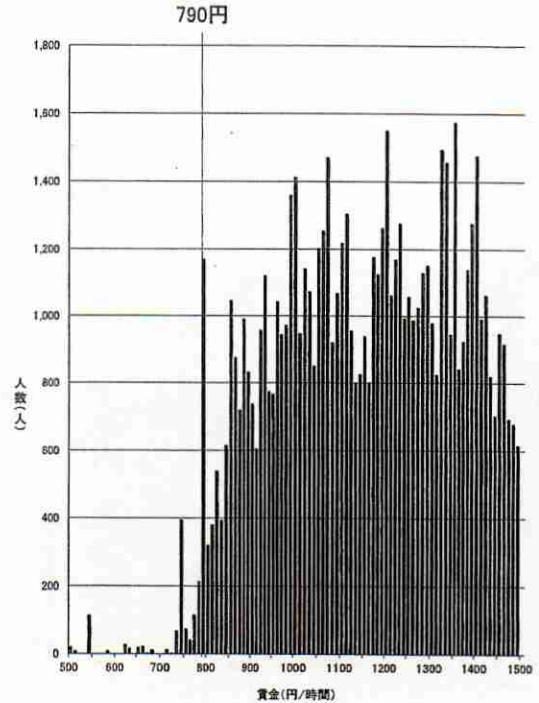


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

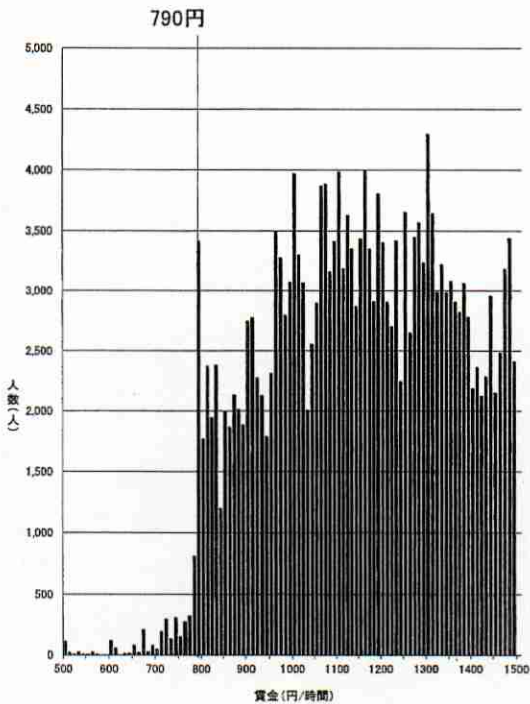


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

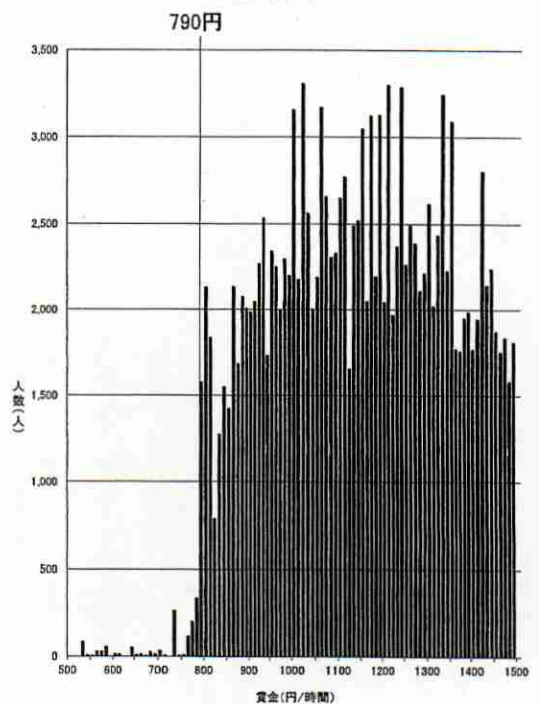


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)



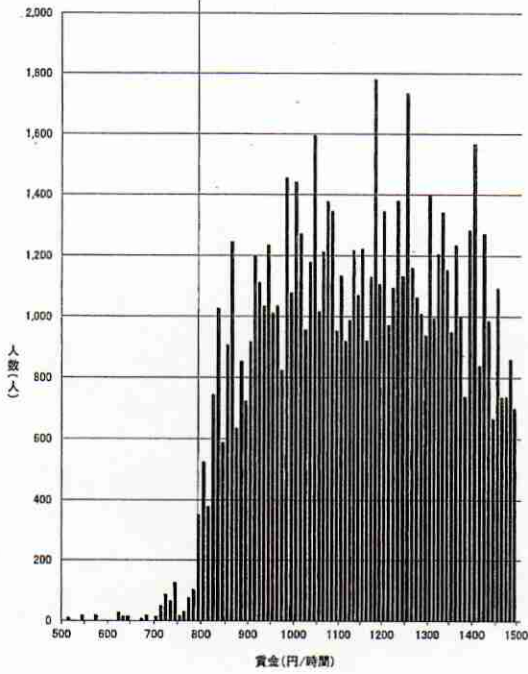
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

790円



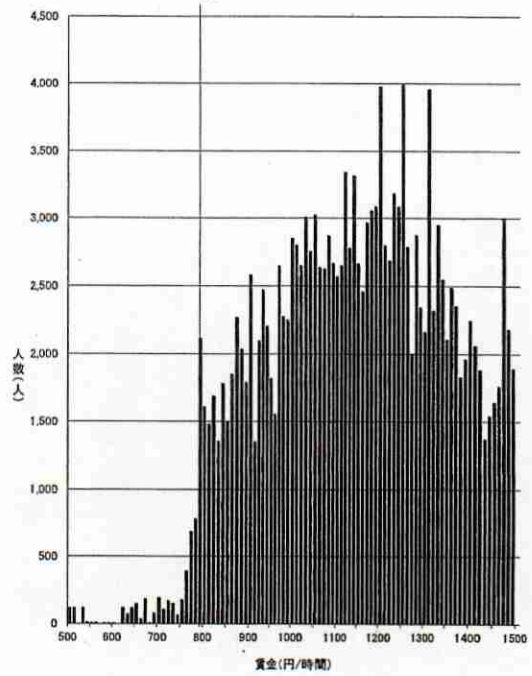
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

790円



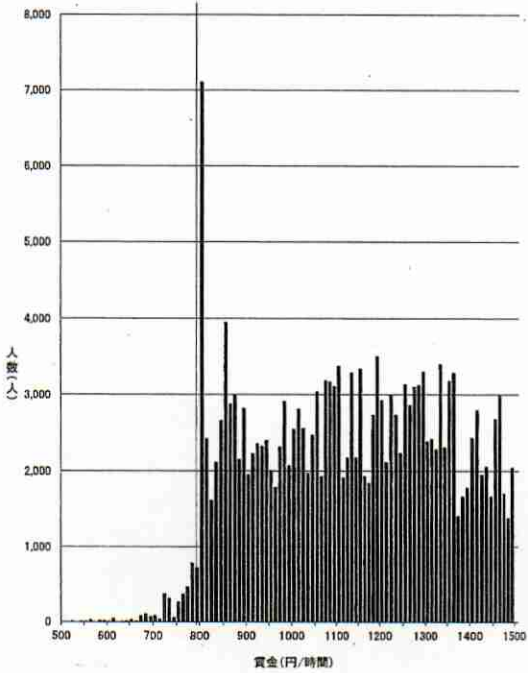
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

790円



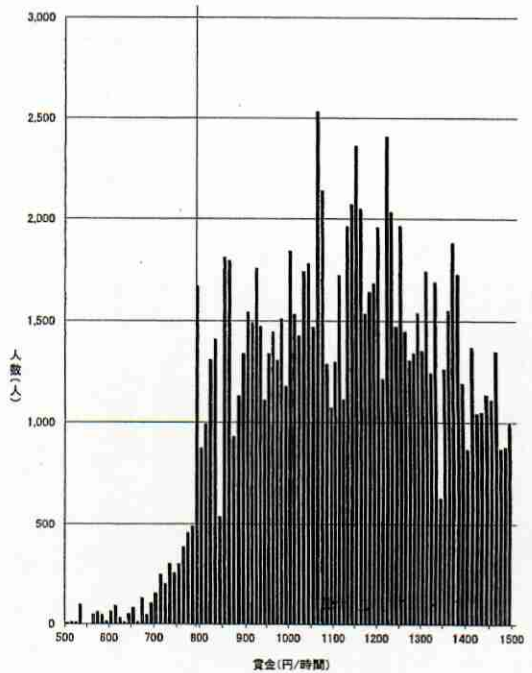
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)

790円



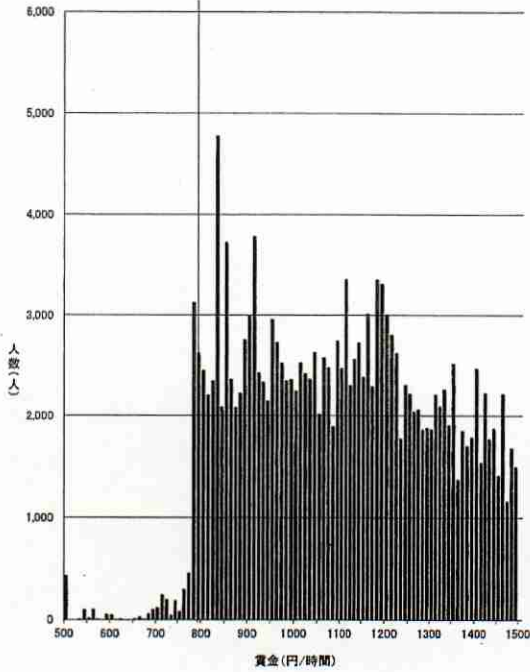
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

790円



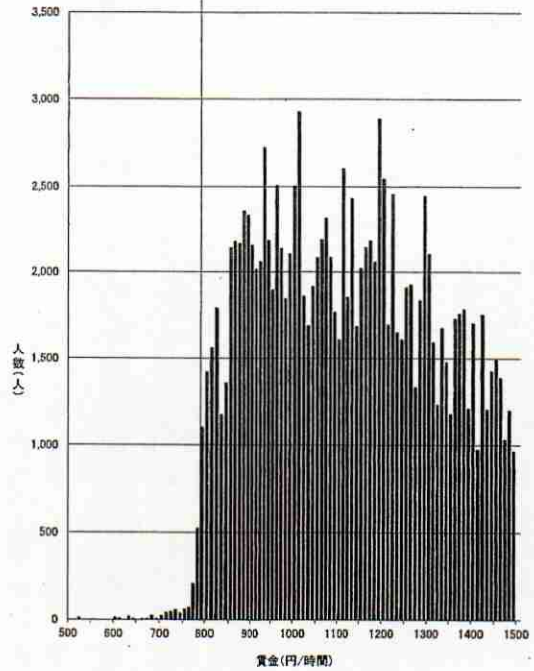
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

790円



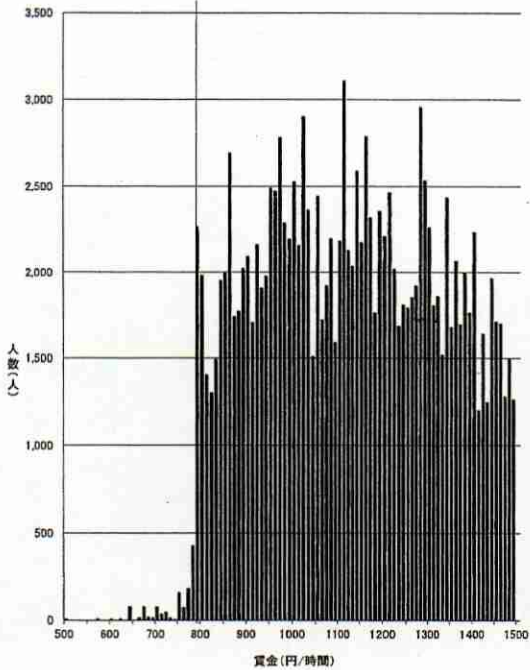
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

790円



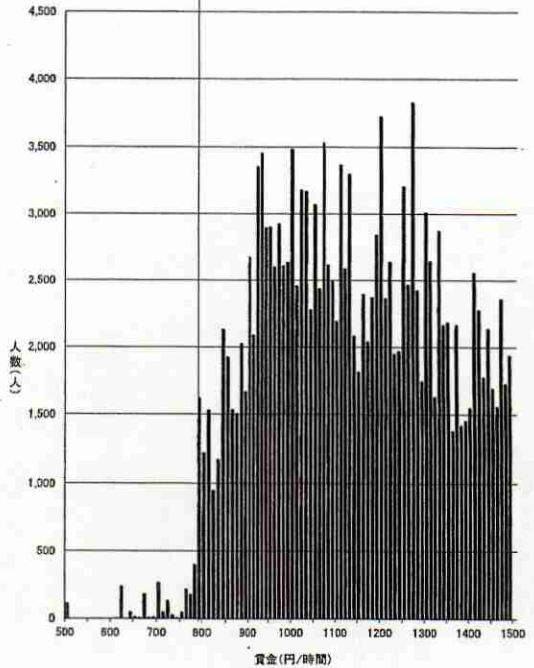
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)

790円



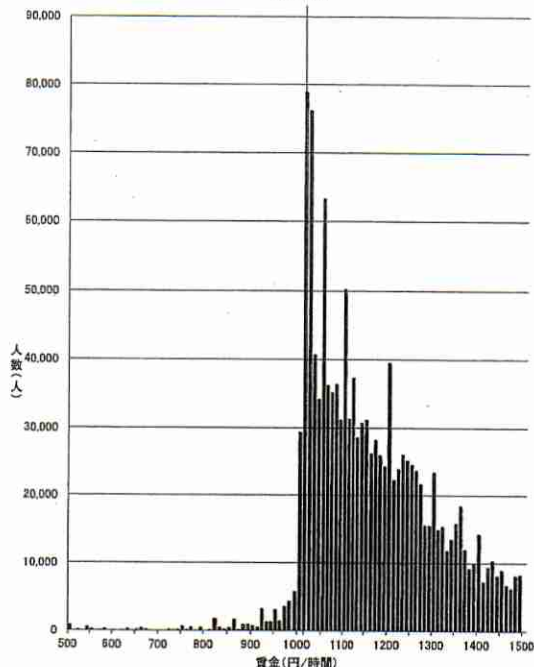
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

1013円



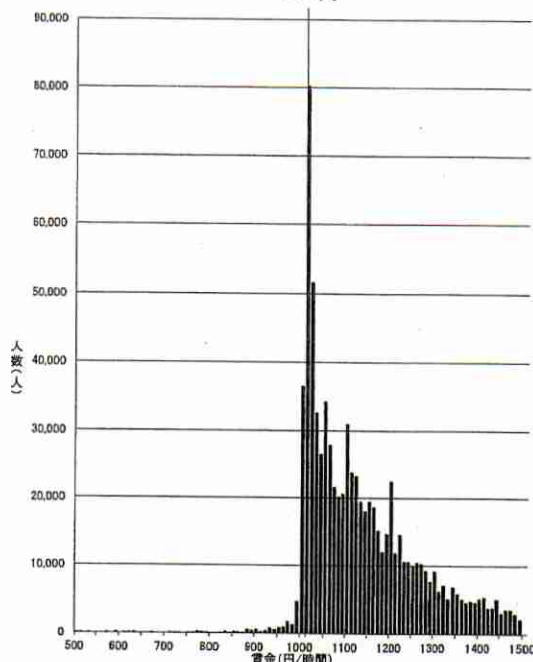
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

1011円



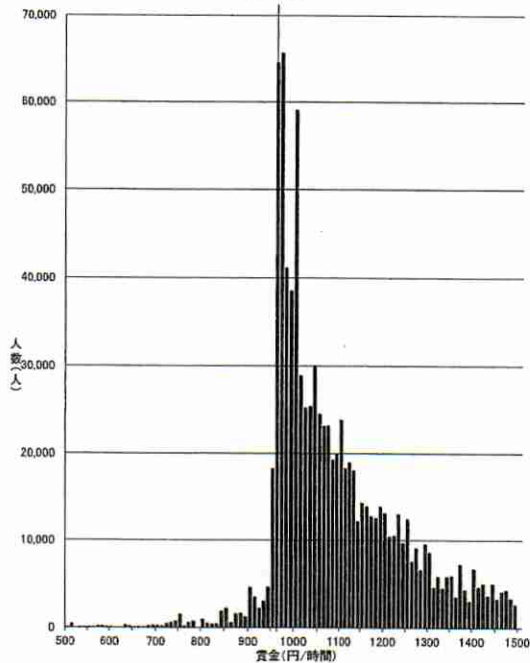
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

964円



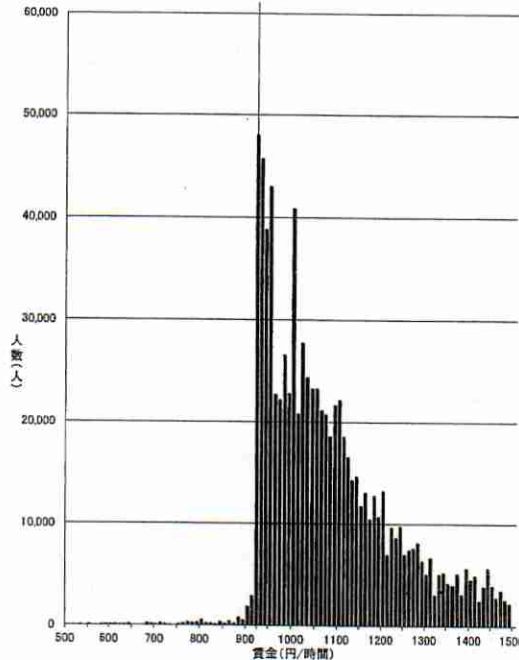
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

926円



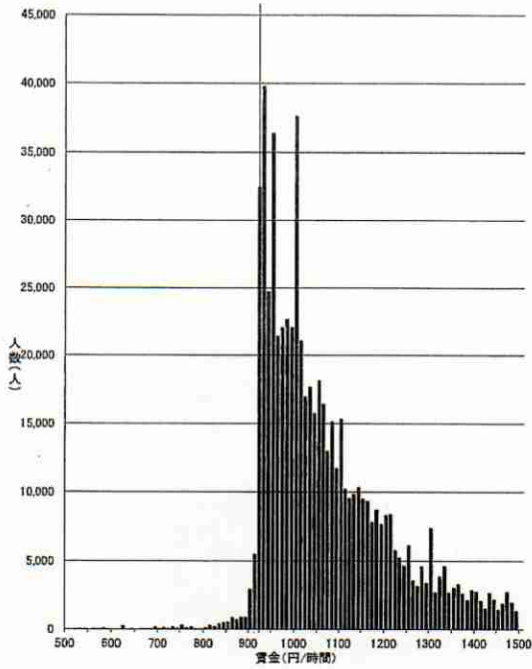
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

926円



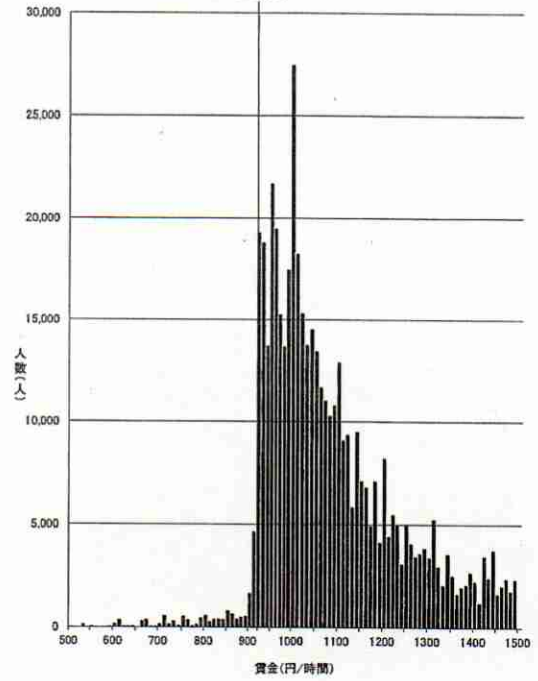
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

923円



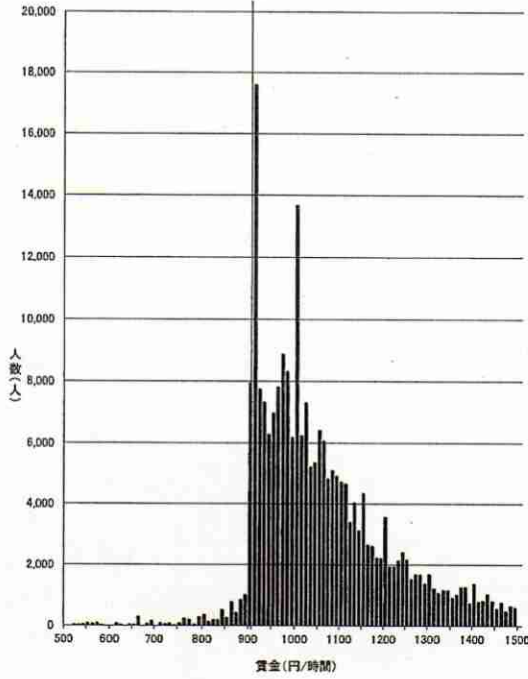
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

909円



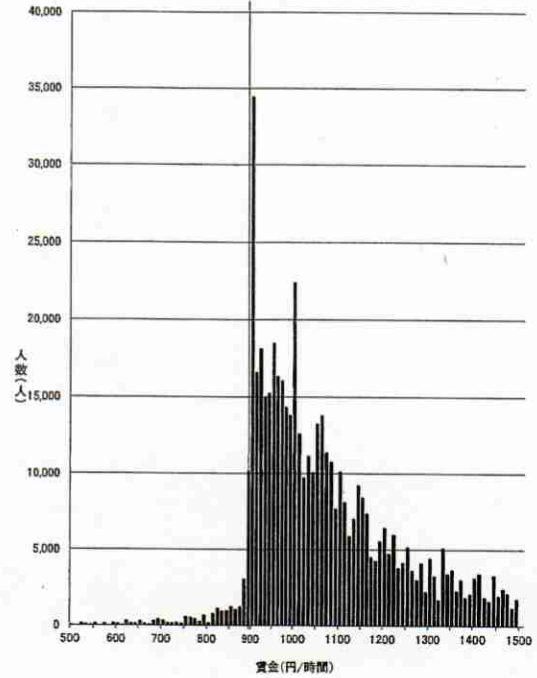
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

899円



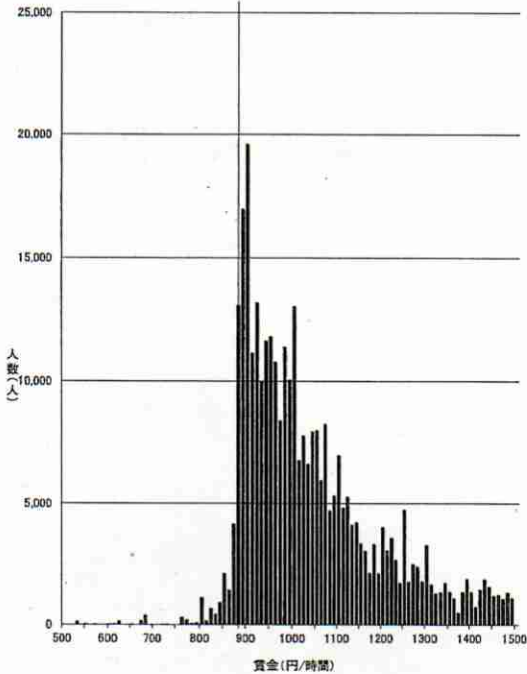
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

885円



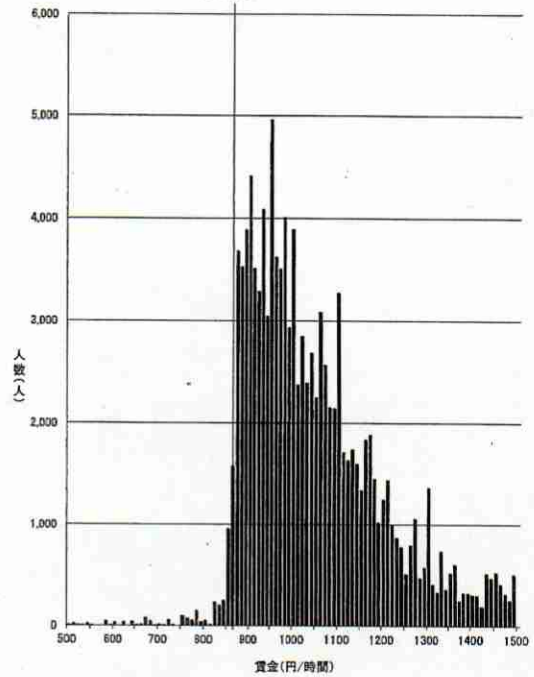
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

866円



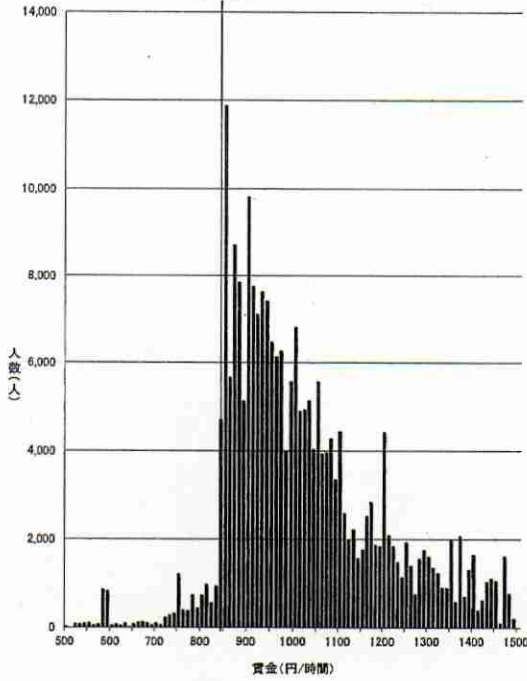
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

849円



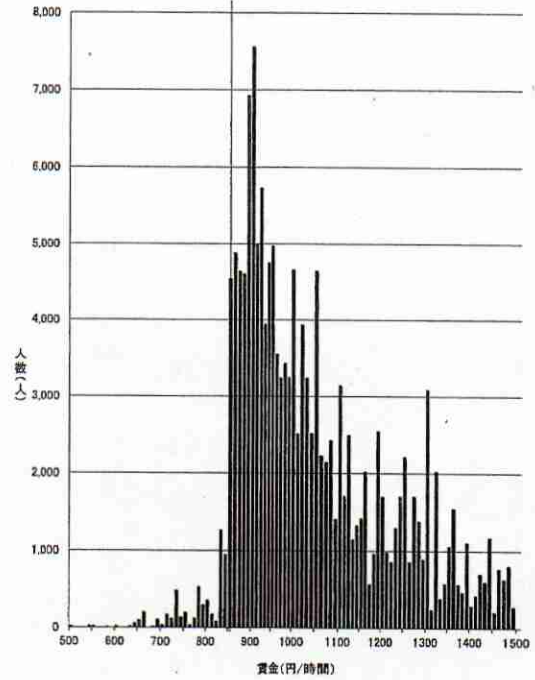
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

853円



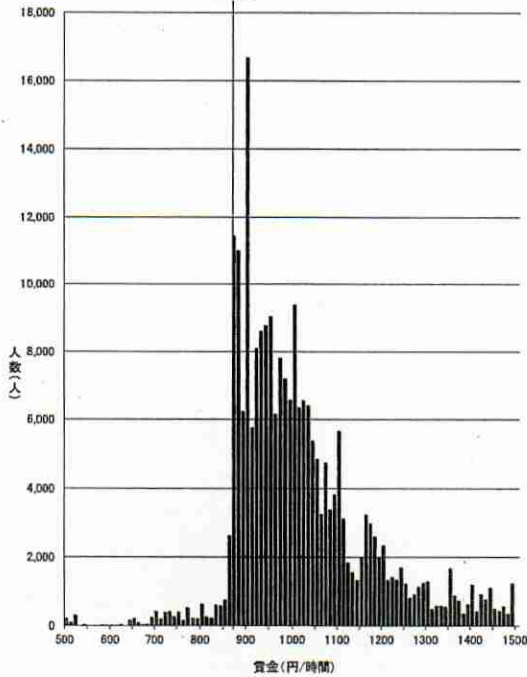
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

871円



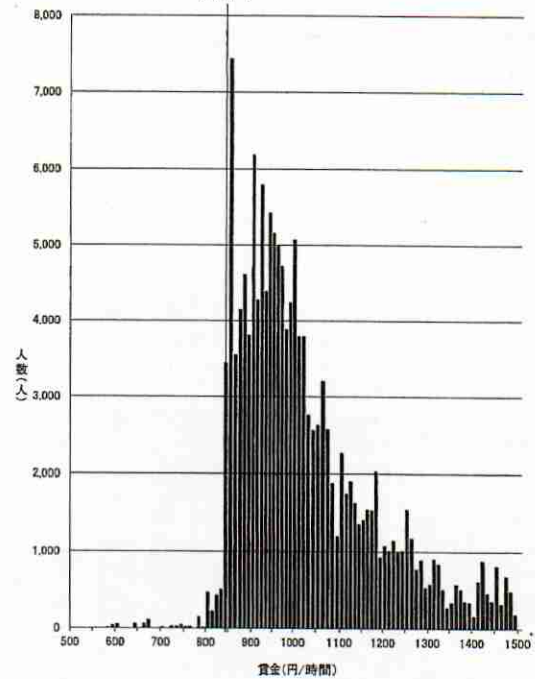
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

848円



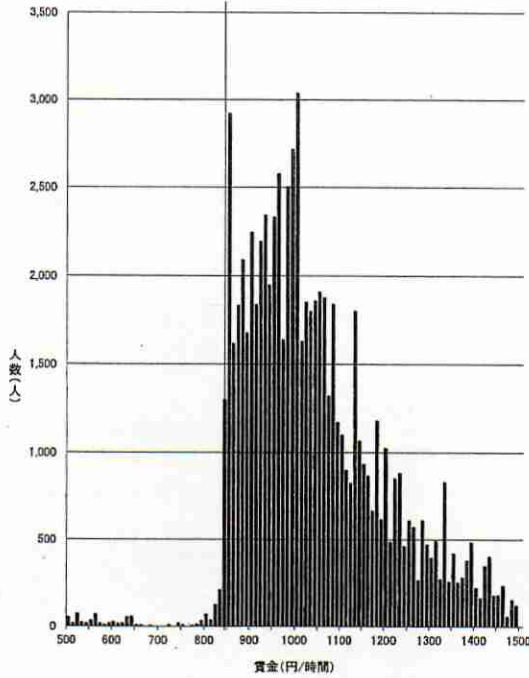
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

848円



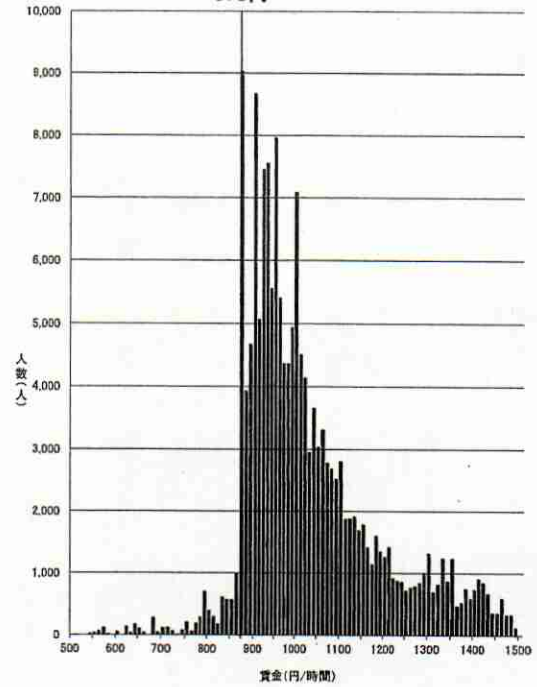
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

873円



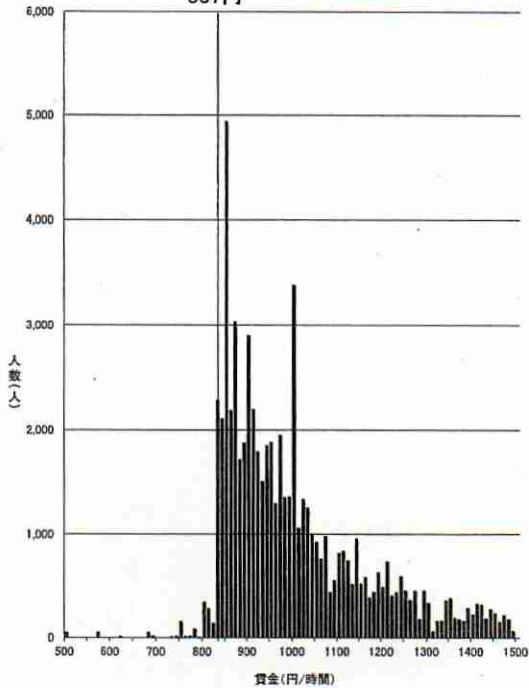
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

837円



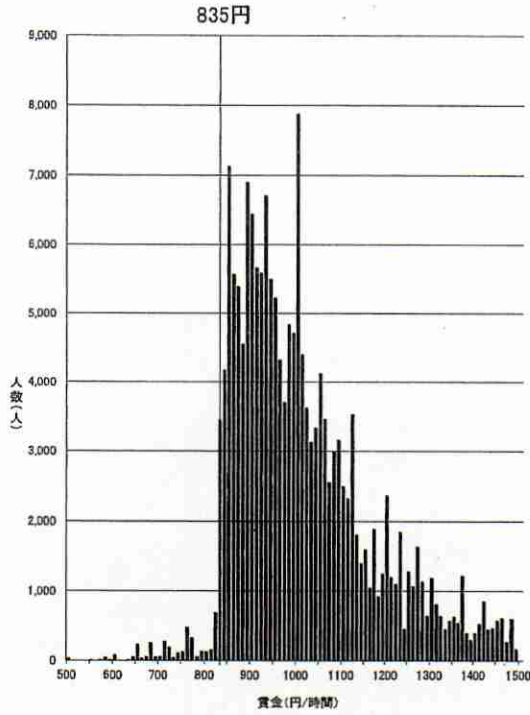
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



群馬(C)

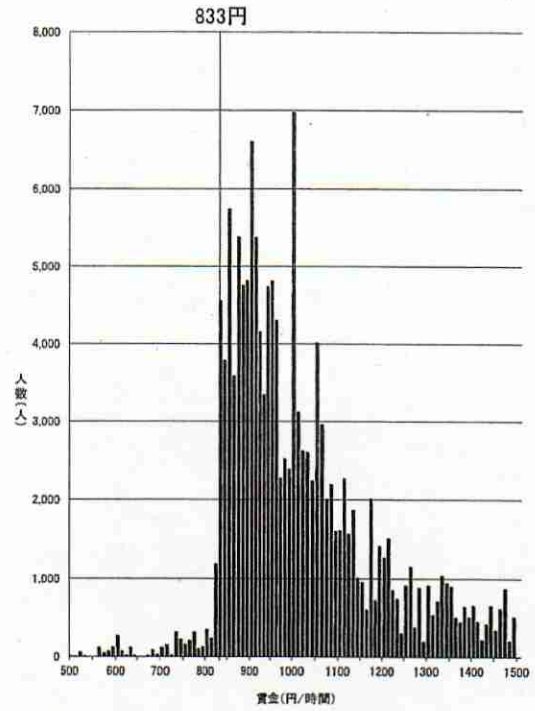


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(C)

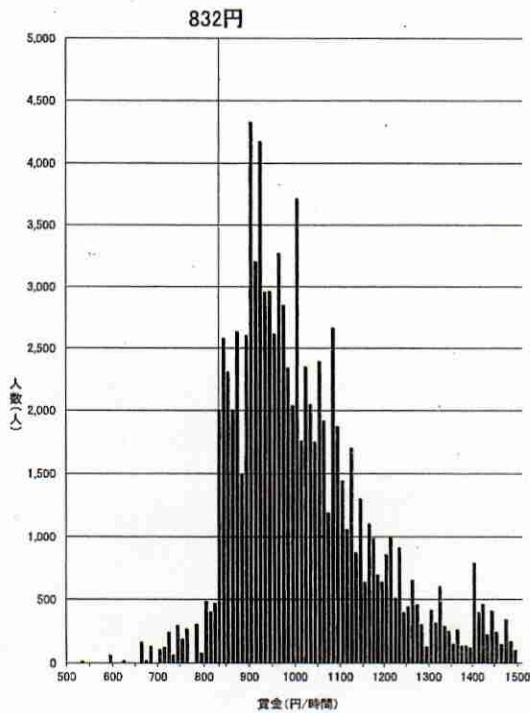


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(C)

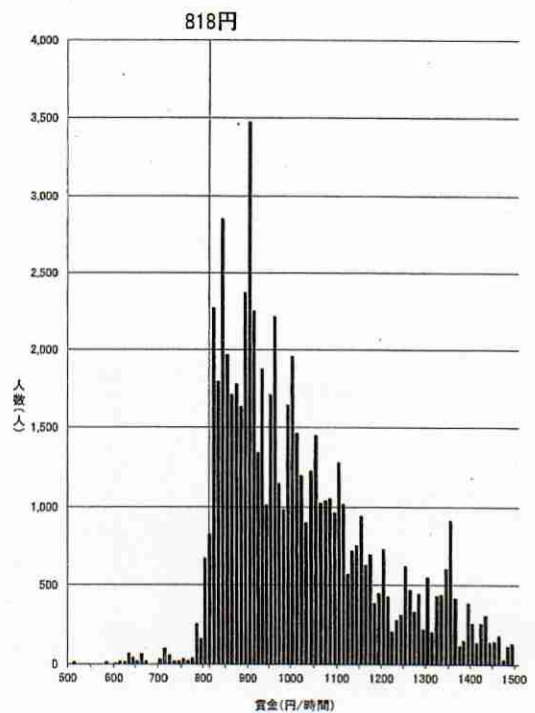


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(C)

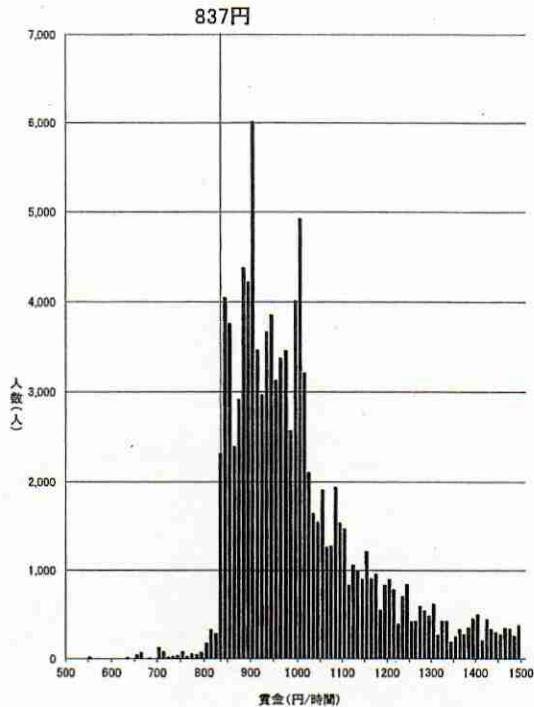


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(C)

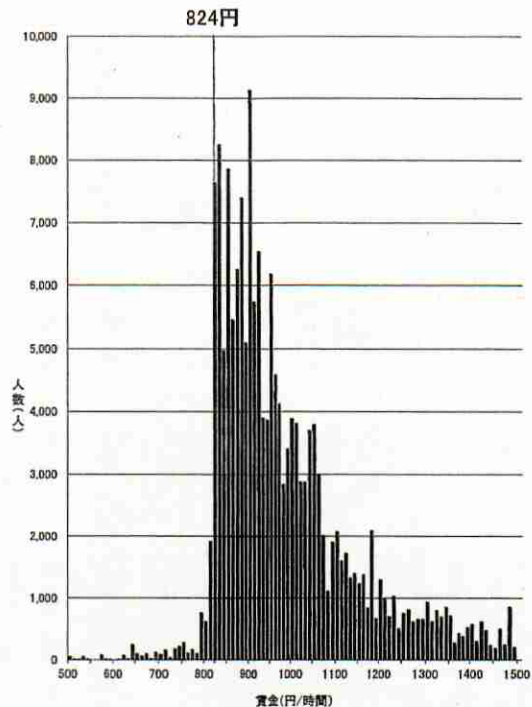


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

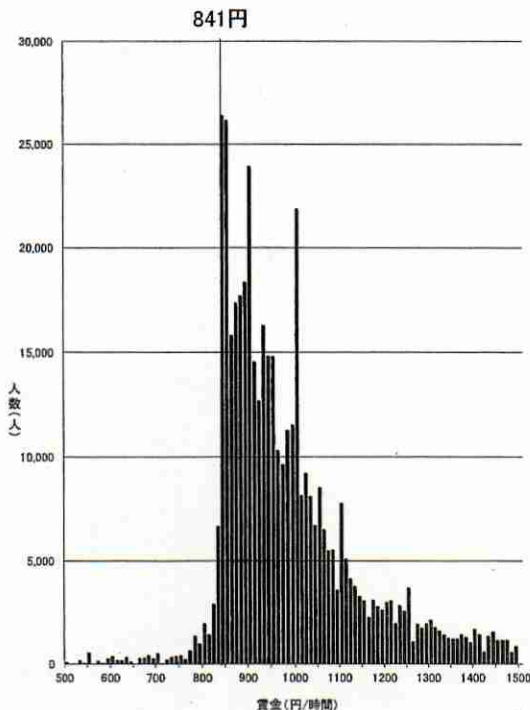


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

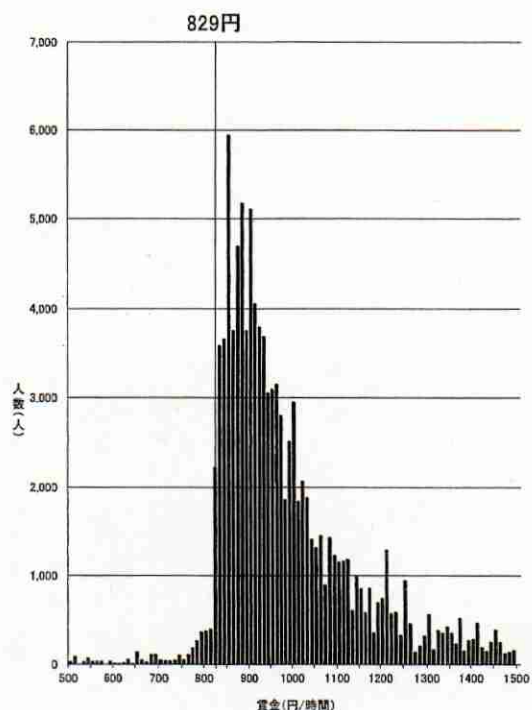


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)

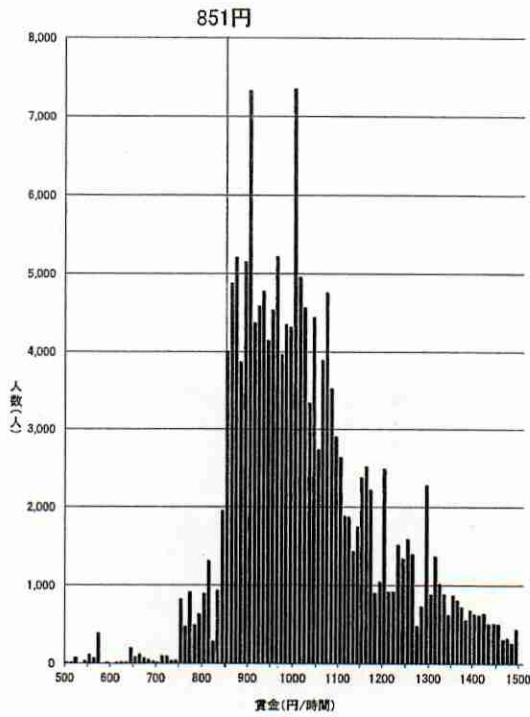


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

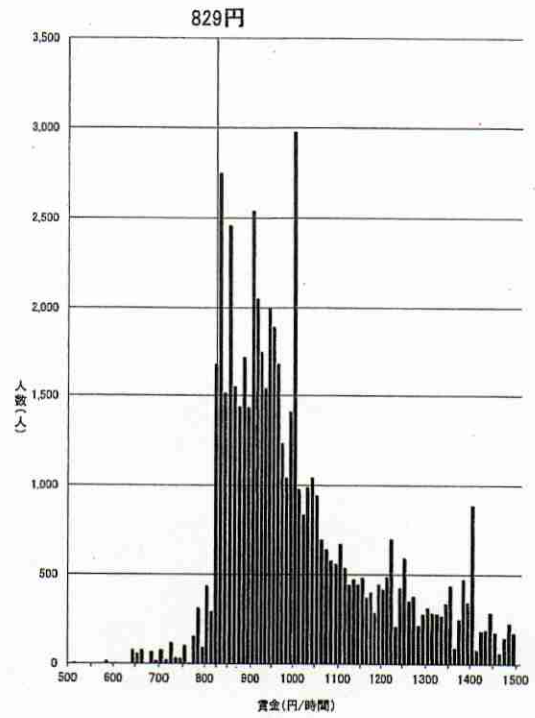


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

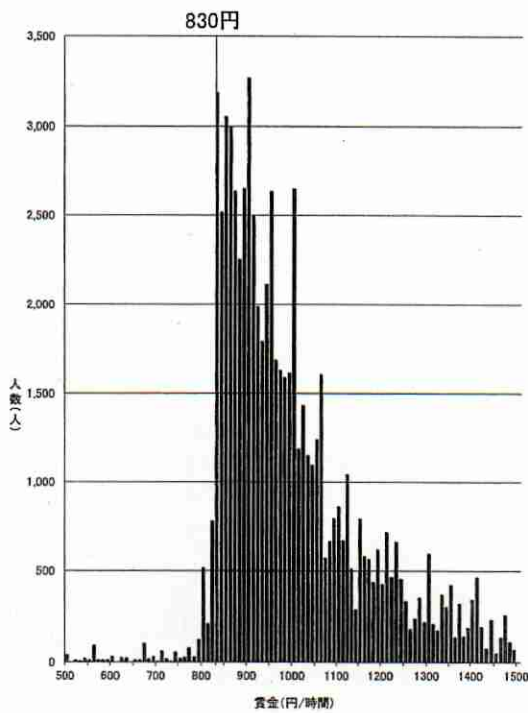


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

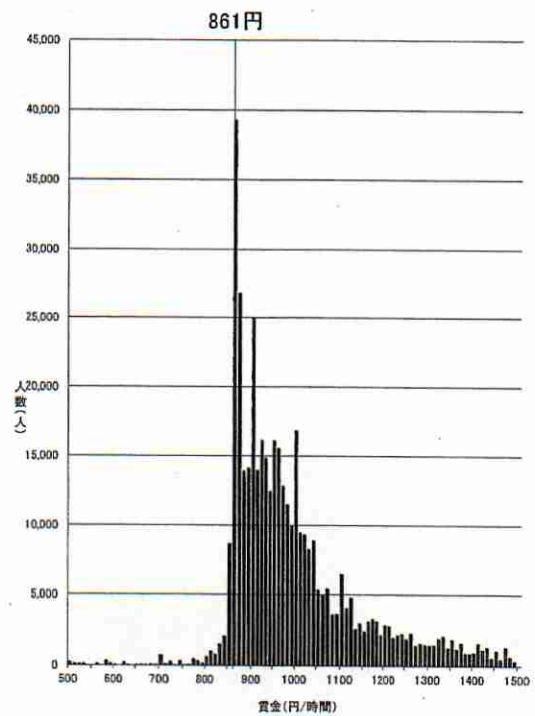


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)



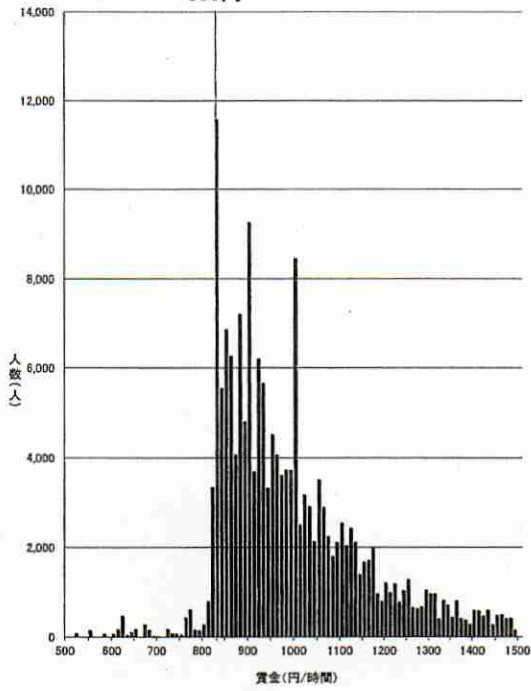
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

830円



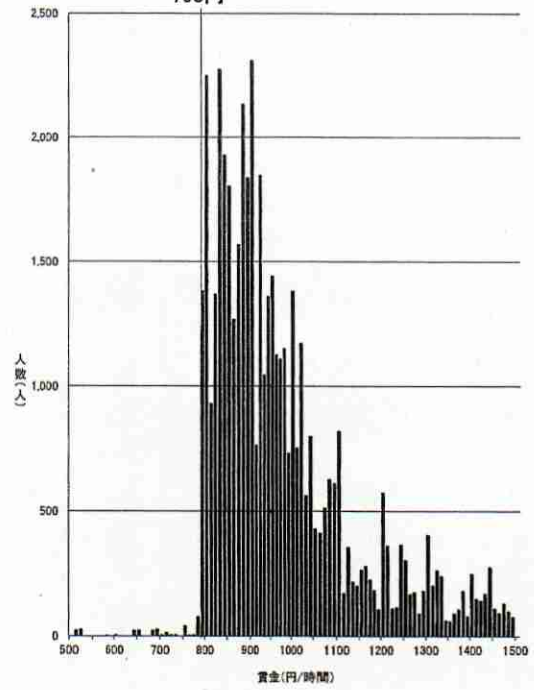
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(C)

793円

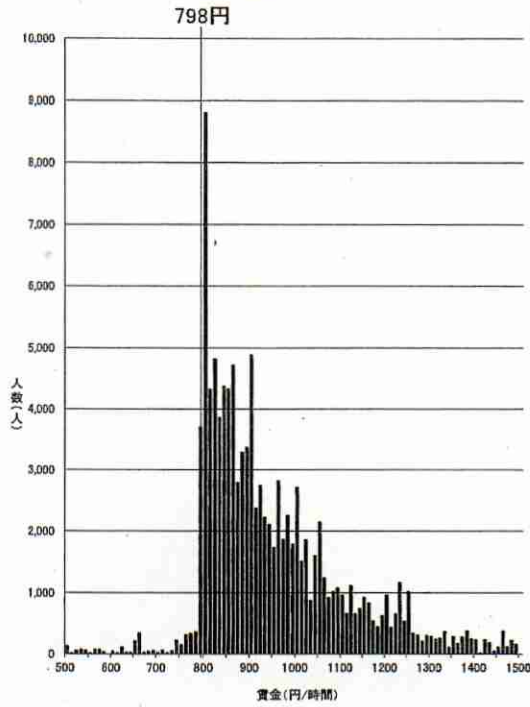


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

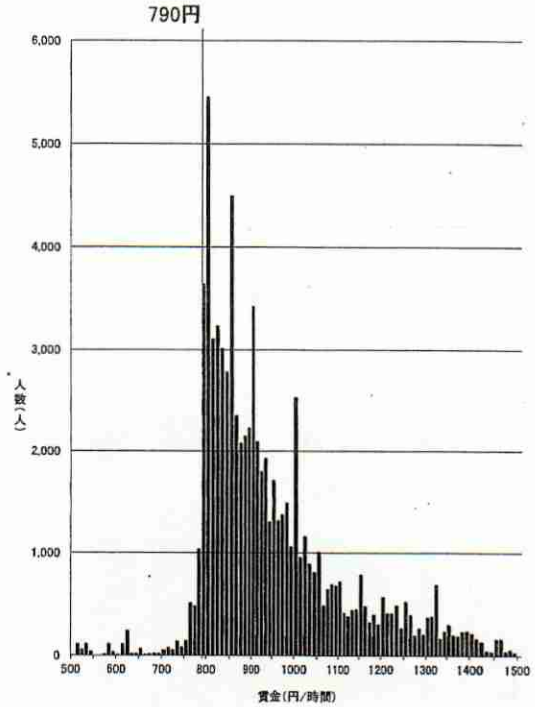


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

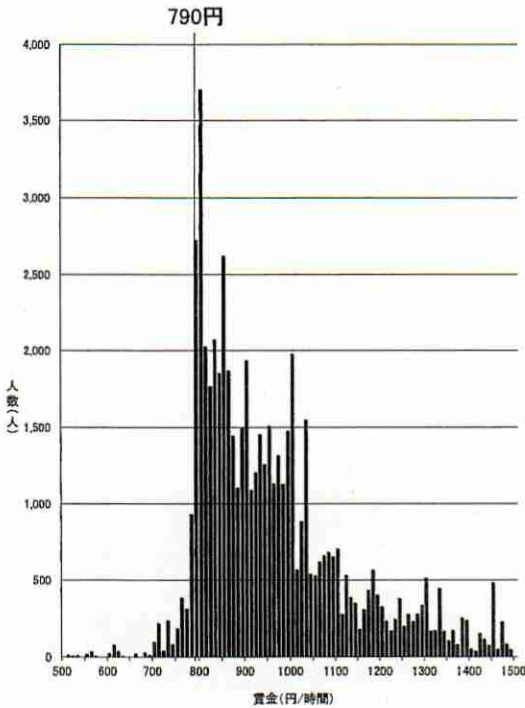


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

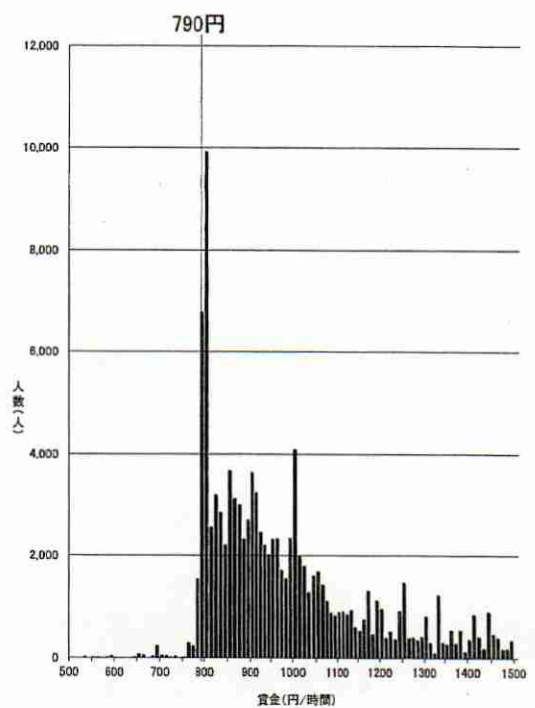


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)

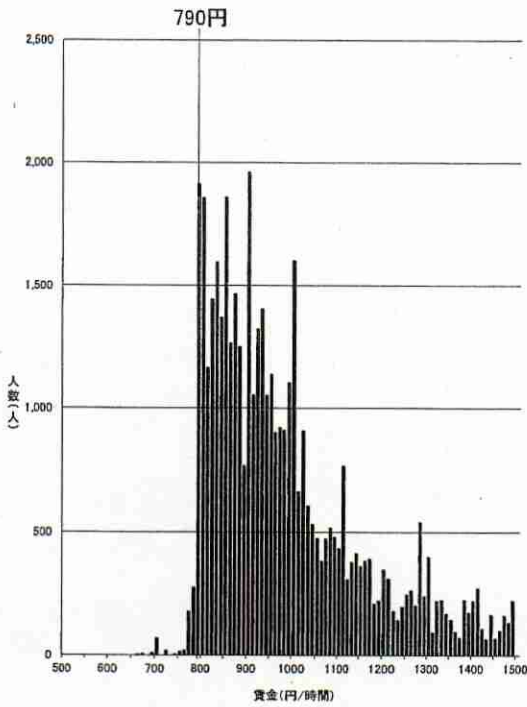


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(D)

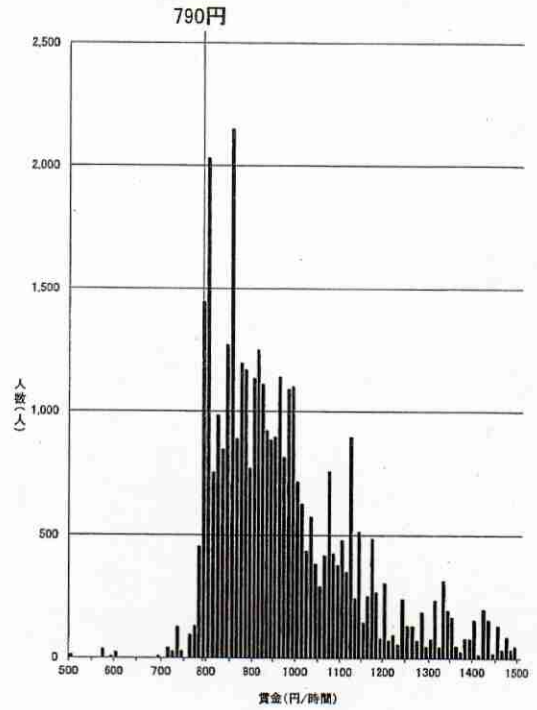


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(D)

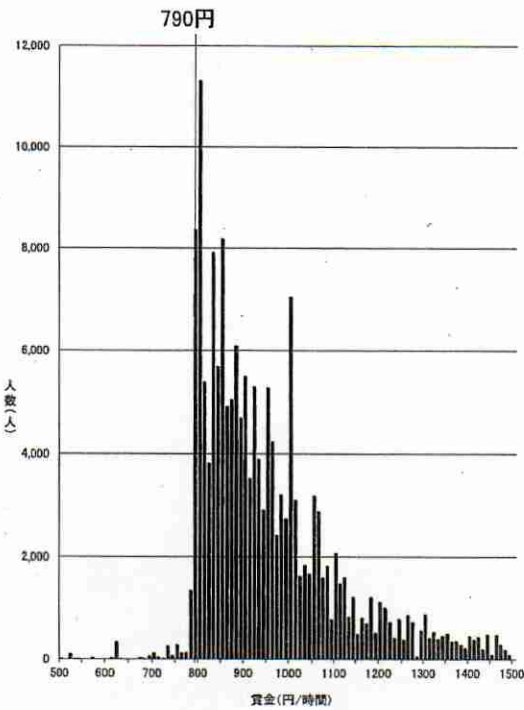


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(D)

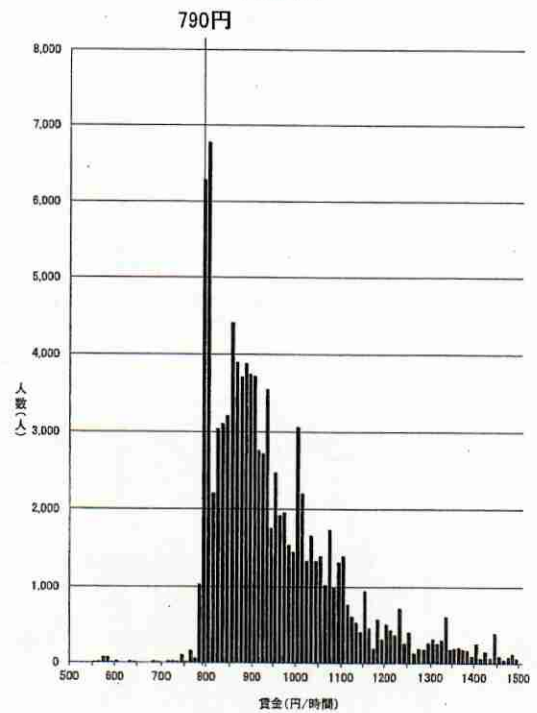


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(D)

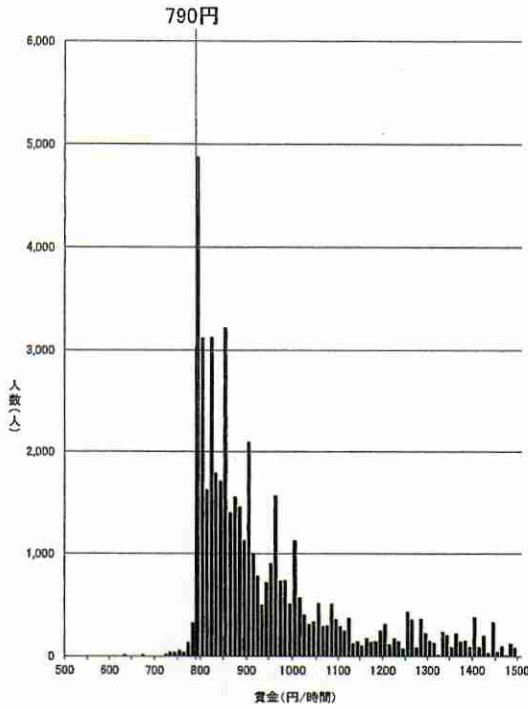


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

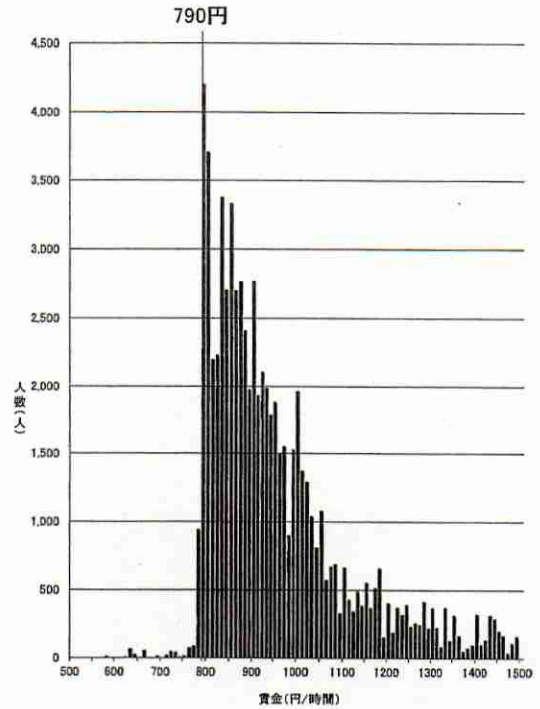


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

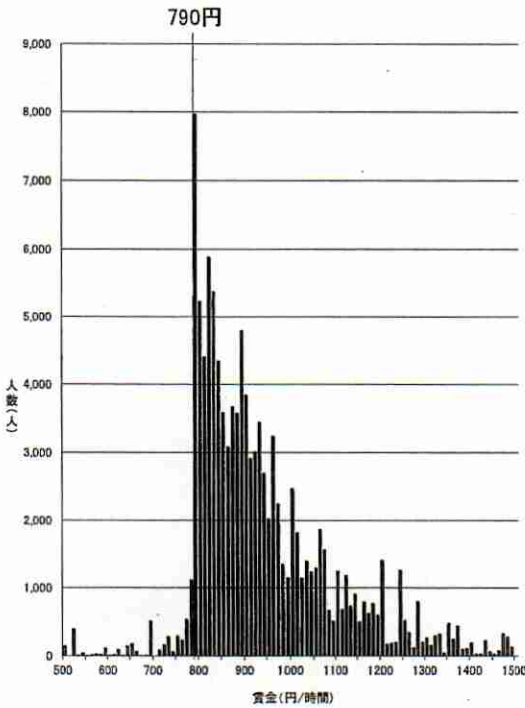


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

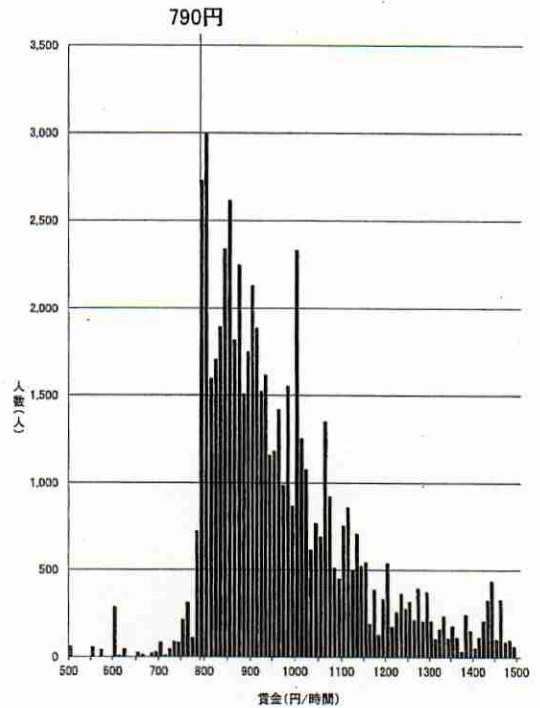


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)

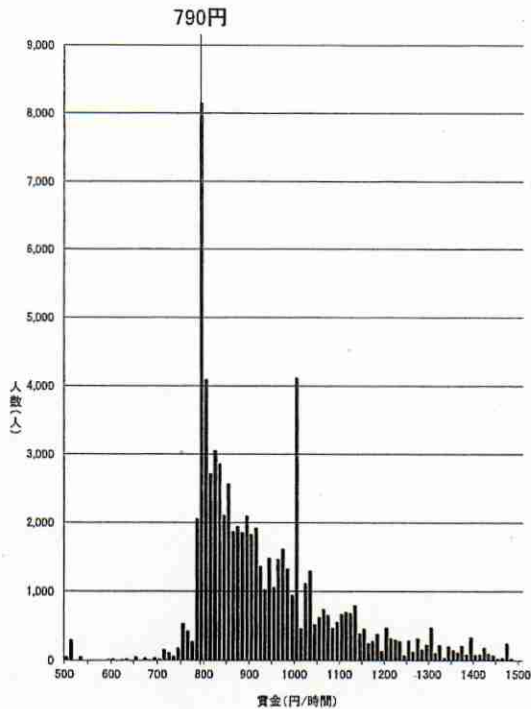


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

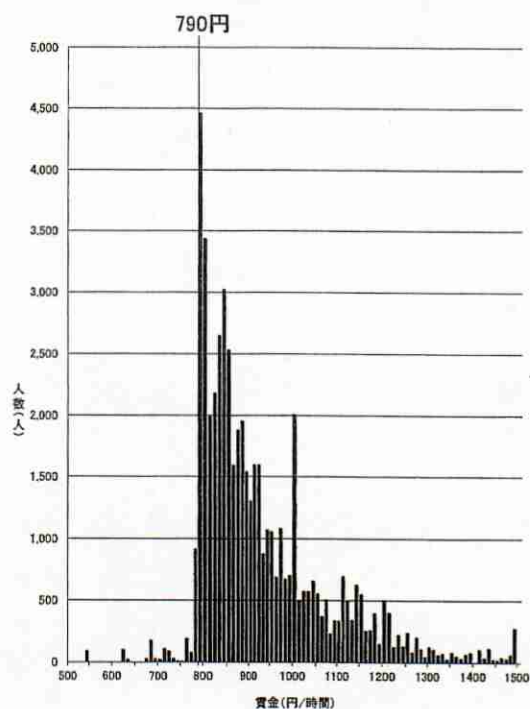


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(D)

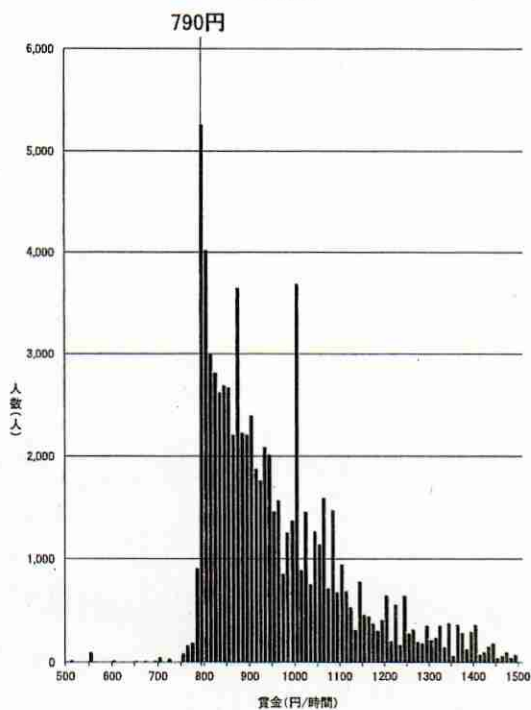


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

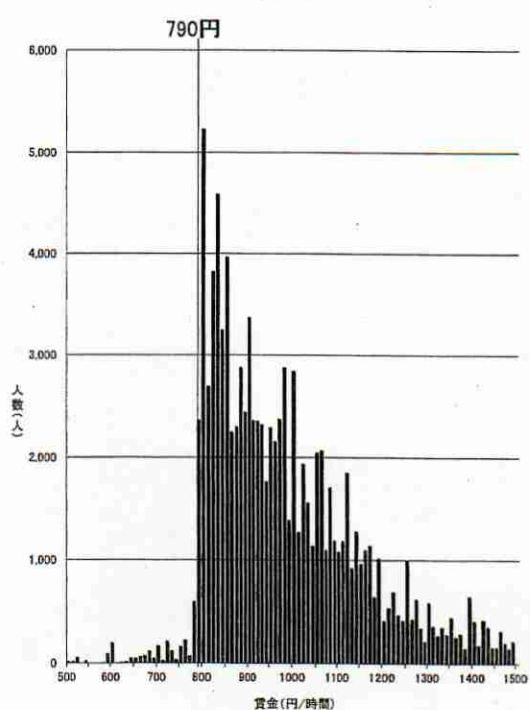


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2021 年 7 月 7 日

日本銀行水戸事務所

## 茨城県金融経済概況

### 1. 要 旨

県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しつつある。

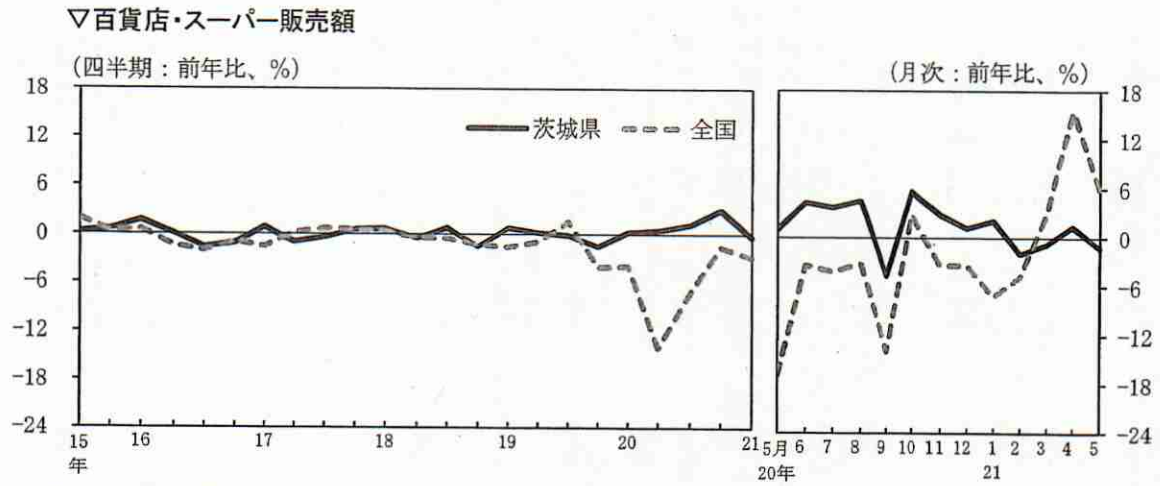
主要支出項目をみると、輸出は、海外経済が国・地域ごとにばらつきを伴いつつ総じてみれば回復している中、回復している。国内需要の面では、個人消費は基調としては持ち直しつつあるが、感染症の影響からサービス消費を中心に一服感がうかがわれている。住宅投資は持ち直しつつある一方、公共投資は減速している。設備投資をみると、6 月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2020 年度は前年度を上回ったが、2021 年度は前年度を下回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は回復している。この間、雇用・所得環境をみると、全体として弱い動きがみられている。

なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

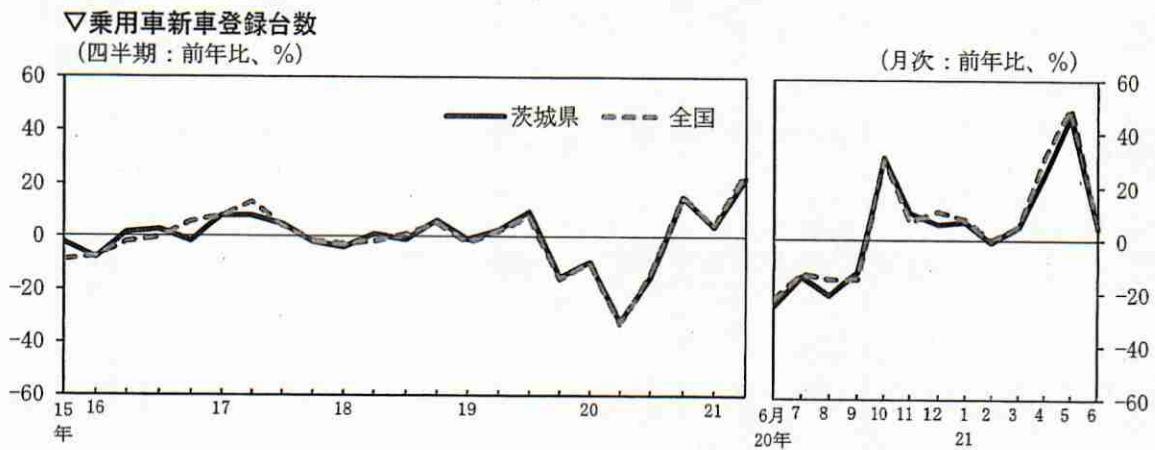
## 2. 実体経済

### (1) 個人消費

5月の百貨店・スーパー販売額は、2か月振りに前年を下回った。



6月の乗用車新車登録台数は、4か月連続で前年を上回った。

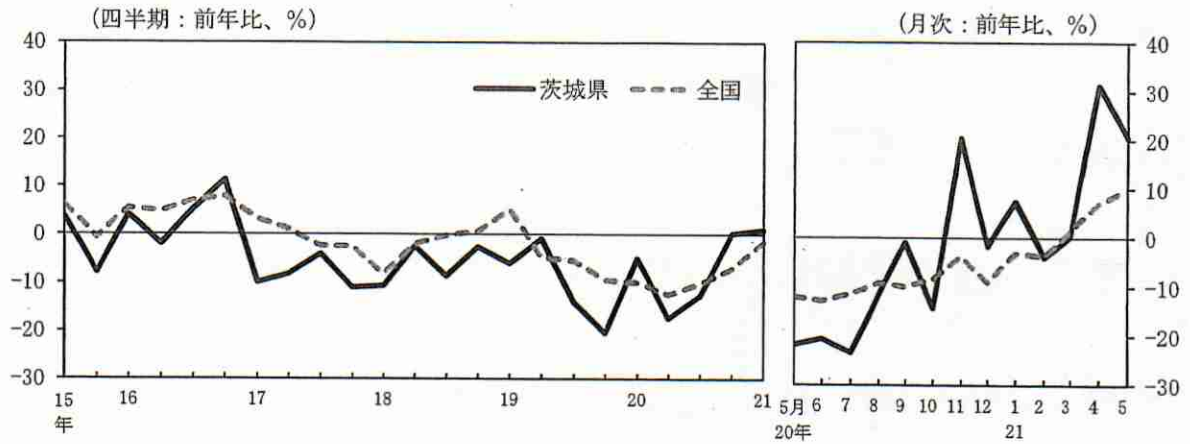


最近の家電販売状況は、引き続き堅調な巣ごもり消費やテレワーク・教育関連需要などを  
受けて、全体では堅調。

## (2) 住宅投資

5月の新設住宅着工戸数は、貸家系が前年を下回ったものの、持家、分譲が前年を上回り、全体でも前年を上回った。

### ▽新設住宅着工戸数

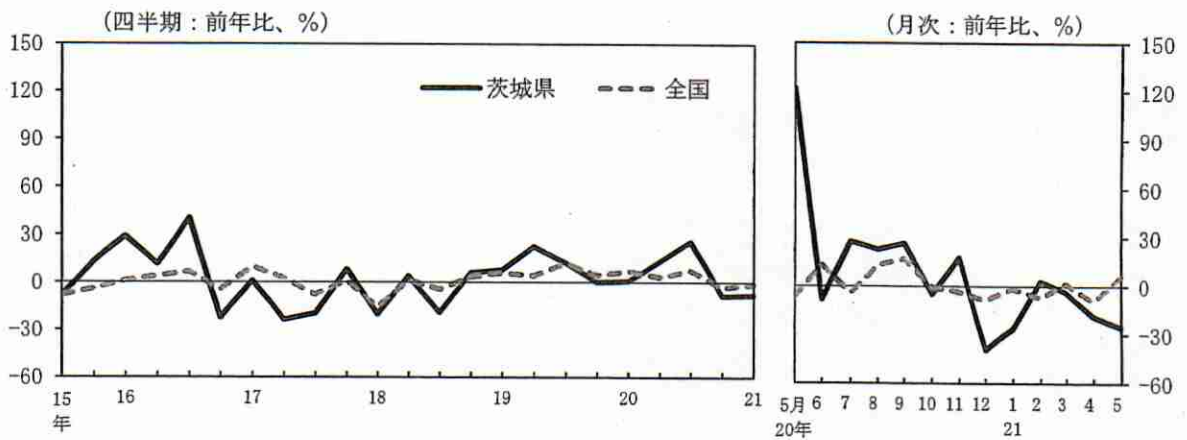


(出所)国土交通省「建築着工統計」

## (3) 公共投資

5月の公共工事請負金額は、3か月連続で前年を下回った。

### ▽公共工事請負金額

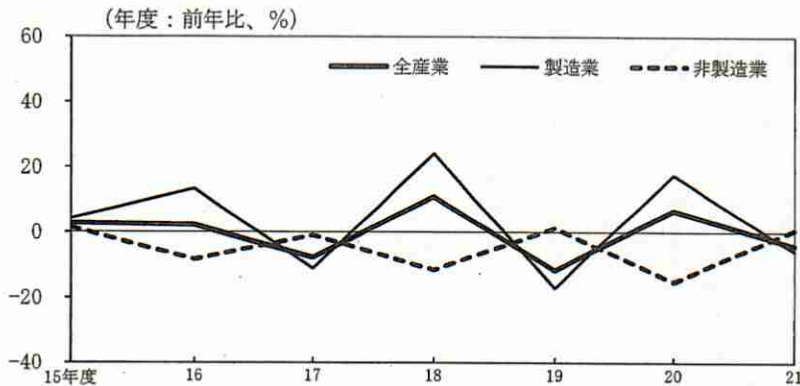


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

#### (4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2020年度の設備投資は、全体では前年度を上回った。一方、2021年度は、前年度の大型投資の反動などから、全体では前年度を下回る計画となっている。ただし、前年度に凍結していた計画を復活させる動きのほか、デジタル化や事業再構築等に向けた投資計画が見受けられるなど、企業の前向きな投資スタンスもうかがわれる。

##### ▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

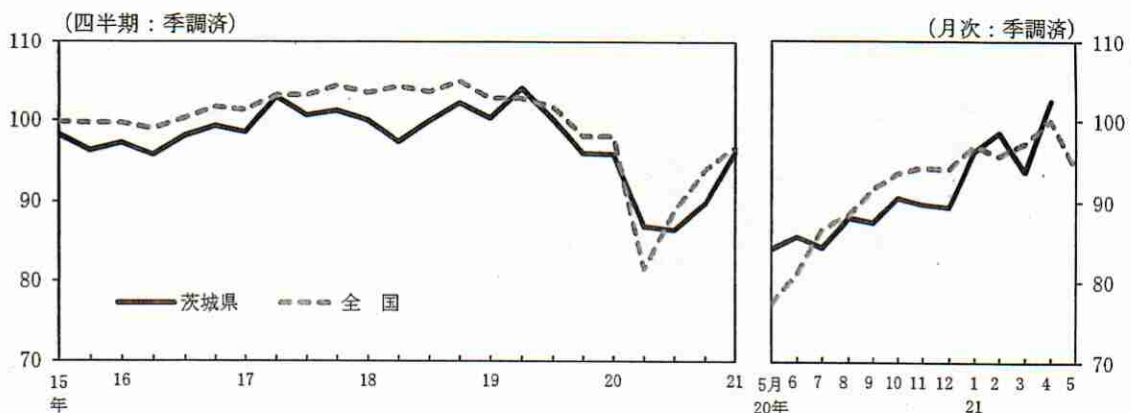
#### (5) 輸 出

海外経済が、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している中、回復している。

#### (6) 生 産

4月の鉱工業生産指数(原指数)は、3か月連続で前年を上回った。足もとでは、海外経済の回復などを背景に、回復している。

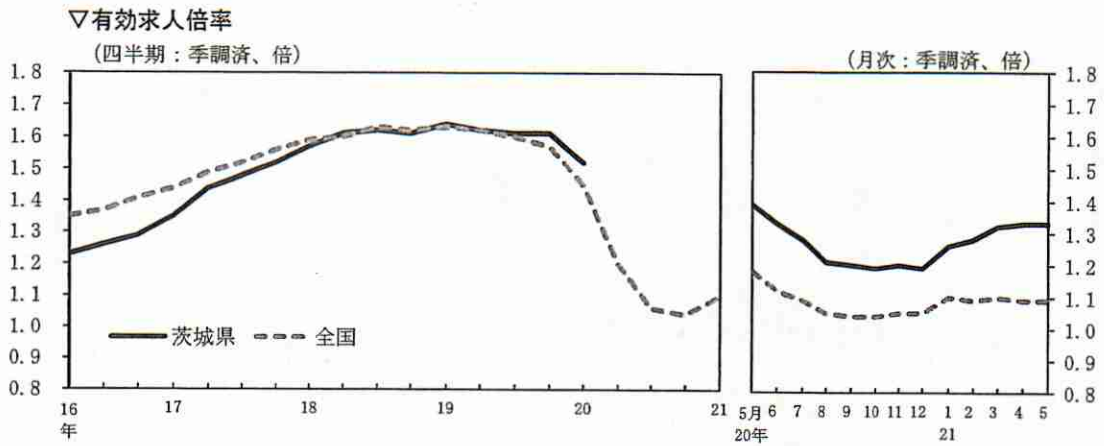
##### ▽鉱工業生産指数



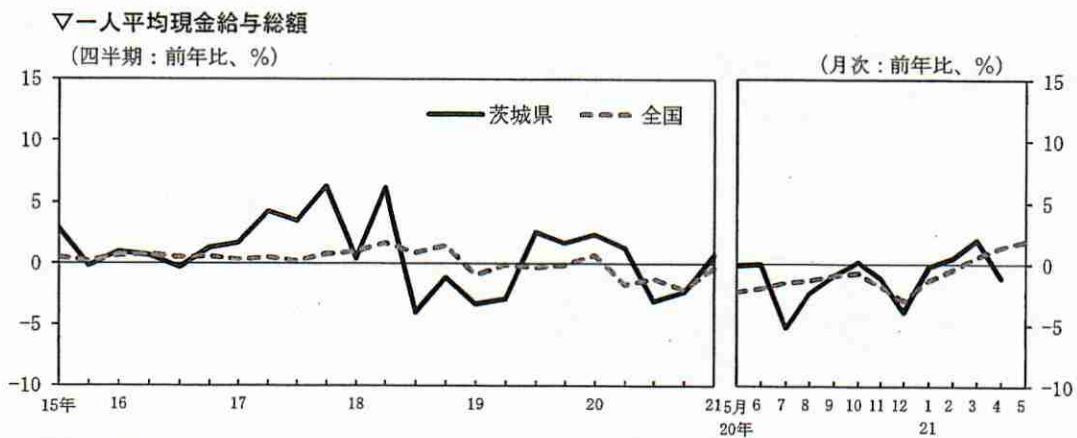
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

## (7) 雇用・所得環境

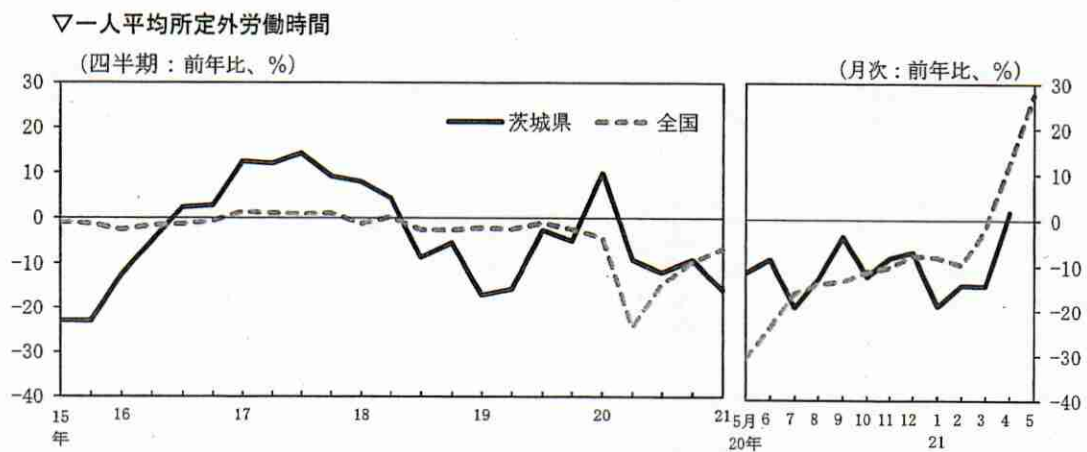
雇用・所得環境は、5月の有効求人倍率(季節調整済)は1.33倍と前月と同水準。4月の一人平均所定外労働時間は前年を上回った一方、一人平均現金給与総額は前年を下回った。足もとでは、製造業で生産の回復を受け労働需給が引き締まる動きがみられるものの、感染症の影響により、全体として弱い動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

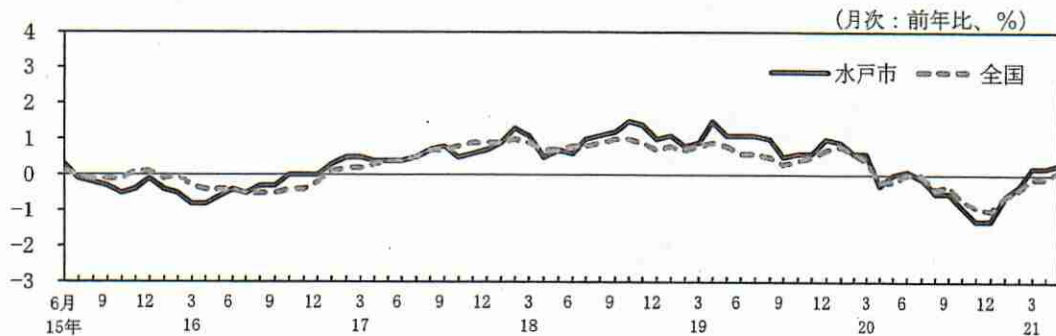


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## (8) 物 価

5月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+0.3%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



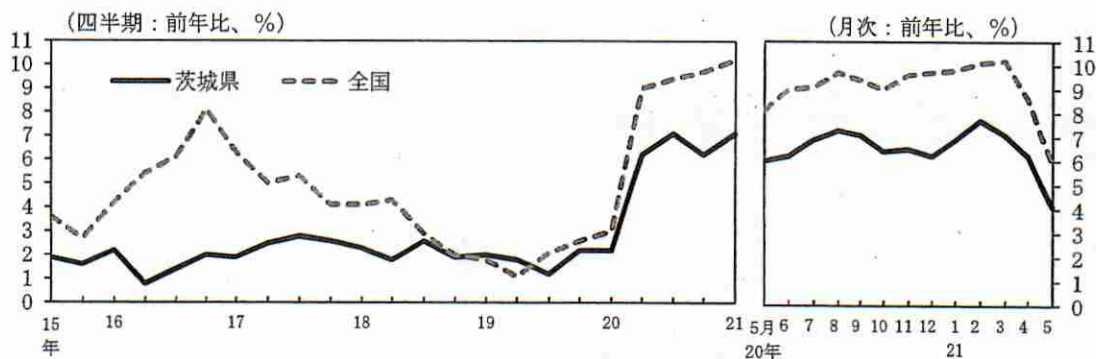
(出所)総務省「消費者物価指数」

## 3. 金 融

### (1) 預金

5月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、14兆6,597億円(前年比+4.1%)と前年を上回った。

▽預金

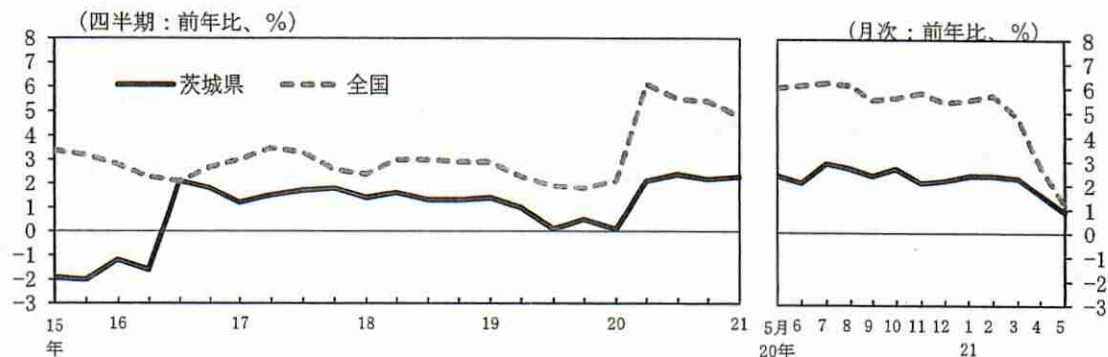


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

### (2) 貸出

5月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆5,861億円(前年比+0.9%)と前年を上回った。

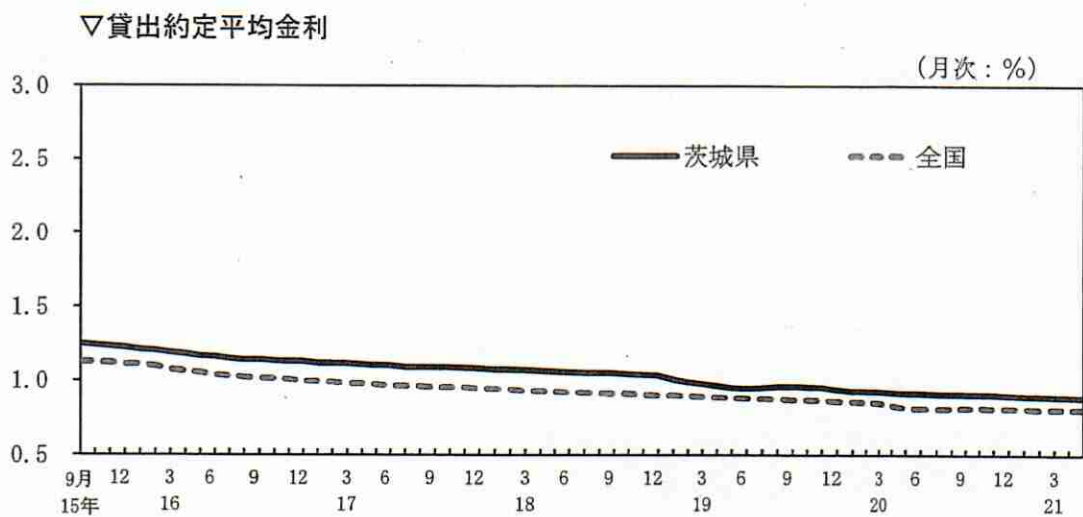
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

### (3) 貸出約定平均金利

5月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.885%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所  
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済  
(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2019年	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.8	0.5	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.1
2020年	1.3	▲ 6.6	▲ 11.2	▲ 13.6	▲ 6.3	▲ 11.4	▲ 12.2	▲ 10.0
2020年 7~9月	1.2	▲ 7.2	▲ 15.3	▲ 20.6	▲ 4.0	▲ 14.1	▲ 17.2	▲ 8.2
10~12月	3.0	▲ 1.6	15.2	17.4	11.1	15.4	15.2	15.6
2021年 1~3月	▲ 0.3	▲ 2.9	3.7	1.7	7.7	4.2	2.2	7.9
4~6月	n.a.	n.a.	22.2	18.3	30.6	24.9	21.4	32.1
2021年 1月	2.1	▲ 7.2	6.8	6.2	7.8	7.8	8.0	7.3
2月	▲ 2.0	▲ 4.8	▲ 0.6	▲ 2.9	4.0	0.0	▲ 2.7	4.7
3月	▲ 0.8	2.9	5.1	2.3	10.8	5.2	2.3	10.9
4月	1.4	15.5	25.1	19.6	36.4	31.5	26.3	41.7
5月 p	▲ 1.3 p	5.7	46.4	31.7	86.3	50.0	34.1	88.8
6月	n.a.	n.a.	4.5	7.6	▲ 1.3	4.5	8.8	▲ 3.2
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。  
2. p は速報値。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県			全国	
	持家	貸家系	分譲		
2019年	▲ 10.7	▲ 0.9	▲ 22.9	▲ 13.5	▲ 4.0
2020年	▲ 9.1	▲ 10.4	▲ 14.3	2.7	▲ 9.9
2020年 4~6月	▲ 17.3	▲ 16.8	▲ 28.0	▲ 1.2	▲ 12.4
7~9月	▲ 12.6	▲ 14.3	▲ 13.6	▲ 7.1	▲ 10.1
10~12月	0.2	2.1	▲ 10.5	10.4	▲ 7.0
2021年 1~3月	1.0	10.7	▲ 14.6	0.6	▲ 1.6
2020年 12月	▲ 1.7	13.8	▲ 24.0	▲ 11.7	▲ 9.0
2021年 1月	7.5	13.8	1.7	0.4	▲ 3.1
2月	▲ 4.0	12.8	▲ 33.7	11.5	▲ 3.7
3月	0.3	6.5	▲ 6.1	▲ 6.1	1.5
4月	31.3	2.2	▲ 14.6	157.6	7.1
5月	20.4	23.6	▲ 5.6	51.6	9.9
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。



## (3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2019年度	9.1	5.4	▲ 37.7	▲ 3.9	11.1	6.8
2020年度	7.3	31.0	129.3	7.1	▲ 1.2	2.3
2020年 4～6月	13.4	▲ 24.4	548.8	28.4	19.2	3.4
7～9月	25.8	150.8	140.8	22.4	▲ 4.2	7.5
10～12月	▲ 8.6	10.8	▲ 46.5	21.1	▲ 26.4	▲ 3.4
2021年 1～3月	▲ 8.0	5.2	22.8	▲ 36.0	38.1	▲ 1.1
2020年 12月	▲ 39.3	▲ 62.9	▲ 17.7	▲ 36.7	▲ 29.6	▲ 8.6
2021年 1月	▲ 26.2	▲ 13.2	643.9	▲ 69.5	▲ 8.6	▲ 1.4
2月	3.3	192.2	▲ 32.4	▲ 53.1	▲ 21.4	▲ 7.3
3月	▲ 3.5	▲ 42.1	▲ 39.7	▲ 21.7	157.8	1.9
4月	▲ 18.4	23.7	282.8	▲ 18.3	▲ 54.3	▲ 9.2
5月	▲ 25.4	45.6	▲ 63.3	▲ 16.5	24.9	6.3
出所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額 (茨城県) は工事場所ベース。

2. 公共工事請負金額 (全国) は、北海道建設業信用保証 (株)、東日本建設業保証 (株)、西日本建設業保証 (株) による請負金額の合計。

## (4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2019年度	▲ 11.7	▲ 17.0	1.3	1.6	1.9	1.4
2020年度	6.7	17.6	▲ 15.1	▲ 9.7	▲ 9.6	▲ 9.8
修正率	▲ 5.8	▲ 8.8	3.7	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 4.1
2021年度 (計画)	▲ 4.0	▲ 5.7	0.7	10.2	13.5	8.1
修正率	4.0	10.7	▲ 10.1	2.9	3.6	2.5
出所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。

2. 修正率は前回調査からの変化率。

## (5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2019年	99.8	▲ 0.1	101.1	▲ 3.0	98.6	▲ 0.9	100.2	▲ 2.7	101.0	3.2	101.7	1.2
2020年	90.1	▲ 9.7	90.6	▲ 10.4	89.3	▲ 9.4	89.6	▲ 10.6	84.7	▲ 16.1	93.2	▲ 8.4
2020年 4~6月	86.9	▲ 17.2	81.5	▲ 20.3	84.5	▲ 17.1	80.4	▲ 20.3	95.4	▲ 7.6	100.8	▲ 3.3
7~9月	86.5	▲ 14.5	88.8	▲ 13.0	86.2	▲ 14.4	87.8	▲ 13.5	90.2	▲ 11.4	97.6	▲ 5.7
10~12月	89.8	▲ 5.4	93.9	▲ 3.5	90.7	▲ 3.7	93.0	▲ 3.5	87.0	▲ 16.1	96.0	▲ 8.4
2021年 1~3月	96.1	▲ 0.4	96.6	▲ 1.0	94.7	▲ 0.8	94.9	▲ 1.4	88.0	▲ 13.0	94.8	▲ 9.8
2020年 12月	89.3	▲ 4.6	94.0	▲ 2.9	90.1	▲ 2.8	92.9	▲ 3.2	87.0	▲ 16.1	96.0	▲ 8.4
2021年 1月	96.2	▲ 5.0	96.9	▲ 5.3	94.1	▲ 4.2	95.6	▲ 5.3	88.6	▲ 15.4	95.1	▲ 10.2
2月	98.5	0.7	95.6	▲ 2.0	97.0	▲ 4.3	94.4	▲ 3.2	90.8	▲ 10.9	94.4	▲ 9.5
3月	93.7	2.7	97.2	3.4	92.9	5.0	94.8	3.4	88.0	▲ 13.0	94.8	▲ 9.8
4月	102.5	12.4	100.0	15.8	103.4	17.0	97.7	16.2	86.3	▲ 12.0	94.7	▲ 9.8
5月	n. a.	n. a.	p 94.1	p 22.0	n. a.	n. a.	p 93.1	p 22.5	n. a.	n. a.	p 93.1	p ▲ 9.3
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. 茨城県鉱工業指数は、年間補正が実施され、2020年1月以降の指数が遡及改訂された。

3. p は速報値。

## (6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2019年	1.62	1.60	▲ 0.4	2.0	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 10.4	▲ 1.9
2020年	1.33	1.18	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 5.2	▲ 13.2
2020年 4~6月	—	1.20	▲ 0.8	0.9	1.3	▲ 1.7	▲ 9.1	▲ 24.4
7~9月	—	1.06	▲ 1.1	0.6	▲ 3.1	▲ 1.2	▲ 11.9	▲ 14.6
10~12月	—	1.04	▲ 1.7	0.7	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 9.1	▲ 9.6
2021年 1~3月	n. a.	1.10	▲ 0.8	0.6	0.7	▲ 0.3	▲ 15.9	▲ 6.6
2020年 12月	1.19	1.05	▲ 1.9	0.6	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 6.9	▲ 7.6
2021年 1月	1.26	1.10	▲ 1.2	0.6	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 18.9	▲ 8.0
2月	1.28	1.09	▲ 1.1	0.6	0.5	▲ 0.4	▲ 14.3	▲ 9.7
3月	1.32	1.10	▲ 0.1	0.7	2.0	0.6	▲ 14.4	▲ 1.9
4月	1.33	1.09	▲ 0.1	1.2	▲ 1.1	1.4	1.8	12.2
5月	1.33	1.09	n. a.	p 1.8	n. a.	p 1.9	n. a.	p 27.6
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

3. p は速報値。

## (7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2019年		1.0	0.6
2020年		▲ 0.2	▲ 0.2
2020年	5月	0.0	▲ 0.2
	6月	0.1	0.0
	7月	▲ 0.1	0.0
	8月	▲ 0.5	▲ 0.4
	9月	▲ 0.5	▲ 0.3
	10月	▲ 0.9	▲ 0.7
	11月	▲ 1.3	▲ 0.9
	12月	▲ 1.3	▲ 1.0
2021年	1月	▲ 0.6	▲ 0.6
	2月	▲ 0.3	▲ 0.4
	3月	0.2	▲ 0.1
	4月	0.2	▲ 0.1
	5月	0.3	0.1
出 所		総務省	

(注) 2015年=100。

## (8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県				
	件数 (件)		負債総額 (百万円)		
		前年比		前年比	
2019年	128	0.8	16,287	4.5	
2020年	118	▲ 7.8	11,103	▲ 31.8	
2020年	4~6月	22	▲ 24.1	2,562	15.9
	7~9月	32	▲ 13.5	2,400	▲ 41.9
	10~12月	25	▲ 28.6	1,844	▲ 71.7
2021年	1~3月	32	▲ 17.9	2,330	▲ 45.8
2020年	12月	8	14.3	645	▲ 71.6
2021年	1月	11	▲ 15.4	716	▲ 62.5
	2月	10	0.0	670	▲ 35.1
	3月	11	▲ 31.3	944	▲ 30.4
	4月	5	▲ 44.4	424	▲ 70.0
	5月	14	1300.0	2,720	6700.0
出 所		東京商工リサーチ			

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

## II. 金融

### (1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利(総合、ストックベース)			
	茨城県	全国	茨城県	全国		茨城県	全国	
2019年 12月	2.2	2.6	0.5	1.8	2021年	2月中	▲ 0.002	▲ 0.003
2020年 3月	2.2	3.0	0.1	2.1		3月中	▲ 0.003	0.000
6月	6.2	9.0	2.1	6.1		4月中	▲ 0.001	▲ 0.001
9月	7.1	9.4	2.4	5.5		5月中	▲ 0.005	▲ 0.001
2020年 12月	6.2	9.7	2.2	5.4		5月末	0.885	0.807
2021年 1月	6.9	9.8	2.4	5.5	出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	
2月	7.7	10.1	2.4	5.7				
3月	7.1	10.2	2.3	4.8				
4月	6.2	8.6	1.6	2.8				
5月	4.1	5.9	0.9	1.2				
5月末残高	146,597	9,042,334	65,861	5,372,159				
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行				

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行(ゆうちょ銀行等を除く)の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」(本行ホームページ掲載)の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行(ゆうちょ銀行等を除く)、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの(総合・ストックベース)。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」(本行ホームページ掲載)における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

### (2) 銀行券

(億円)

	発行	還 収	発行・還収(▲)超		
				前年実績	
2019年	7,858	1,677	6,181	5,927	
2020年	7,838	1,067	6,770	6,181	
2020年	7~9月	1,494	108	1,385	1,407
	10~12月	2,515	100	2,414	2,439
2021年	1~3月	1,518	224	1,294	727
	4~6月	1,791	155	1,635	2,242
2021年	1月	197	130	66	▲ 93
	2月	600	54	545	393
	3月	721	39	682	427
	4月	708	31	676	812
	5月	363	82	281	368
	6月	719	41	677	1,062
出 所	日本銀行水戸事務所				

2021年7月15日

茨城県労働局  
局長 殿茨城ユニオン 執行委員長 小林賢一  
土浦市川口 1-3-117 B-307  
Tel. 029-827-0966

## 最低賃金に対する意見書

日頃からのご活躍に敬意を表します。

茨城ユニオンは、パートタイム労働者や派遣労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や権利運動に力を入れて取り組んでいます。

私たちは、今期の最低賃金改定の議論、審議を前に、コロナ禍だからこそ最低賃金大幅引き上げが喫緊の課題であることから下記のとおり最低賃金に対する意見書を提出いたします。

## 記

最低賃金は昨年10月からの改訂により全国平均で時給902円、最高額は東京都の時給1013円、最低額は7県の792円となっています。1日8時間働けば人間らしく生活できる賃金水準からいえば、まだまだ大幅な引き上げが必要です。医療費や保険料が免除になる生活保護に比べても大変厳しい生活を強いられます。病気にでもなったら、たちまち生活が困窮してしまいます。

茨城県の地域別最低賃金は時間額851円です。フルタイムで働いても15万円にも満たない水準です。「最低賃金法」という法律によって、使用者はこの金額以下で働かせると罰せられます。学生アルバイトなどにも適用されます。

日本における最低賃金制度は、ながらく「家計補助」という位置づけにされ、OECD各国などの先進国と比較しても最低水準にとどまっています。いまや非正規雇用労働者は2000万人を占め、最低賃金の賃金水準で働く労働者が増えています。さらに、官製ワーキング・プアなど民間における賃金水準の低下が公務職場にも波及し、問題はより多方面で深刻化しています。

最低賃金の引き上げは、賃金水準を底上げし、地域経済を活性化するためにも不可欠です。昨年は、茨城県の最低賃金の引上げ額は2円でした。コロナ禍で経済が委縮している今だからこそ、中小零細への抜本的な支援策とセットで最低賃金の引上げていくことが求められています。

21世紀の日本で「貧困問題」が社会問題となっています。貧困の拡大、少子化に対して、生存権、基本的人権を守るために最低賃金の大幅な引き上げは将来を見据えたところの重要な社会的課題です。

また、地域間格差は時給221円と依然として大きなものがあります。企業の形も大きく変わり、様々な業種で系列化が進み、個人商店が減少してきました。どこの地域でも全国展開する系列のコンビニ、スーパー、洋服店、フード店など画一化が進み、物流も同様に、サービスやモノの値段に違いがなくなっています。商品価格は全国どこでも同じなのに、同じ仕事に従事しても働く地域が違うというだけで時給が異なる。こんなおかしい話はありません。その結果、政府が進める地方創生に逆行し、賃金水準の高い他地域への労働者、ひいては企業の流出、人手不足と過疎化の大きな要因ともなっており、地域経済を疲弊させています。一極集中、地域経済の空洞化の解消のためにも地域間格差を解消させなければなりません。

以上、コロナ禍だからこそ、あらためて、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、以下、要請します。

- 1 コロナ禍を理由に最低賃金引き上げに歯止めをかけることなく、積極的に大幅引き上げに向け尽力されたい。
- 2 最低賃金の地域間格差の解消を、低水準額に合わせるのではなく、高水準額に合わせたの実現にむけて尽力されたい。
- 3 今回の改定にあたり、県最低賃金時給を1000円以上に引き上げ、速やかに1500円の実現にむけて尽力されたい。

以上

茨城労働局長  
下角圭司様

一般社団法人  
茨城県ハイヤー・タクシー協会  
会長 出野 清

令和3年度茨城県最低賃金の改定について（要望）

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響でハイヤー・タクシー事業は存亡の危機を迎えております。地方創生の担い手であり国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業は、令和2年2月以降、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が約5割激減するという甚大な影響を受けております。

特に多くの事業者において、再三にわたる緊急事態宣言の発動と延長は、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

また、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。もし最低賃金額が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至であります。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で、国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けております。

つきましては、貴局におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に、尚一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、茨城地方最低賃金審議会でご審議される場合には是非とも過度な引上げを示されませぬように、強く要望いたしますので、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月26日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様東茨城郡茨城町谷田部 295 番地  
茨城県労働組合総連合  
議長 白石 勝巳

## 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大が続いていますが、収束のめどが立っていません。数度にわたって緊急事態宣言が出される中で、営業自粛や外出自粛が求められています。本来ならば、PCR 検査の拡充やワクチン接種の推進、営業自粛に取り組んだ中小企業や労働者に対する十分な保障や支援、医療機関に対する損失補填などを進めるべきですが、そうした取り組みが不十分である一方で、国民の不安や反対の声を無視して東京オリンピック・パラリンピックを強行しました。

昨年10月の最低賃金の改定で、全国過重平均が902円になりましたが、1日8時間、週40時間働いても月収158,752円、年収190万円にしかありません。茨城県では、最低賃金が2円上がって851円になりましたが、この時給は月収にすると149,776円、年収にして約179万にしかありません。

コロナ禍の中で働く若者や非正規労働者は、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働くものも多く、コロナを理由に解雇される中で、自殺者が急増するなど社会問題になっています。また、看護や介護等のエッセンシャルワーカーとして働く労働者の賃金も最低賃金ぎりぎりの低賃金である場合が多く、仕事の継続が困難になってしまっています。

茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の若者、労働者の健全な育成、持続可能な地域経済を実現していくために大変重要な役割を担っています。

つきましては、茨城県最低賃金の改正決定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

## 記

## 1. 意見の要旨

- (1) コロナ禍だから最低賃金の引き上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。
- (2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
- (3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。





## 2, 意見の理由

(1) コロナ禍だから最低賃金の引き上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して健全な地域経済を実現すること。

①非正規労働者が 2000 万人を超える状態が継続していますが、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない労働者が増大しています。コロナ禍の中で、非正規労働者の多数を占める女性労働者の自殺が大きな社会問題になっています。コロナ禍で、最低賃金ぎりぎりの時給では、貯蓄もできない中で人間らしいまともな生活ができず、明確な将来設計ができません。

②茨城労連が昨年 12 月に実施した市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規職員）は 15,635 人で、非正規率は 42,1 % でした。また、会計年度任用職員の「低い時給額」の平均は 930 円で、つくば市や牛久市のように時給が 1000 円を超える自治体がある一方で、22 の自治体は時給が 800 円台になっています。多くの会計年度任用職員が最低賃金ぎりぎりの時給で働いています。

③最低賃金ぎりぎりの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、最低賃金の低さはコロナ対策を悪化させ、社会の継続性にも悪影響を及ぼしています。

④茨城労連が実施した「公契約アンケート」では、市町村役場の会計年度任用職員の女性労働者比率は 80.9 % で、4 つの自治体では 90 % を超えています。非正規労働者の低賃金の問題は、ジェンダー平等の観点からも改善されなければなりません。

女性労働者の低賃金は少子化を促進することになり、少子化を改善するためにも最低賃金の大幅な引き上げは欠かせません。

⑤最低賃金の引き上げに関して、引き上げると中小企業の経営に多大な影響を及ぼすので、引き上げるべきではないという意見があります。しかし、それは日本政府の中小企業支援が不十分であることが最大の原因で、最低賃金の引き上げとセットに「税・社会保険料負担の軽減」などの具体的な中小企業支援を強力に推進すべきです。

(2) 憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざすこと。

①茨城労連は、2020 年 2 月から 5 月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査を実施しました。7 月 29 日に記者発表を行います。水戸市に住む 25 歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性 252,987 円、女性 251,124 円でした。

このデータを出すにあたって、20 代 30 代の一人暮らしの青年 190 人から調査結果を回収しています。算出した最低生計費を、月 150 時間の労働時間で換算すると時給は男性 1,687 円、女性 1,674 円になり、最低賃金 851 円ではまともな生活ができないことを証明しています。

②最低生計費試算調査は、茨城労連が加盟する全国組織「全労連」の 20 を超える地方組織が取り組んでいます。どこの県でも月収 23 万～25 万、時給 1500 円～1600 円が必要という結果になっています。こうした結果からも、茨城労連を初めとして全労連の各地方組織の要求である「最低賃金時給 1500 円をめざし、即時 1000 円以上にすること」がいかにかに正当なものであるかが明らかです。

③ 7月14日、中央最低審議会は2021年度の最低賃金改定について、全県一律28円の引き上げを求める目安を発表しました。茨城地違法最低賃金審議会は、昨年中央審議会の目安が発表されない中で2円の引き上げしかできなかったことと今年の28円の目安額を踏まえ、茨城県の労働者の生活の実態を踏まえた審議を行い、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすべきです。

(3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

① 関東圏内最低賃金額を高い県から並べると、東京都が1013円、神奈川県が1012円、埼玉県が928円、千葉県が925円、栃木県が854円、茨城県が851円、群馬県が837円となります。当然のことながら、最低賃金の格差は労働力の流出を生み出します。県南地域の高校生や若者は、最低賃金の高い千葉や東京で働くものが多くなっています。

② 2020年の地域別最低賃金の改定により、最低額792円から最高額1013円（東京都）と221円の格差があります。最低賃金の低い地域から、最低賃金の高い地域への人口流出が起こり、地方自治体・地域の中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済の停滞を引き起こしています。

③ 全国労働組合総連合（全労連）がこれまでに実施してきた「最低生計費試算調査」では、全国どこでも、税・社会保険料込みで、月額23万円～25万円弱は必要という結果が出ています。この額は、時給にすれば1500円程度となります。

都市部は住宅費が高くなりますが、地方は交通網が整っておらず、地方の住宅費は安い傾向にあります。しかし、車の維持費が都市部は安く地方では高くなって、都市部と地方の最低生計費はほとんど変わりません。茨城労連が実施した最低生計費試算調査でも同様の結果が出ています。

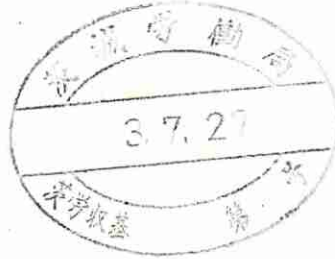
ところがコンビニなどで働く場合、仕事内容は全く変わらないのに最低賃金に格差があるため、働いている都道府県の違いで時給が大幅に変わります。

全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも1500円をめざし、即時1000円以上にすることが求められています。

④ 自民党の最低賃金一元化推進議員連盟（会長・衛藤征士郎衆院議員）は、5月25日に菅首相と面会し、最低賃金の引き上げなどを求める提言を提出しました。提言では「デフレ経済から脱却するには、最低賃金の引き上げは死活的に重要だ」と指摘し、新型コロナウイルス禍に伴い地方への移転が進む中で、最低賃金の地域間格差解消は必要な政策転換と訴えています。

新型コロナの影響を避けようと、若者が地方への移住を考える際、最低賃金の地域間格差はその妨げになるとも述べ、「東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」としています。

茨城県地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様



住 所 水戸市城南3丁目9-20  
団体名 茨城県医療労働組合連合会  
代表者 執行委員長 後藤 朋子

## 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場は、看護師など国家資格などをもつ労働者が主で成り立つ職場ですが、長年非常に低い賃金水準に抑えられています。厚生労働省2021年度賃金構造基本統計調査では、看護師と教員の所定内賃金では、看護師は123,300円低い実態です。介護職の所定内賃金は、全産業平均より月額で72,365円も低いままです。慢性的な人員不足の中、24時間体制の医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割から専門職とは思えない低い賃金です。長時間夜勤の心身に与える有害性は科学的に明確になっており、看護師確保法では月8日以内（3交替の場合、2交替16時間：4回）に規制されています。しかし日本医労連が実施した2020年6月夜勤実態調査では、2交替職場の平均は4.11回で、3割が月4.5回以上で、重症度が高い病棟でより多い結果でした。人員不足だけが原因ではなく、基本給だけでは生活が厳しいという実態も示しています。

また、仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて診療報酬、介護報酬は全国一律であるのに、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。賃金は地域で大きな格差が存在しており納得できません。この格差が地域間での命の格差にも繋がっています。

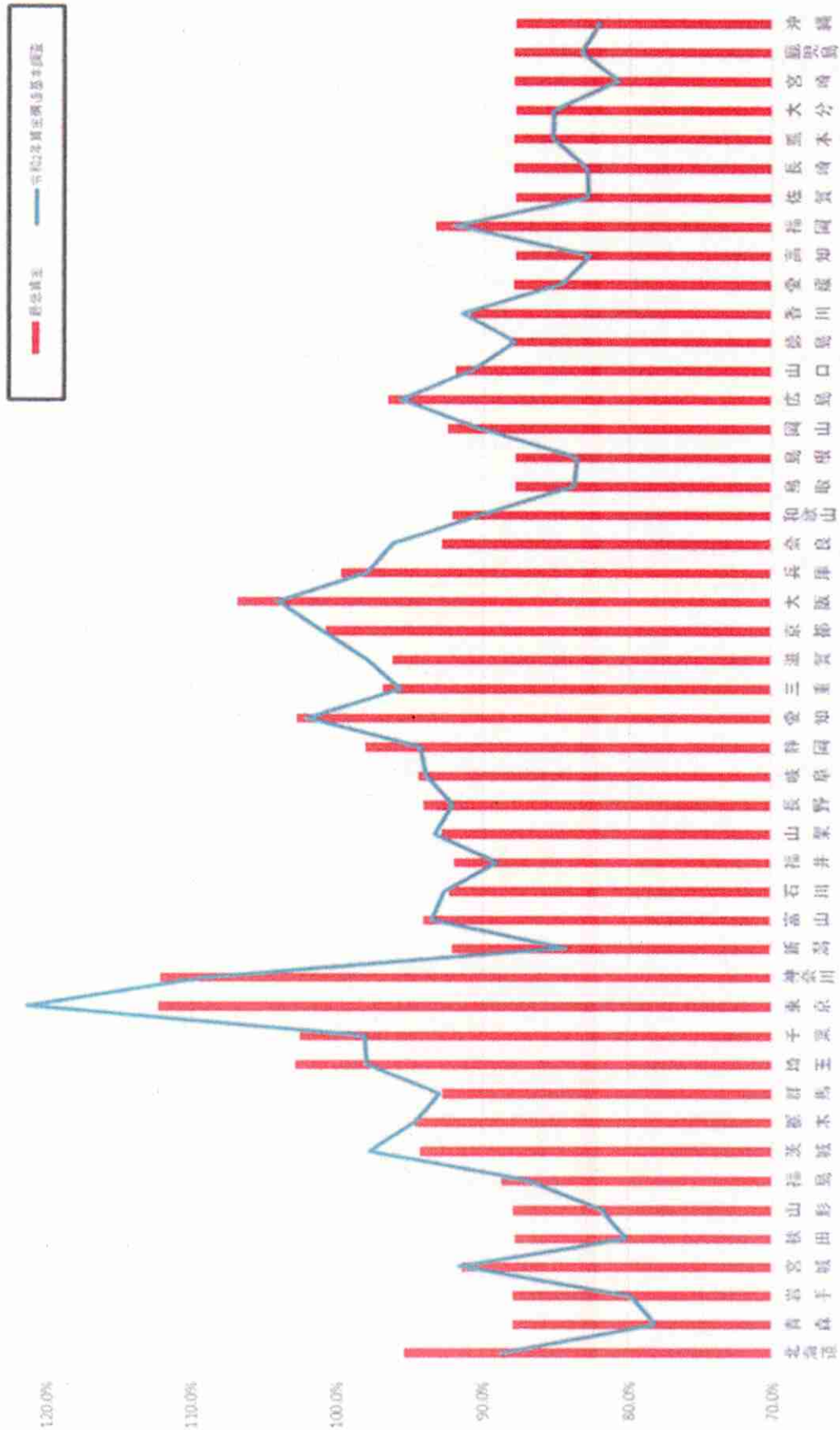
新型コロナウイルスのパンデミックは1年5ヶ月経過し、医療従事者は国民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、GOTOキャンペーンが進められていても感染防止から厳格な行動制限も受け入れ、コロナ禍による医療経営悪化で賃金を削減されても、責任感や使命感で医療現場を支えてきました。しかし、これだけ頑張り続けているのに、救えないいのちを目の当たりにしたとき、心が折れて退職する従事者が出ています。労働者の心身の疲弊も極限に達している中、同じ大変さであるなら賃金の高い地域に転職する従事者もいます。低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

医療・福祉産業の労働者は全国で800万人超ですが、非正規雇用労働者は、医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護では約9割です。茨城県も例外ではありません。医療・介護の現場はチームワークが何より重要な職場ですが、医療・介護の非正規労働者の多くは最低賃金に張り付いた時給となっていて、賃金格差がチームワークや人員不足に影響しています。

補償が不十分なままで行われた非常事態宣言による自粛で、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。医療・看護・介護の提供体制改善にも直結する人手不足解消のため、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題です。茨城県でも最低賃金1,500円以上が必要であることは、昨年茨城労連が実施した最低生計費資産調査結果（男性1,687円、女性1,674円）でも明らかです。1500円以上を目指し、早急に最低賃金1,000円以上へ引き上げることを求めます。

以上

# 医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)



<参照>

# 資料1 No 12

2021年7月26日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 殿

茨城県小美玉市西郷地1703  
いばらきコープ労働組合  
中央執行委員長 小野瀬 範久

## 茨城地方最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

労働者の労働条件の向上と、県民経済の健全な発展のためのご尽力に敬意を表します。  
今年度の茨城地方最低賃金の改定について、大幅引き上げを求めたく意見書を提出いたします。

### 1. 意見の要旨

- (1) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準とし、最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げ、1,500円を目指すこと。
- (2) 全国一律最低賃金制度の導入をおこない、地域間格差を無くすこと。
- (3) 経済を活性化させるために、最低賃金の底上げをおこなうこと。
- (4) 最低賃金未満率をゼロにすること。

### 2. 意見の理由

- (1) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水準にすることとともに、憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるように、人として最低限度の生活を維持する水準にし、最低賃金の時間額を早急に1,000円以上へと引き上げ、1,500円を目指すべきと考えます。
- (2) 全国一律最低賃金制度の導入をおこない、地域間格差を無くすこと。
  - ①過去(2010年)に政労使で合意された「2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円」は、極めて重い意味を持っており、2020年の段階で東京・神奈川が最低時間額1,000円を超えましたが、茨城県においてはまだ800円台であり、平均額の1,000円にはまだ到達していません。時間額を早急に1,000円へ引き上げる必要があります。
  - ②最低賃金が低いことにより、利根川沿線の若者は千葉県や埼玉県、また、内陸の県



境付近の若者は、栃木県へと就労に向かってしまう傾向があります。背景には、最低賃金の低さがあると考えられます。若者の声からも、「交通費が出るなら他県へ行く。」「茨城で働いても稼げない。」とされています。若者を茨城県に留めておくためにも全国一律最低賃金制度の導入を強く求めます。

- ③最低生計費試算調査から、水戸市在住10～30代単身者がワークライフバランスに配慮した労働時間（月150時間）で換算した場合、男性で1,687円、女性で1,674円と結果が出ました。この金額は、全国どこで調査をしても同じような結果が出ています。そのため早急に地域間格差を無くす必要があると考えます。

(3) 経済を活性化させるために、最低賃金の底上げをおこなうこと。

- ①消費に刺激を与えるには、賃金の底上げが一番と考えられます。収入増になった場合、消費にお金がまわり、経済が活性化していくと考えられます。
- ②最低賃金の引き上げは、企業にとってコストアップに繋がりますが、経済を活性化させるためにも最低賃金の引き上げは必要不可欠だと考えます。個別企業の「支払能力」に偏重するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金の底上げをおこなうべきと考えます。
- ③中小企業にとって、最低賃金の引き上げが死活問題となってしまうまいよう、中小企業支援策の周知徹底と活用されることを強く望みます。

(4) 最低賃金未満率をゼロにすること。

- ①毎年、茨城県において最低賃金未満率が令和元年で平均値と同じ1.6%あることが危惧されます。最低賃金は、審議会での審議後決定された賃金であり、経営者の皆さんは守らなければならない賃金のはずですが、最低賃金額以下で求人募集をしているところを見かける場合があります。最低賃金額が改訂された直後であれば、周知されていない状況と把握することもできます。しかしそこには、最低賃金の額さえ知らずに募集をかけている企業や、そこに就労しようとしている労働者がいることは重大な問題と捉えなければなりません。
- ②最低賃金未満率をゼロにするためにも、労働基準監督署だけでなく最低賃金について熟知しているものが協力し合い行動していく必要があります。

以上

2021年7月26日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様水戸市平須表原1番93号  
茨城県高等学校教職員組合  
執行委員長 蓮田 斉

## 2021年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。さて、2021年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えていただきたく要請します。

## 記

## 1. 意見の要旨

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にする。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

## 2. 意見の理由

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にする。

最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で欠かすことの出来ない方策です。昨年度から続いている新型コロナウイルス感染拡大防止対策から、アルバイトの自粛等により、本来見越していた収入が得られず、生活が困窮して、学業を断念せざるを得ないと考えている大学生や専門学校生も出てきている状況です。通常の生活下においてもアルバイトをしながら、授業料を補うため、少しでも家計の負担を減らすためなど、直接生活に関わる理由や、大学、専門学校の入学金や学費を貯めるためなど、進学するために必要な費用を貯める者など、理由は様々ですが、保護者の経済状況だけでは補いきれない家庭が少なからずあるのが事実です。さらに、今年度は県の政策によって、県立高校に入学する生徒に対して約5万円もする学習者用端末(タブレット)を個人購入させており、家計への負担は昨年度以上に増えています。

最低賃金が上がることによって、学業にかかる時間を今まで以上に確保することもできます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金の時給1500円以上を目指し、即座に時給1000円以上することを求めます。

- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

県境にある地域においてアルバイトをしている生徒、学生は、少しでも条件の良いところでのアルバイトを望んでいます。具体的には時給の良いところでのアルバイトです。一つの事例として、県南地区では、茨城県でアルバイトをするよりも、千葉県の方が時給が良いからと言って、県を越えてアルバイトをしている者がいるのも事実です。最低賃金の違いによって、一律の賃金にすることによって、自県でアルバイトをしても、他県と差がない環境を整えることは地域経済にとっても大きなメリットとなります。地域間格差をなくし全国一律の最低賃金制度を確立することを求めます。

2021年7月26日

茨城県地方最低賃金審議会

会長 清水 玲 様

茨城県水戸市見川5-127-281

全日本年金者組合茨城県本部

委員長 森田 秀人

## 2021年 茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

全日本年金者組合は年金をはじめとする社会保障の充実をめざし運動を行っている組織です。特に発足当初から公費による「最低保障年金制度」設立を求めおり、具体的な政策提言などもしています。高齢の年金受給者のみならず、現役労働者を含めて加入対象としています。茨城県本部には現在約1600人が加入しています。

新型コロナ禍の下で私達の生活に困難を増しているにも関わらず、年金・介護・医療など福祉の切り下げはとどまりません。年金は、物価と賃金変動の低いほうにあわせる「新年金改定ルール」が本年度から適用され、今年は0.1%の切り下げとなりました。75歳以上の医療費窓口負担を2倍化する法律も成立させられました。

高齢者にとって年金は命の綱です。しかし年金が全くない無年金者や、少ししか出ない低年金者が多数います。生活を維持するために働かざるを得ない高齢者がたくさんおりますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半です。

その上、年金の支給水準は毎年のように減らされています。国民年金法第1条は、憲法25条の理念に基づき年金受給者の生活保障を目的としており、何よりも制度当初は生活保護基準を上回る定額制度とすることを国は認めていました。しかし国民年金は40年加入の満額でも現在は月65,000円、受給者の平均は55,000円の支給額です。これは生活保護基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運用によって、今後も集中的に給付水準低下を強いられることになり、将来の支給水準は現在の価格で満額でも月45,000円になってしまいます。

一方国民年金保険料の未納・滞納が増大しており、厚生労働省によれば2018年度の納付率は65%にとどまっています。低所得による保険料減免を受けている人が約600万人にのぼり年々増加傾向にあります。

現役労働者の公的年金への期待は低下し、年金制度の崩壊にもつながりかねません。労働者の賃金を上げ、非正規をなくし正規労働者として処遇することにより、年金財源を確保する方向に転換することが重要だと考えます。また制度上、現役労働者の賃上げは、現在の年金受給額の引き上げにも連動します。





年金の切り下げや、低賃金労働者が増大することは、GDPの6割を占める個人消費を落ちこませ地域の経済を低下させてしまいます。以上のことから当面次の事項を要請いたします。

- 1、 茨城県の最低賃金を即時時給1000円に引き上げること、さらに時給1500円をめざしていただきたい。
- 2、 全国一律最低賃金制度を確立していただきたい。

以上

2021年7月26日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様

茨城県つくば市桜 3-11-1  
JMITU茨城地方本部  
執行委員長 矢口 裕一

2021年度 茨城県最低賃金の改定にあたって、  
最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

日頃、茨城県内で働く労働者の労働条件の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

今年度の茨城県最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法 25 条第 5 項、同施行規則 第 11 条第 1 項に基づき、下記の通り意見を表明いたします。

記

1. 意見表明の背景について

コロナウイルス禍の終息の方向がいまだ見通せず、むしろ深刻の度を深めていることから、中小企業およびそこで働く全ての労働者、とりわけ、非正規雇用労働者の生活と雇用の不安が深まっている。

大企業への手厚い保護政策をもって企業収益増をはかれば、系列下およびその他の中小企業にも恩恵が及び、その結果として労働者の処遇の改善もはかられる、というコロナ禍以前からの政権の経済政策は失政の典型ともいふべきものである。長年に及ぶ勤労世帯の消費の冷え込みは、一昨年の消費税増税によってますます増幅された。実質賃金の低下がその最大の要因となっている。

そうした状況下での今般の新型コロナウイルス禍である。その対処は一定程度、試行錯誤がやむを得ないという側面をもってはいるが、現局面は前政権および現政権による労働、福祉・医療分野での改悪に次ぐ改悪に加えて、コロナ問題への対応が基本的に誤っている事を指摘せざるを得ない。

雇用分野における非正規の増加が低賃金と不安定な雇用の最大要因となっている。さらに、医療を採算性で量ることによる縮小・統合政策なども、コロナ禍への対処を困難にしている。この難局を乗り越える基本的で有効な手立ての一つとして、賃金の底上げが必要であると考える。

コロナ禍を理由として、“賃金より雇用”を吹聴し、最低賃金の引き上げを我慢すべきな



どの論を支持することはできない。国の政策決定に基づく自粛などは、補償とセットで行うべきであり、雇用と賃金に犠牲を転嫁する事は問題である。むしろ、コロナ禍で大きな犠牲を被っている労働者に対し、最低賃金の大幅な引き上げで保護していく方向こそ求められている。

#### 依然として見劣りする茨城県の最低賃金

茨城県の最低賃金の到達点は851円で、全国加重平均の902円からも東京都を除く関東6県の平均の901円と比べても見劣りし、東京都の1,013円からは162円もの格差となっている。

低賃金の実態は、当組合が毎春行う生活実態アンケート調査によっても、「生活が苦しい」と訴える労働者が8割強に達していることに示されている。特に非正規雇用の労働者から、賃金アップの要求や正規雇用への転換の要求が多い。

#### 技術の継承・発展を妨げる低賃金

とりわけ非正規雇用労働者にとって、生活を維持する必要から、相対的に賃金の高い就労先を選択することは当然の行動である。この行動が、就労を通して専門技術を磨きその結果として経済的な安定もはかるという中・長期の視点を損ね、手っ取り早く相対的に賃金の高いところに転職するという行動を導いている。このことは、昨今人材不足に悩む経営者の立場からも深刻で、技術の継承・発展、ひいては経営の将来にとっても重大な問題である。

私たちが求める方向は、最低賃金の大幅な引き上げであり、全国一律の最低賃金の制定による地域間格差の解消である。現在のコロナ禍を克服し、労働者世帯の生活を維持させる面からも、このことは重要と考える。同時に、中小企業への支援強化を含む施策が求められる事はいうまでもない。

## 2. 求める最低基準と要望

- (1) 茨城県の最低賃金を時間給1,500円にすることをめざし、即時、時間給1,000円に引き上げること。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。茨城県がそのための積極的な役割を果たすよう努力を払うこと。
- (3) 賃金の底上げと県独自の中小企業支援策により、地域経済の活性化をはかること。

以上

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様



つくば市花畑3丁目9-10  
茨城県自治体労働組合連合  
執行委員長 廣江 良之

## 2021年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2021年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えていただきたく要請します。

### 記

#### 1 賃金引き上げは社会の要請になっている

労働者の平均賃金は1997年と2016年の年収比較で約50万円減少し、賃金面でも「失われた20年」になっています。年収200万円以下の労働者は約1,200万人。コロナ禍の影響を受けこの1年間で急増しました。非正規労働者は日本の労働者の約4割を占めています。こうした労働者の低賃金は、貧困層を増加させるばかりか、消費力の低下による日本経済の低迷を招いています。そして、加入者数と保険料の減少による財源不足で、年金をはじめとした社会保障制度にも悪影響を及ぼしています。

このように賃金引き上げは、労働者の生活はもとより日本経済や社会保障制度の改善、国と地方の税収増にとっても、極めて重要な課題となっています。コロナ禍だからこそ最低賃金を引き上げ、賃金の底上げをはかり、全体の賃金水準を押し上げる必要があります。

よって、最低賃金の大幅な引き上げとして時給1,500円をめざし、ただちに1,000円以上とするよう求めます。

#### 2 自治体職場でも低賃金の非正規職員が4割

茨城県労働組合総連合(略称:茨城労連)の2020年度「公契約アンケート調査」は正規職員が減少し、非正規職員が増加の一途をたどっていることを明らかにしています。県内44市町村の職員数(病院・消防を除く)は、37,124人、うち正規職員20,244人、自治体の非正規職員である会計年度任用職員は15,635人、全体の42.1%を占めます。非正規職員は、正規職員と同じような業務に就き、重要な役割を担っています。

2020年度の会計年度任用職員(一般事務職)の平均時給額は964円ですが、時給額が800円台の自

自治体が22ヶ所もあり、県最低賃金ぎりぎりの額にとどまっています。しかし、ここで重要なことは、最賃の引上げが自治体当局に時給の引き上げを促していることです。自治体当局が主体的に官製ワーキングプアの状態を打開すべき努力をしないもとの、最賃は重要な役割を果たしています。公務・公共サービスの質を確保するために、最低賃金の即時大幅引き上げを求めます。

また、自治体職員の賃金は、社会福祉協議会など地域事業所で働く労働者の賃金にも大きな影響を与えています。この点からも、最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。

### 3 最賃法の目的を達成する制度に

最低賃金法第1条では「…賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定…」と規定し、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と規定しています。現実の最賃額は、憲法25条が求める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準とも、これら法の主旨からも乖離したものとなっており、次の事項について可能な努力を求めます。

(1) 「通常の事業の賃金支払い能力」が、最賃の大幅な引き上げの障害の一つになっていると思われまます。最賃引き上げによる賃金支払いが困難な事業者については、国の財政援助で対応すること。

(2) 2020年度の最低賃金は、最高が1,013円と最低の792円で、221円もの格差があります。茨城の場合も東京はもとより隣接する埼玉、千葉、栃木よりも低額となっています。こうした地域格差によって、地方から都市部への人口流出が起り、過疎化や高齢化を加速させ、地域経済をも冷え込ませています。標準的な生計費は都市部が高く地方が安いとの実態はありません。全国労働組合総連合(略称：全労連)が全国的に行った生計費調査結果で明らかになっています。全国展開しているコンビニで働く労働者が、全く同じ仕事をしていて賃金格差のあることは明らかな矛盾です。

以上のことから、現行の制度を全国一律最低賃金制に改めること。

### 4 コロナ禍でこそ最低賃金引き上げの積極的な議論を

新型コロナウイルス感染症拡大による雇用悪化で、昨年1月からの解雇・雇い止めは累計10万人を超えました。その多くが非正規労働者であり、雇用情勢悪化の調整弁とされている実態があります。そして、多くの非正規労働者が最低賃金近傍で働いています。非正規労働者のただでさえ苦しい生活にコロナ禍の状況が更に追い打ちをかけています。最低賃金の抜本的な改善、賃金の底上げはこの状況を打破するために必要不可欠です。購買力の高まりによる地域循環型経済こそが経済の活性化につながることも、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

2021年7月26日

茨城県地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様

水戸市白梅4-1-28 東洋ハウジングビル 401  
茨城県私立学校教職員組合連合  
中央執行委員長 前田安生

## 2021年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2021年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。

### 記

#### 1, 意見の要旨

(1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。

(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

#### 2, 意見の理由

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出の制限や活動の自粛が1年半という長期間に及んでいます。とりわけ経済面では様々な業種に直接的・間接的に深刻な影響を及ぼしつつあります。そもそも所得の低いパート労働の家庭では労働時間・残業時間の減少が所得の減少に直結しています。こうした家庭の生徒が、経済的理由により私学での学業継続をあきらめざるを得ない状況が生じないか非常に心配しています。

茨城私教連による学費滞納調査(私学)では、2020年9月30日付で学費を3か月以上滞納している家庭が55例ありました。私学の生徒の家庭だからといって、必ずしも経済的に裕福な家庭とは限りません。パートによって学費を捻出しているという家庭も少なくはありません。保護者の多くが家庭の経済状況を気にしながら、子どもを私学に通わせているというのが現実です。

以上のように、教育を受ける権利、教育の機会均等という視点からも最低賃金の引き上げは重要であると考えます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金の時給1500円以上を目指し、即座に時給1000円以上することを求めます。



2021年7月26日

茨城県地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様

土浦市おおつ野8丁目14番1号  
全日本建設交運一般労働組合茨城県  
執行委員長 鈴木 貴之

2021年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

日頃より茨城県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心より敬意を表します。

さて、2021年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記の通り意見を表明します。

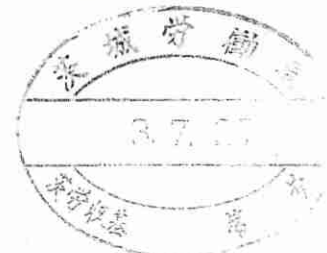
記

1. 意見の要旨

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。  
最低賃金ぎりぎりの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、最低賃金の低さはコロナ対策を悪化させ、社会の継続性にも悪影響を及ぼしています。  
コロナ禍だから最低賃金の引き上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して地域経済を活性化すべきです。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。  
茨城県に隣接する県では、軒並み茨城県よりも最低賃金額が高く、労働力の流出が生まれています。  
全国一律最低賃金制度が確立されれば、地方自治体・地域の人手不足は、緩和されます。どこでも誰でも1500円をめざし、即時1000円以上にすることが求められています。



2021年7月26日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 清山 玲 様茨城県稲敷郡美浦村美駒 2500-2  
全労連・全国一般労働組合茨城地方本部  
執行委員長 見代 昌 巳

## 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

昨年10月の最低賃金の改定で、全国過重平均が902円になりましたが、1日8時間、週40時間働いても月収1578,752円、年収1,90万円にしかありません。茨城県では、最低賃金が2円上がって851円になりましたが、この時給は月収にすると149,776円、年収にして約179万にしかありません。中央最賃審議会は今年を目安を28円としましたが、これでも私たちの要求にはほど遠い金額です。

コロナ禍の中で働く若者や非正規労働者は、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働くものも多く、コロナを理由に解雇される中で、自殺者が急増するなど社会的問題になっています。また、看護や介護等のエッセンシャルワーカーとして働く労働者の賃金も最低賃金ぎりぎりの低賃金である場合が多く、仕事の継続が困難になってしまっています。

茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の若者、労働者の健全な育成、持続可能な地域経済を実現していくために大変重要な役割を担っています。

つきましては、茨城県最低賃金の改正決定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

## 記

## 1. 意見の要旨

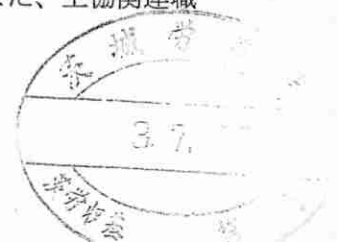
(1) コロナ禍だから最低賃金の引き上げを抑制するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。

(2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

(3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

## 2. 意見の理由

(1) 多様な業種で働く労働者が結集する私たち全労連・全国一般労働組合では、今春、昨年を引き続いて「コロナ感染症拡大が職場に与える影響の実態調査」を行ないました。医療、介護、保育、ごみ収集、上下水道処理施設管理など、国民のライフラインを守る職場では自らのいのちと生活、健康を脅かされながら働き続けています。また、生協関連職





場、営業販売、観光・旅行業、一般事務をはじめ不特定多数と接触するサービス・小売業の職場においても、政府・自治体の自粛要請のあおりを受け、一時休業や勤務体制の変更などを強いられている職場も少なくありません。特に、観光・旅行業は壊滅状況で労働者の賃金補償は難しく家賃まで払えない事態が続いています。大学生協は賃金だけでなく、雇用も守れない事態に追い込まれています。

① 非正規労働者が2000万人を超える状態が継続していますが、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない労働者が増大しています。コロナ禍の中で、非正規労働者の多数を占める女性労働者の自殺が大きな社会問題になっています。コロナ禍で、最低賃金ギリギリの時給では、人間らしいまともな生活ができず、明確な将来設計ができません。

② 茨城労連が昨年12月に実施した市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く会計年度任用職員（非正規職員）は15,635人で、非正規率は42.1%でした。また、会計年度任用職員の「低い時給額」の平均は930円で、つくば市や牛久市のように時給が1000円を超える自治体がある一方で、22の自治体は時給が800円台になっています。多くの会計年度任用職員が最低賃金ギリギリの時給で働いています。

③ 最低賃金ギリギリの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、最低賃金の低さはコロナ対策を悪化させ、社会の継続性にも悪影響を及ぼしています。

④ 茨城労連が実施した「公契約アンケート」では、市町村役場の会計年度任用職員の女性労働者比率は80.9%で、4つの自治体では90%を超えています。非正規労働者の低賃金の問題は、ジェンダー平等の観点からも改善されなければなりません。

女性労働者の低賃金は少子化を促進することになり、少子化を改善するためにも最低賃金の大幅な引き上げは欠かせません。

⑤ 最低賃金の引き上げに関して、引き上げると中小企業の経営に多大な影響を及ぼすので、引き上げるべきではないという意見があります。しかし、それは日本政府の中小企業支援が不十分であることが最大の原因で、最低賃金の引き上げとセットに「税・社会保険料負担の軽減」などの具体的な中小企業支援を強力に推進すべきです。

(2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

① 茨城労連は、2020年2月から5月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査を実施しました。7月29日に記者発表を行います。水戸市に住む25歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性252,987円、女性251,124円でした。

このデータを出すにあたって、20代30代の一人暮らしの青年190人から調査結果を回収しています。算出した最低生計費を、月150時間の労働時間で換算すると時給は男性1,687円、女性1,674円になり、最低賃金851円ではまともな生活ができないことを証明しています。

② 最低生計費試算調査は、茨城労連が加盟する全国組織「全労連」の20を超える地方組織が取り組んでいます。どこの県でも月収23万円～25万円、時給1500円～1600円が必要という結果になっています。こうした結果からも、茨城労連を初めとして全労連の各地方

組織の要求である「最低賃金時給 1500 円をめざし、即時 1000 円以上にすること」がいか  
に正当なものであるかが明らかです。

③7月14日、中央最低審議会は2021年度の最低賃金改定について、全県一律28円の引き  
上げを求める目安を発表しました。茨城地違法最低賃金審議会は、昨年中央審議会の目安  
が発表されない中で2円の引き上げしかできなかったことと今年の28円の目安額を踏ま  
え、茨城県の労働者の生活の実態を踏まえた審議を行い、茨城県の最低賃金を今すぐ東京  
並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすべきです。

### 3. 財源は十分ある

「最低賃金全国一律で時間給 1500 円に、併せて中小企業へ大幅な支援策を」そのため  
の財源は有り余るほどある。これが私たちの主張です。

財務省が昨年10月発表した2020年3月末の法人企業統計によると、資本金10億円以  
上の大企業が保有する内部留保が、コロナ禍でも過去最高の475兆円です。さらに、4月  
以降コロナ禍の中でも売上高が伸びない中でも、業績不振でも、内部留保は増えています。  
ということは労働者の賃金抑制で増やしたことになります。優遇税制や賃金抑制で貯めこ  
んだ、内部留保を税徴収の法整備や行政力によって切り崩したり、不要不急の軍事費削減、  
そして、コロナ禍による中小零細企業支援を含めた新型コロナウイルス感染症対策費など  
2021年度補正予算を大幅に引き上げることで財源は十二分に確保できる、このことを強く  
申し述べて意見と致します。

以上

資料1 №20

2021 (令和3年) 7月9日

茨城労働局

茨城地方最低賃金審議会 御中

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一

(公印省略)

会長声明のご送付について

当会は、2021年(令和3年)7月9日付、別紙のとおり「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」を公表しましたので、ご参考までにご送付申し上げます。

以上



## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2021年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、新型コロナウイルスの感染拡大の中で最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を考慮し、2020年度地域別最低賃金額の引き上げ額についての目安額の提示を見送った。これを受けて各地の地域別最低賃金審議会においても引上げ額を抑制し、引上げなしの地域もあり、引上げされた地域でも1円ないし3円の引上げにとどまった。茨城県では2円の引上げが行われ、茨城県での2020年の最低賃金は851円であった。しかし、2円という引上げは、1日8時間、週40時間労働の場合で、月収にして約347円、年収にして約4171円の賃金上昇にとどまるものである。

近年、非正規労働者の数が増加し、世帯における主たる稼働者が非正規労働者であるという世帯も多数現れている。このような現状を踏まえれば、最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」として真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるように、最低賃金額を引き上げることが喫緊の課題となっている。

この点、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中で、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して、最低賃金引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化するためにも、最低賃金の引上げを後退させるべきではない。例えばフランスやドイツ、イギリスではこのコロナ禍でも最低賃金の引上げを実現している。我が国でも2021年度の大幅な引上げが必要である。

むろん、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、

その支援も必要である。最低賃金引上に伴う中小企業への支援策は、現在、国は「業務改善助成金」制度により影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、同制度は中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援等十分な支援策を講じることが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも見過ごすことのできない問題である。2020年の最低賃金は、最も低い7県は時給792円、最も高い東京都で1013円であり、221円もの開きがあった。茨城県と東京都でも162円もの開きがある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。この点、労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2021年(令和3年)7月9日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一

2021年7月20日

茨城労働局長 様

茨城地方最低賃金審議会会長 様



日本共産党茨城県委員会

委員長 上野 高志

副委員長 大内久美子、田谷武夫

日本共産党茨城県議団

県議会議員 山中たい子、江尻加那

## 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を求める要請書

中央最低賃金審議会小委員会は14日、2021年度の最賃改定について、全国すべての地域で時給を28円引き上げる目安をまとめました。目安通りの改定になれば全国加重平均902円から930円に、茨城県は851円から879円になりますが、年収換算で200万円にもほど遠い賃金額です。最高額でも東京都の1,041円、最低額は沖縄県など7県が820円となり、ようやく800円未満地域がなくなります。

昨年は、コロナ禍を口実に政府と財界が最賃凍結の姿勢で目安額が示されず、全国平均1円増、茨城県でも2円増にとどまりました。今年は、コロナ禍で深刻な影響を受ける非正規雇用労働者や国民生活を支えるエッセンシャルワーカーの処遇改善のためにも大幅引き上げを求める世論と運動が広がりました。地域間格差についても、引き上げ額を全国同額とすることでさらなる拡大を許しませんでした。

今後、地方最賃審議会で審議し、引き上げ額を決定するにあたり、以下の項目を要望いたします。

1. 茨城県の最低賃金を1,500円に引き上げる。昨年、茨城労連が実施した最低生計費試算調査では、水戸市内で一人暮らしする若者が人間らしい生活を営むためには最低1,674～1,687円（月150時間労働）が必要との結果が示されました。
2. 審議の透明性・実効性を高めるため、審議会および専門部会は全面公開で行うとともに、労働者代表委員は様々な職種や雇用形態の労働者からなる組合等から選出する。
3. 最低賃金の都道府県格差を解消するため、全国一律最低賃金を政府に提言する。
4. 最低賃金引き上げによって中小企業が窮地に陥ることがないように、事業所の経営と雇用を維持するために、設備投資等を行った事業所への業務改善助成金に加え、税金や社会保険料の負担軽減などの支援策を実行するよう政府に要請する。

以上

## 本県最低賃金の改正について

本県では、茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～において、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を基本理念に掲げ、新しい豊かさへのチャレンジに向けて邁進しているところであります。この豊かさを実現するために、生産性の向上と賃金の上昇を通じて、消費の拡大という好循環を生み出し、企業収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、まず県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要です。

しかしながら、本県の最低賃金は、過去の経済事情が影響し、近隣県と比べ低くなっており、現在の各経済指標に照らしても経済実態が正確に反映されているとはいえない状況にあります。

特に栃木県との格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

このような中、今年16日に中央最低賃金審議会において、「各都道府県の引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円」との答申がなされ、今後は、地方最低賃金審議会での調査審議の上、労働局長が決定することとなっております。

コロナ禍の中、業種によっては厳しい経営状況であることは認識しておりますが、本県の有効求人倍率は5月時点で1.33倍と関東近県で最も高い水準にありますので、これを人材確保の好機と捉え、賃金水準の底上げを図ることで、県内事業者の採用活動を下支えすることが大変重要であります。

こうした状況を踏まえ、今年の最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

令和3年7月28日

茨城地方最低賃金審議会会長 清山 玲 殿

茨城県知事 大井川 和彦

## 本県最低賃金の改正について

本県では、茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～において、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を基本理念に掲げ、新しい豊かさへのチャレンジに向けて邁進しているところであります。この豊かさを実現するために、生産性の向上と賃金の上昇を通じて、消費の拡大という好循環を生み出し、企業収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、まず県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要です。

しかしながら、本県の最低賃金は、過去の経済事情が影響し、近隣県と比べ低くなっており、現在の各経済指標に照らしても経済実態が正確に反映されているとはいえない状況にあります。

特に栃木県との格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

このような中、今月16日に中央最低賃金審議会において、「各都道府県の引上げ額の目安については、A～Dランク全てにおいて28円」との答申がなされ、今後は、地方最低賃金審議会で調査審議の上、労働局長が決定することとなっております。

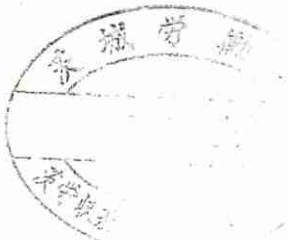
コロナ禍の中、業種によっては厳しい経営状況であることは認識しておりますが、本県の有効求人倍率は5月時点で1.33倍と関東近県で最も高い水準にありますので、これを人材確保の好機と捉え、賃金水準の底上げを図ることで、県内事業者の採用活動を下支えすることが大変重要であります。

こうした状況を踏まえ、本年の最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、積極的な引上げが行われますようお願いいたします。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、経営及び労務管理等に関する相談・専門家派遣の実施や業務改善助成金による支援措置等について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

令和3年7月28日

茨城労働局長 下角 圭司 殿



茨城県知事 大井川 和彦





資料1 №23

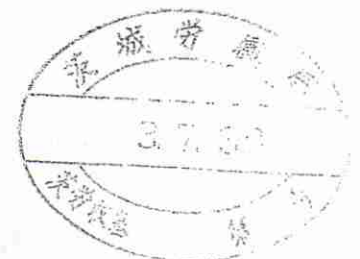
厚生労働省 茨城労働局長  
下 角 圭 司 様

## 要 請 書

最低賃金引上げに伴う県内企業への支援に関する要請

令和3年7月30日

茨城県商工会議所連合会  
(一社)茨城県経営者協会  
茨城県商工会連合会  
茨城県中小企業団体中央会



## 最低賃金引上げに伴う県内企業への支援に関する要請

新型コロナウイルス感染症の第5波が広がり始め、東京都では連日1,000人を超える新規感染者が確認されております。

政府分科会は7月、8月が「最大の山場」であると発信しており、4回目の緊急事態宣言が発令された東京都は勿論、神奈川、埼玉、千葉の感染者数も過去のピーク時に迫るなど深刻な状況にあり、県内経済への影響が懸念されます。

こうした中、今年度の最低賃金は、中央最低審議会において、これまで最大の引上げ目安額28円が答申されました。

来週から当県でも引上げに関する審議が本格化されますが、コロナ禍で深刻な影響を受けている、宿泊、飲食、観光、交通運輸などの県内企業が、事業の存続危機や人員の削減などの窮地に追い込まれないよう、様々な支援策、啓蒙が必要となるかと存じます。

つきましては、労働局におかれましても、下記の対応を実現いただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和3年7月30日

茨城県商工会議所連合会  
会長 大久保 博之

(一社) 茨城県経営者協会  
会長 寺門 一義

茨城県商工会連合会  
会長 小川 一成

茨城県中小企業団体中央会  
会長 阿部 真也

## 記

1. コロナ禍で深刻な影響を受けている、宿泊、飲食、観光、交通運輸などの県内企業の対応が間に合うよう、地域別最低賃金の発効時期を令和3年10月から令和4年4月に変更いただきたい。
2. 労働者の年収が103万円を超えると所得税を課せられることから、被扶養者の労働者は、年収を維持するため、時給が上がっても労働時間を減らして調整することがないよう、控除額の引上げをお願いします。
3. 賃金の引上げを消費の拡大に繋げるためには、適正な人件費が商品価格に反映される必要があります。そうした適正な価格への上昇が受け入れられるよう意識の変化を促す、県民への啓蒙をお願いします。
4. 下請け価格の適正化には、最低賃金改定を含む労務費や原材料費の上昇が下請け価格に反映されることが不可欠です。パートナーシップ構築宣言や価格交渉促進月間、官公需の契約金額など、政府の施策のより一層の広報をお願いします。  
また、雇用調整助成金、業務改善助成金などの要件緩和・拡充内容の広報も合わせてお願いします。

以上

## 令和3年度茨城地方最低賃金審議会

## 茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和3年7月21日 任命

茨城労働局

区分	氏名 <small>(ふりがな)</small>	現職
公益代表	いで こうや 井出 晃哉	井出法律事務所 長
	しん みふあ 申 美花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	せいやま れい 清山 玲	茨城大学人文社会科学部教授
労働者代表	おおもり もとのり 大森 玄則	連合茨城副事務局長
	こさか ゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会事務局長
	みやした ゆういち 宮下 有一	J A M 北関東常任執行委員長 茨城県連事務局長
使用者代表	うりだ ひろし 瓜田 広	株式会社水戸京成百貨店 店長 取締役 経理部 長
	かとう ゆういち 加藤 祐一	一般社団法人茨城県経営者協会 専務 理事
	みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所エネルギー・ビジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

総括表(1) (雇員、就業形態別の賃金額別、規模別、地域別、年齢別)  
令和3年度基礎調査 総括表 (全体)

就業形態：(全て)  
雇員：(全て) (全て)  
産別：(全て) (全て) (全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当てを除く)	合計	規模別						地域別						年齢別							
		1~9人		10~29人		30~99人		金県		17歳以下		18~19歳		20~54歳		55~59歳		60~64歳		65歳以上	
		人	金額	人	金額	人	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
計	447,228	158,255	212,290	76,683	447,228	3,766	10,537	297,455	45,755	39,876	49,839										
円	7,237	5,932	1,272	33	7,237	6	2,958	673	587	3,012											
840	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.0)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.0)											
841	7,331	5,932	1,272	33	7,331	6	2,958	673	587	3,012											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.0)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.0)											
842	7,331	5,932	1,357	42	7,331	6	2,967	673	587	3,097											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
843	7,331	5,932	1,357	42	7,331	6	2,967	673	587	3,097											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
844	7,331	5,932	1,357	42	7,331	6	2,967	673	587	3,097											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
845	7,331	5,932	1,357	42	7,331	6	2,967	673	587	3,097											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
846	7,342	5,932	1,369	42	7,342	6	2,979	673	587	3,097											
	(1.6)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	(1.6)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
847	7,412	5,932	1,438	42	7,412	6	3,048	673	587	3,097											
	(1.7)	(3.7)	(0.7)	(0.1)	(1.7)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
848	7,481	5,932	1,507	42	7,481	6	3,117	673	587	3,097											
	(1.7)	(3.7)	(0.7)	(0.1)	(1.7)	(0.1)	(1.0)	(1.5)	(1.5)	(6.2)											
849	8,292	6,705	1,544	42	8,292	6	3,804	761	598	3,123											
	(1.9)	(4.2)	(0.7)	(0.1)	(1.9)	(0.1)	(1.3)	(1.5)	(6.3)	(6.2)											
850	20,458	10,093	9,805	559	20,458	703	9,633	2,132	1,545	6,253											
	(4.6)	(6.4)	(4.6)	(0.7)	(4.6)	(18.7)	(4.7)	(3.2)	(3.9)	(12.5)											
851	20,858	10,215	10,084	559	20,858	787	9,762	2,139	1,630	6,262											
	(4.7)	(6.5)	(4.8)	(0.7)	(4.7)	(20.9)	(4.7)	(3.3)	(4.1)	(12.6)											
852	20,870	10,215	10,096	559	20,870	787	9,774	2,139	1,630	6,262											
	(4.7)	(6.5)	(4.8)	(0.7)	(4.7)	(20.9)	(4.7)	(3.3)	(4.1)	(12.6)											
853	21,019	10,295	10,165	559	21,019	787	9,923	2,139	1,630	6,262											
	(4.7)	(6.5)	(4.8)	(0.7)	(4.7)	(20.9)	(4.7)	(3.3)	(4.1)	(12.6)											
854	24,407	11,309	12,490	608	24,407	868	11,629	2,608	2,009	6,676											
	(5.5)	(7.1)	(5.9)	(0.8)	(5.5)	(23.0)	(5.9)	(5.7)	(5.0)	(13.4)											
855	24,929	11,309	13,012	608	24,929	868	12,059	2,608	2,101	6,676											
	(5.6)	(7.1)	(6.1)	(0.8)	(5.6)	(23.0)	(6.1)	(5.7)	(5.3)	(13.4)											
856	25,397	11,778	13,012	608	25,397	868	12,148	2,608	2,190	6,966											
	(5.7)	(7.4)	(6.1)	(0.8)	(5.7)	(23.0)	(6.1)	(5.5)	(5.5)	(14.0)											
857	25,524	11,889	13,016	617	25,524	868	12,163	2,608	2,190	7,078											
	(5.7)	(7.5)	(6.1)	(0.8)	(5.7)	(23.0)	(6.1)	(5.7)	(5.5)	(14.2)											
858	25,795	11,990	13,188	617	25,795	868	12,349	2,693	2,190	7,078											
	(5.8)	(7.6)	(6.2)	(0.8)	(5.8)	(23.0)	(6.2)	(4.2)	(5.5)	(14.2)											
859	36,642	17,501	18,135	1,006	36,642	1,335	17,700	3,430	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.5)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(8.5)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											
860	36,642	17,501	18,135	1,006	36,642	1,335	17,700	3,430	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.5)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(8.5)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											
861	36,669	17,501	18,135	1,033	36,669	1,335	17,700	3,457	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.5)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(8.5)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											
862	36,669	17,501	18,135	1,033	36,669	1,335	17,700	3,457	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.5)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(8.5)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											
863	36,669	17,501	18,135	1,033	36,669	1,335	17,700	3,457	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.5)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(8.5)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											
864	36,754	17,501	18,220	1,033	36,754	1,335	17,794	3,457	3,362	9,304											
	(8.2)	(11.1)	(8.6)	(1.3)	(8.2)	(35.5)	(14.3)	(6.0)	(8.4)	(18.7)											

865	865	37,234	17,521	18,476	1,236	37,234	1,513	18,255	3,457	3,370	9,304
		(8.3)	(11.1)	(8.7)	(1.6)	(8.3)	(14.4)	(6.1)	(7.6)	(8.5)	(18.7)
866	866	37,242	17,529	18,476	1,236	37,242	1,513	18,255	3,457	3,378	9,304
		(8.3)	(11.1)	(8.7)	(1.6)	(8.3)	(14.4)	(6.1)	(7.6)	(8.5)	(18.7)
867	867	37,249	17,537	18,476	1,236	37,249	1,513	18,255	3,464	3,378	9,304
		(8.3)	(11.1)	(8.7)	(1.6)	(8.3)	(14.4)	(6.1)	(7.6)	(8.5)	(18.7)
868	868	37,729	17,728	18,571	1,430	37,729	1,519	18,535	3,464	3,378	9,499
		(8.4)	(11.2)	(8.7)	(1.9)	(8.4)	(14.4)	(6.2)	(7.6)	(8.5)	(19.1)
869	869	37,968	17,736	18,802	1,430	37,968	1,519	18,604	3,556	3,386	9,568
		(8.5)	(11.2)	(8.9)	(1.9)	(8.5)	(14.4)	(6.3)	(7.8)	(8.5)	(19.2)
870	870	46,118	19,996	23,272	2,850	46,118	1,924	22,065	4,245	4,872	10,992
		(10.3)	(12.6)	(11.0)	(3.7)	(10.3)	(18.3)	(7.6)	(9.3)	(12.2)	(22.1)
871	871	46,118	19,996	23,272	2,850	46,118	1,924	22,065	4,245	4,872	10,992
		(10.3)	(12.6)	(11.0)	(3.7)	(10.3)	(18.3)	(7.6)	(9.3)	(12.2)	(22.1)
872	872	46,203	19,996	23,357	2,850	46,203	1,924	22,065	4,330	4,872	10,992
		(10.3)	(12.6)	(11.0)	(3.7)	(10.3)	(18.3)	(7.6)	(9.5)	(12.2)	(22.1)
873	873	46,500	19,996	23,357	3,147	46,500	2,162	22,724	4,330	4,872	10,992
		(10.4)	(12.6)	(11.0)	(4.1)	(10.4)	(20.5)	(7.6)	(9.5)	(12.2)	(22.1)
874	874	46,506	19,996	23,363	3,147	46,506	2,162	22,730	4,330	4,872	10,992
		(10.4)	(12.6)	(11.0)	(4.1)	(10.4)	(20.5)	(7.6)	(9.5)	(12.2)	(22.1)
875	875	46,884	20,178	23,365	3,341	46,884	2,164	23,004	4,431	4,872	10,992
		(10.5)	(12.8)	(11.0)	(4.4)	(10.5)	(20.5)	(7.7)	(9.7)	(12.2)	(22.1)
876	876	46,899	20,178	23,365	3,356	46,899	2,164	23,019	4,431	4,872	10,992
		(10.5)	(12.8)	(11.0)	(4.4)	(10.5)	(20.5)	(7.7)	(9.7)	(12.2)	(22.1)
877	877	47,027	20,178	23,365	3,484	47,027	2,164	23,147	4,431	4,872	10,992
		(10.5)	(12.8)	(11.0)	(4.5)	(10.5)	(20.5)	(7.8)	(9.7)	(12.2)	(22.1)
878	878	47,318	20,338	23,496	3,484	47,318	2,244	23,358	4,431	4,872	10,992
		(10.6)	(12.9)	(11.1)	(4.5)	(10.6)	(21.3)	(7.9)	(9.7)	(12.2)	(22.1)
879	879	47,318	20,338	23,496	3,484	47,318	2,244	23,358	4,431	4,872	10,992
		(10.6)	(12.9)	(11.1)	(4.5)	(10.6)	(21.3)	(7.9)	(9.7)	(12.2)	(22.1)
880	880	54,213	21,828	27,791	4,594	54,213	2,553	27,168	4,806	5,959	12,222
		(12.1)	(13.8)	(13.1)	(6.0)	(12.1)	(24.2)	(9.1)	(10.5)	(14.9)	(24.5)
881	881	54,400	21,916	27,882	4,603	54,400	2,562	27,254	4,814	5,959	12,307
		(12.2)	(13.8)	(13.1)	(6.0)	(12.2)	(24.3)	(9.2)	(10.5)	(14.9)	(24.7)
882	882	54,848	21,916	28,330	4,603	54,848	2,562	27,702	4,814	5,959	12,307
		(12.3)	(13.8)	(13.3)	(6.0)	(12.3)	(24.3)	(9.3)	(10.5)	(14.9)	(24.7)
883	883	54,994	21,996	28,395	4,603	54,994	2,562	27,847	4,814	5,959	12,307
		(12.3)	(13.9)	(13.4)	(6.0)	(12.3)	(24.3)	(9.4)	(10.5)	(14.9)	(24.7)
884	884	55,003	21,996	28,404	4,603	55,003	2,562	27,847	4,814	5,968	12,307
		(12.3)	(13.9)	(13.4)	(6.0)	(12.3)	(24.3)	(9.4)	(10.5)	(15.0)	(24.7)
885	885	55,441	22,004	28,834	4,603	55,441	2,562	28,278	4,821	5,968	12,307
		(12.4)	(13.9)	(13.6)	(6.0)	(12.4)	(24.3)	(9.5)	(10.5)	(15.0)	(24.7)
886	886	55,668	22,004	29,002	4,662	55,668	2,562	28,505	4,821	5,968	12,307
		(12.4)	(13.9)	(13.7)	(6.1)	(12.4)	(24.3)	(9.6)	(10.5)	(15.0)	(24.7)
887	887	55,753	22,079	29,002	4,671	55,753	2,562	28,581	4,821	5,976	12,307
		(12.5)	(14.0)	(13.7)	(6.1)	(12.5)	(24.3)	(9.6)	(10.5)	(15.0)	(24.7)
888	888	55,872	22,079	29,002	4,790	55,872	2,562	28,700	4,821	5,976	12,307
		(12.5)	(14.0)	(13.7)	(6.2)	(12.5)	(24.3)	(9.6)	(10.5)	(15.0)	(24.7)
889	889	56,041	22,249	29,002	4,790	56,041	2,562	28,789	4,821	6,057	12,307
		(12.5)	(14.1)	(13.7)	(6.2)	(12.5)	(24.3)	(9.7)	(10.5)	(15.2)	(24.7)
890	890	58,688	23,198	29,897	5,593	58,688	2,562	29,814	4,913	6,619	13,274
		(13.1)	(14.7)	(14.1)	(7.3)	(13.1)	(24.3)	(10.0)	(10.7)	(16.6)	(26.6)
891	891	58,789	23,214	29,982	5,593	58,789	2,562	29,907	4,921	6,619	13,274
		(13.1)	(14.7)	(14.1)	(7.3)	(13.1)	(24.3)	(10.1)	(10.8)	(16.6)	(26.6)
892	892	58,955	23,214	30,056	5,685	58,955	2,562	30,027	4,952	6,634	13,274
		(13.2)	(14.7)	(14.2)	(7.4)	(13.2)	(24.3)	(10.1)	(10.8)	(16.6)	(26.6)

893	893	59,120	23,294	30,141	5,685	59,120						1,505	2,562	30,027	4,952	6,715	13,359
		(13.2)	(14.7)	(14.2)	(7.4)	(13.2)						(40.0)	(24.3)	(10.1)	(40.0)	(24.3)	(26.8)
894	894	59,120	23,294	30,141	5,685	59,120						1,505	2,562	30,027	4,952	6,715	13,359
		(13.2)	(14.7)	(14.2)	(7.4)	(13.2)						(40.0)	(24.3)	(10.1)	(40.0)	(24.3)	(26.8)
895	895	59,489	23,294	30,248	5,947	59,489						1,505	2,562	30,378	4,952	6,723	13,368
		(13.3)	(14.7)	(14.2)	(7.8)	(13.3)						(40.0)	(24.3)	(10.2)	(40.0)	(24.3)	(26.8)
896	896	59,795	23,466	30,382	5,947	59,795						1,505	2,562	30,448	5,043	6,789	13,449
		(13.4)	(14.8)	(14.3)	(7.8)	(13.4)						(40.0)	(24.3)	(10.2)	(40.0)	(27.0)	(27.0)
897	897	59,880	23,466	30,467	5,947	59,880						1,505	2,562	30,533	5,043	6,789	13,449
		(13.4)	(14.8)	(14.4)	(7.8)	(13.4)						(40.0)	(24.3)	(10.3)	(40.0)	(27.0)	(27.0)
898	898	60,124	23,466	30,703	5,956	60,124						1,505	2,562	30,607	5,128	6,789	13,533
		(13.4)	(14.8)	(14.5)	(7.8)	(13.4)						(40.0)	(24.3)	(10.3)	(40.0)	(27.0)	(27.2)
899	899	60,246	23,473	30,817	5,956	60,246						1,505	2,568	30,723	5,128	6,789	13,533
		(13.5)	(14.8)	(14.5)	(7.8)	(13.5)						(40.0)	(24.4)	(10.3)	(40.0)	(27.2)	(27.2)
900	900	79,640	32,233	40,523	6,882	79,640						1,760	4,315	42,368	5,987	8,477	16,734
		(17.8)	(20.4)	(19.1)	(9.0)	(17.8)						(46.7)	(40.9)	(14.2)	(13.1)	(21.3)	(33.6)
901	901	79,864	32,313	40,595	6,957	79,864						1,760	4,395	42,497	6,002	8,477	16,734
		(17.9)	(20.4)	(19.1)	(9.1)	(17.9)						(46.7)	(41.7)	(14.3)	(13.1)	(21.3)	(33.6)
902	902	83,272	33,012	42,545	7,716	83,272						1,760	4,395	44,205	6,424	8,850	17,639
		(18.6)	(20.9)	(20.0)	(10.1)	(18.6)						(46.7)	(41.7)	(14.9)	(14.0)	(22.2)	(35.4)
910	910	86,359	34,663	43,869	7,826	86,359						1,845	4,752	46,135	6,624	9,136	17,867
		(19.3)	(21.9)	(20.7)	(10.2)	(19.3)						(49.0)	(45.1)	(15.5)	(14.5)	(22.9)	(35.8)
920	920	91,113	36,489	46,377	8,247	91,113						1,845	4,841	48,486	7,320	9,880	18,743
		(20.4)	(23.1)	(21.8)	(10.8)	(20.4)						(49.0)	(45.9)	(16.3)	(16.0)	(24.8)	(37.6)
930	930	96,724	38,174	48,597	8,952	96,724						1,845	4,878	52,406	7,896	10,353	19,346
		(21.6)	(24.8)	(22.9)	(11.7)	(21.6)						(49.0)	(46.3)	(17.6)	(17.3)	(26.0)	(38.8)
940	940	100,546	40,291	50,061	10,195	100,546						1,845	4,878	54,681	8,201	10,819	20,123
		(22.5)	(25.5)	(23.6)	(13.3)	(22.5)						(49.0)	(46.3)	(18.4)	(17.9)	(27.1)	(40.4)
950	950	111,220	46,365	53,905	11,051	111,220						2,545	5,293	61,761	8,452	11,367	21,802
		(24.9)	(25.3)	(25.3)	(14.4)	(24.9)						(67.6)	(50.2)	(20.8)	(18.5)	(28.5)	(43.7)
960	960	117,028	48,400	57,267	11,361	117,028						2,554	5,314	65,553	9,553	11,537	22,517
		(26.2)	(30.6)	(27.0)	(14.8)	(26.2)						(67.8)	(50.4)	(22.0)	(20.9)	(28.9)	(45.2)
970	970	121,149	49,763	59,282	12,105	121,149						2,554	5,314	68,394	9,943	11,875	23,070
		(27.1)	(31.4)	(27.9)	(15.8)	(27.1)						(67.8)	(50.4)	(23.0)	(21.7)	(29.8)	(46.3)
980	980	124,662	51,036	60,712	12,915	124,662						2,554	5,560	70,940	10,174	12,280	24,155
		(27.9)	(32.2)	(28.6)	(16.8)	(27.9)						(67.8)	(52.8)	(23.8)	(22.2)	(30.8)	(46.5)
990	990	127,484	52,250	64,157	13,077	127,484						2,554	5,600	72,692	10,347	12,540	24,752
		(28.5)	(33.0)	(29.3)	(17.1)	(28.5)						(67.8)	(53.1)	(24.4)	(22.6)	(31.4)	(47.7)
1000	1000	187,134	70,647	95,814	20,673	187,134						3,766	9,668	110,648	15,115	17,213	30,725
		(41.8)	(44.6)	(45.1)	(27.0)	(41.8)						(100.0)	(91.8)	(37.2)	(33.0)	(43.2)	(61.6)
1100	1100	227,594	83,121	114,561	29,912	227,594							10,426	139,600	17,156	22,300	34,347
		(50.9)	(52.5)	(54.0)	(39.0)	(50.9)							(86.9)	(46.9)	(37.5)	(55.9)	(66.9)
1200	1200	294,923	95,375	131,480	38,069	294,923							10,530	165,673	21,549	25,419	37,986
		(59.2)	(60.3)	(61.9)	(49.6)	(59.2)							(99.9)	(55.7)	(63.7)	(76.2)	(76.2)
1300	1300	291,891	104,675	143,970	43,245	291,891							10,535	186,506	23,740	27,624	39,719
		(65.3)	(66.1)	(67.8)	(56.4)	(65.3)							(100.0)	(62.7)	(51.9)	(69.3)	(79.7)
1400	1400	314,944	113,256	154,819	46,869	314,944							10,537	204,894	25,060	29,735	40,952
		(70.4)	(71.6)	(72.9)	(61.1)	(70.4)							(100.0)	(68.9)	(54.8)	(74.6)	(82.2)
1500	1500	447,228	158,255	212,290	76,683	447,228							297,455	45,755	39,876	49,839	62.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)											
平均	平均	201,116	192,058	191,123	24,747	201,116							70,848	213,984	236,910	192,813	137,607
		(13.7)	(14.1)	(13.6)	(1.9)	(13.7)							957	1,599	1,593	1,398	1,178
時	時	1,379	1,345	1,360	163	1,379							72	148	145	142	116
分	分	855	851	855	880	855							855	860	855	855	855
秒	秒	870	860	870	906	870							860	890	860	870	851
四	四	960	960	960	1,090	960							900	1,000	1,000	930	890
分	分	1,189	1,165	1,146	1,301	1,189							953	1,229	1,355	1,144	1,000
位	位	0.2619	0.2619	0.2589	0.2518	0.2619							0.0739	0.2465	0.3233	0.2493	0.1836

【上段】 累積労働量 累積達成比

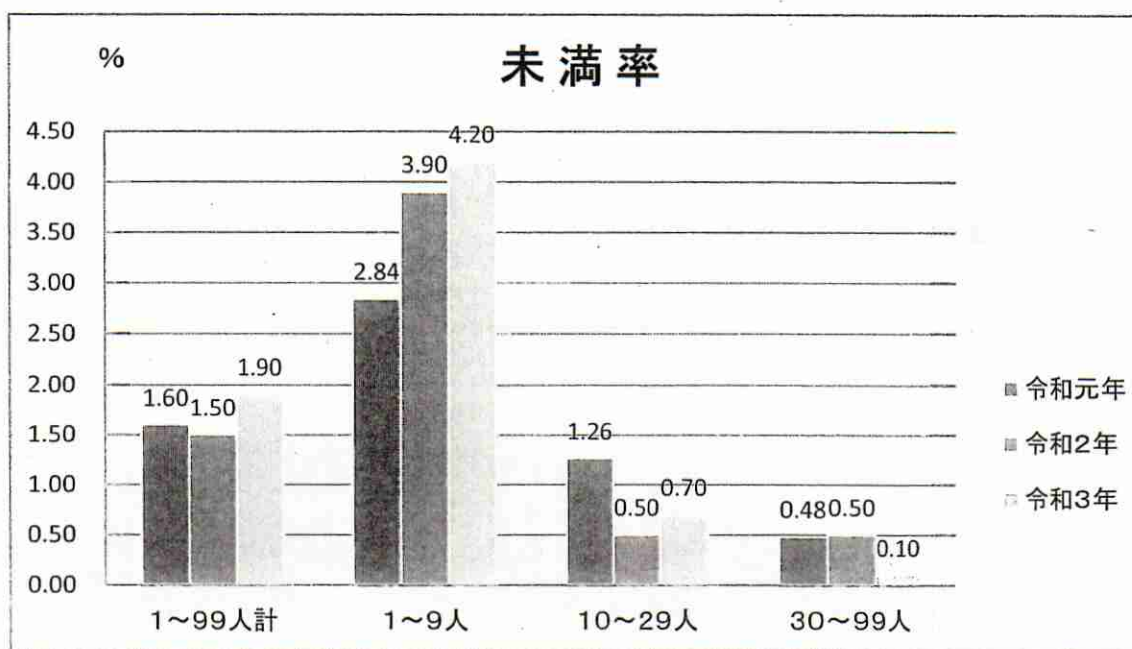
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和元年	825	850	900	1,120	1.60
令和2年	855	870	960	1,180	1.50
令和3年	855	870	960	1,189	1.90
対前年増減額	0	0	0	9	
対前年増減率%	0	0	0.00	0.76	0.40

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年
1~99人計	825	855	855	850	870	870	1.60	1.50	1.90
1~9人	825	850	851	850	850	860	2.84	3.90	4.20
10~29人	825	850	855	850	860	870	1.26	0.50	0.70
30~99人	830	885	880	850	909	906	0.48	0.50	0.10





総括表(1) (産業・職業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別表)  
令和3年度基礎調査 総括表(一般)

就業形態：一般  
産業：(全て) (全て) (全て)

雇用形態：一般

時間当り所定内賃金額 (3手当てを除く)	合計	規模別					地域別					年齢別				
		1~9人	10~29人	30~99人	全業		17歳以下	18~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	310,844	114,483	133,862	62,499	310,844	290	3,142	224,663	32,240	27,508	23,001					
円	5,599	4,875	691	33	5,599		6	2,391	513	574	2,116					
840	(1.8)	(4.3)	(0.5)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.2)					
841	(1.8)	4,875	691	33	5,599		6	2,391	513	574	2,116					
	(1.8)	(4.3)	(0.5)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.2)					
842	(1.8)	4,875	776	42	5,693		6	2,400	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
843	(1.8)	4,875	776	42	5,693		6	2,400	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
844	(1.8)	4,875	776	42	5,693		6	2,400	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
845	(1.8)	4,875	776	42	5,693		6	2,400	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
846	(1.8)	4,875	788	42	5,705		6	2,412	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
847	(1.8)	4,875	857	42	5,774		6	2,481	513	574	2,201					
	(1.8)	(4.3)	(0.6)	(0.1)	(1.8)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
848	(1.9)	4,875	926	42	5,843		6	2,551	513	574	2,201					
	(1.9)	(4.3)	(0.7)	(0.1)	(1.9)		(0.2)	(1.1)	(1.6)	(2.1)	(9.6)					
849	(1.9)	5,542	938	42	6,522		6	3,124	593	581	2,219					
	(2.1)	(4.8)	(0.7)	(0.1)	(2.1)		(0.2)	(1.4)	(1.8)	(2.1)	(9.6)					
850	(3.8)	7,629	3,977	299	11,904		85	6,554	847	1,058	3,253					
	(4.0)	(6.7)	(3.0)	(0.5)	(3.8)		(29.3)	(2.9)	(3.8)	(2.6)	(14.1)					
851	(4.0)	7,751	4,237	299	12,287		192	6,674	855	1,143	3,253					
	(4.0)	(6.8)	(3.2)	(0.5)	(4.0)		(58.6)	(3.0)	(2.7)	(4.2)	(14.1)					
852	(4.0)	7,751	4,249	299	12,298		170	6,665	855	1,143	3,253					
	(4.0)	(6.8)	(3.2)	(0.5)	(4.0)		(58.6)	(3.0)	(2.7)	(4.2)	(14.1)					
853	(4.0)	7,751	4,318	299	12,368		192	6,755	855	1,143	3,253					
	(4.0)	(6.8)	(3.2)	(0.5)	(4.0)		(58.6)	(3.0)	(2.7)	(4.2)	(14.1)					
854	(4.2)	7,949	4,658	308	12,914		170	7,103	946	1,250	3,253					
	(4.2)	(6.9)	(3.5)	(0.5)	(4.2)		(58.6)	(3.2)	(2.9)	(4.5)	(14.1)					
855	(4.2)	7,949	4,842	308	13,098		170	7,195	946	1,342	3,253					
	(4.2)	(6.9)	(3.6)	(0.5)	(4.2)		(58.6)	(3.2)	(2.9)	(4.9)	(14.1)					
856	(4.3)	8,337	4,842	308	13,487		170	7,285	946	1,431	3,463					
	(4.3)	(7.3)	(3.6)	(0.5)	(4.3)		(58.6)	(3.2)	(2.9)	(5.2)	(15.1)					
857	(4.3)	8,337	4,848	317	13,502		170	7,299	946	1,431	3,463					
	(4.3)	(7.3)	(3.6)	(0.5)	(4.3)		(58.6)	(3.2)	(2.9)	(5.2)	(15.1)					
858	(4.4)	8,438	4,848	317	13,603		192	7,401	946	1,431	3,463					
	(4.4)	(7.4)	(3.6)	(0.5)	(4.4)		(58.6)	(3.3)	(2.9)	(5.2)	(15.1)					
859	(4.4)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					
860	(5.2)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					
861	(5.2)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					
862	(5.2)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					
863	(5.2)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					
864	(5.2)	8,894	5,829	386	16,108		415	8,794	1,048	1,625	3,945					
	(5.2)	(8.6)	(4.4)	(0.6)	(5.2)		(13.2)	(3.9)	(3.2)	(5.9)	(17.2)					

865 -	865	16,288	9,901	6,001	386	16,288						281	417	8,964	1,048	1,633	3,945
		(5.2)	(8.6)	(4.5)	(0.6)	(97.0)						(13.3)	(3.2)	(4.0)	(3.2)	(5.9)	(17.2)
866 -	866	16,288	9,901	6,001	386	16,288						281	417	8,964	1,048	1,633	3,945
		(5.2)	(8.6)	(4.5)	(0.6)	(97.0)						(13.3)	(3.2)	(4.0)	(3.2)	(5.9)	(17.2)
867 -	867	16,288	9,901	6,001	386	16,288						281	417	8,964	1,048	1,633	3,945
		(5.2)	(8.6)	(4.5)	(0.6)	(97.0)						(13.3)	(3.2)	(4.0)	(3.2)	(5.9)	(17.2)
868 -	868	16,768	10,093	6,095	579	16,768						281	423	9,244	1,048	1,633	4,139
		(5.4)	(8.8)	(4.6)	(0.9)	(5.4)						(13.5)	(3.5)	(4.1)	(3.2)	(5.9)	(18.0)
869 -	869	16,929	10,093	6,257	579	16,929						281	423	9,313	1,140	1,633	4,139
		(5.4)	(8.8)	(4.7)	(0.9)	(5.4)						(13.5)	(3.5)	(4.1)	(3.5)	(5.9)	(18.0)
870	870	18,196	11,187	6,394	615	18,196						281	423	9,747	1,420	2,093	4,232
		(5.9)	(9.8)	(4.8)	(1.0)	(5.9)						(13.5)	(4.3)	(4.3)	(4.4)	(7.6)	(18.4)
871	871	18,196	11,187	6,394	615	18,196						281	423	9,747	1,420	2,093	4,232
		(5.9)	(9.8)	(4.8)	(1.0)	(5.9)						(13.5)	(4.3)	(4.3)	(4.4)	(7.6)	(18.4)
872	872	18,281	11,187	6,479	615	18,281						281	423	9,747	1,505	2,093	4,232
		(5.9)	(9.8)	(4.8)	(1.0)	(5.9)						(13.5)	(4.3)	(4.3)	(4.7)	(7.6)	(18.4)
873	873	18,578	11,187	6,479	912	18,578						281	660	9,807	1,505	2,093	4,232
		(6.0)	(9.8)	(4.8)	(1.5)	(6.0)						(21.0)	(4.7)	(4.4)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
874	874	18,584	11,187	6,485	912	18,584						281	660	9,813	1,505	2,093	4,232
		(6.0)	(9.8)	(4.8)	(1.5)	(6.0)						(21.0)	(4.7)	(4.4)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
875	875	18,666	11,268	6,487	912	18,666						281	662	9,893	1,505	2,093	4,232
		(6.0)	(9.8)	(4.8)	(1.5)	(6.0)						(21.1)	(4.7)	(4.4)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
876	876	18,666	11,268	6,487	912	18,666						281	662	9,893	1,505	2,093	4,232
		(6.0)	(9.8)	(4.8)	(1.5)	(6.0)						(21.1)	(4.7)	(4.4)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
877	877	18,794	11,268	6,487	1,040	18,794						281	662	10,021	1,505	2,093	4,232
		(6.0)	(9.8)	(4.8)	(1.7)	(6.0)						(13.5)	(4.3)	(4.5)	(4.7)	(7.6)	(18.4)
878	878	19,086	11,428	6,617	1,040	19,086						281	743	10,232	1,505	2,093	4,232
		(6.1)	(10.0)	(4.9)	(1.7)	(6.1)						(23.6)	(4.6)	(4.6)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
879	879	19,086	11,428	6,617	1,040	19,086						281	743	10,232	1,505	2,093	4,232
		(6.1)	(10.0)	(4.9)	(1.7)	(6.1)						(23.6)	(4.6)	(4.6)	(7.6)	(7.6)	(18.4)
880	880	19,984	12,068	6,849	1,067	19,984						281	743	10,481	1,514	2,412	4,553
		(6.4)	(10.5)	(5.1)	(1.7)	(6.4)						(23.6)	(4.7)	(4.7)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
881	881	20,073	12,148	6,849	1,076	20,073						281	751	10,561	1,514	2,412	4,553
		(6.5)	(10.6)	(5.1)	(1.7)	(6.5)						(23.9)	(4.7)	(4.7)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
882	882	20,073	12,148	6,849	1,076	20,073						281	751	10,561	1,514	2,412	4,553
		(6.5)	(10.6)	(5.1)	(1.7)	(6.5)						(23.9)	(4.7)	(4.7)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
883	883	20,219	12,228	6,914	1,076	20,219						281	751	10,707	1,514	2,412	4,553
		(6.5)	(10.7)	(5.2)	(1.7)	(6.5)						(23.9)	(4.8)	(4.8)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
884	884	20,227	12,228	6,923	1,076	20,227						281	751	10,707	1,514	2,421	4,553
		(6.5)	(10.7)	(5.2)	(1.7)	(6.5)						(23.9)	(4.8)	(4.8)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
885	885	20,403	12,228	7,099	1,076	20,403						281	751	10,883	1,514	2,421	4,553
		(6.6)	(10.7)	(5.3)	(1.7)	(6.6)						(23.9)	(4.8)	(4.8)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
886	886	20,462	12,228	7,099	1,135	20,462						281	751	10,942	1,514	2,421	4,553
		(6.6)	(10.7)	(5.3)	(1.8)	(6.6)						(23.9)	(4.9)	(4.9)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
887	887	20,547	12,304	7,099	1,144	20,547						281	751	11,018	1,514	2,429	4,553
		(6.6)	(10.7)	(5.3)	(1.8)	(6.6)						(23.9)	(4.9)	(4.9)	(4.7)	(8.8)	(19.8)
888	888	20,547	12,304	7,099	1,144	20,547						281	751	11,018	1,514	2,510	4,553
		(6.6)	(10.7)	(5.3)	(1.8)	(6.6)						(23.9)	(4.9)	(4.9)	(4.7)	(9.1)	(19.8)
889	889	20,627	12,384	7,099	1,144	20,627						281	751	11,018	1,514	2,786	4,733
		(6.6)	(10.8)	(5.3)	(1.8)	(6.6)						(23.9)	(4.9)	(4.9)	(4.7)	(10.1)	(20.6)
890	890	21,292	12,859	7,280	1,153	21,292						281	751	11,226	1,514	2,786	4,733
		(6.8)	(11.2)	(5.4)	(1.8)	(6.8)						(23.9)	(5.0)	(5.0)	(4.7)	(10.1)	(20.6)
891	891	21,377	12,859	7,365	1,153	21,377						281	751	11,311	1,514	2,786	4,733
		(6.9)	(11.2)	(5.5)	(1.8)	(6.9)						(23.9)	(5.0)	(5.0)	(4.7)	(10.1)	(20.6)
892	892	21,478	12,859	7,374	1,245	21,478						281	751	11,366	1,545	2,802	4,733
		(6.9)	(11.2)	(5.5)	(2.0)	(6.9)						(23.9)	(5.1)	(5.1)	(4.8)	(10.2)	(20.6)

893	893	21,643	12,939	7,459	1,245	21,643						751	11,366	1,545	2,882	4,818
		(7.0)	(11.3)	(5.6)	(2.0)	(7.0)						(23.9)	(5.1)	(4.8)	(10.5)	(20.9)
894	894	21,643	12,939	7,459	1,245	21,643						751	11,366	1,545	2,882	4,818
		(7.0)	(11.3)	(5.6)	(2.0)	(7.0)						(23.9)	(5.1)	(4.8)	(10.5)	(20.9)
895	895	21,741	12,939	7,557	1,245	21,741						751	11,463	1,545	2,882	4,818
		(7.0)	(11.3)	(5.6)	(2.0)	(7.0)						(23.9)	(5.1)	(4.8)	(10.5)	(20.9)
896	896	21,982	13,110	7,626	1,245	21,982						751	11,533	1,636	2,882	4,899
		(7.1)	(11.5)	(5.7)	(2.0)	(7.1)						(23.9)	(5.1)	(5.1)	(10.5)	(21.3)
897	897	22,067	13,110	7,711	1,245	22,067						751	11,618	1,636	2,882	4,899
		(7.1)	(11.5)	(5.8)	(2.0)	(7.1)						(23.9)	(5.2)	(5.1)	(10.5)	(21.3)
898	898	22,311	13,110	7,946	1,254	22,311						751	11,692	1,721	2,882	4,984
		(7.2)	(11.5)	(5.9)	(2.0)	(7.2)						(23.9)	(5.2)	(5.3)	(10.5)	(21.7)
899	899	22,341	13,110	7,976	1,254	22,341						757	11,716	1,721	2,882	4,984
		(7.2)	(11.5)	(6.0)	(2.0)	(7.2)						(24.1)	(5.2)	(5.3)	(10.5)	(21.7)
900	900	27,090	16,430	9,196	1,464	27,090						1,203	14,607	1,872	3,463	5,663
		(8.7)	(6.9)	(2.3)	(2.3)	(8.7)						(38.3)	(6.5)	(5.8)	(24.6)	(24.6)
901	901	27,239	16,511	9,265	1,464	27,239						1,283	14,677	1,872	3,463	5,663
		(8.8)	(14.4)	(6.9)	(2.3)	(8.8)						(40.8)	(6.5)	(5.8)	(24.6)	(24.6)
902	902	29,163	17,196	10,279	1,688	29,163						1,283	15,622	2,032	3,681	6,265
		(9.4)	(15.0)	(7.7)	(2.7)	(9.4)						(40.8)	(7.0)	(6.3)	(13.4)	(27.2)
909	909	30,785	18,099	10,973	1,713	30,785						1,395	17,016	2,040	3,786	6,267
		(9.9)	(15.8)	(8.2)	(2.7)	(9.9)						(44.4)	(7.6)	(6.3)	(13.8)	(27.2)
910	910	33,364	19,297	12,127	1,940	33,364						1,483	18,359	2,364	4,201	6,675
		(10.7)	(16.9)	(9.1)	(3.1)	(10.7)						(47.2)	(8.2)	(7.3)	(15.3)	(29.0)
929	929	36,677	21,123	12,988	2,567	36,677						1,520	20,620	2,708	4,593	6,965
		(11.8)	(18.5)	(9.7)	(4.1)	(11.8)						(48.4)	(9.2)	(8.4)	(16.7)	(30.3)
939	939	36,495	21,685	13,641	3,169	36,495						1,520	22,083	2,708	4,785	7,118
		(12.4)	(18.9)	(10.2)	(5.1)	(12.4)						(48.4)	(9.8)	(8.4)	(17.4)	(30.9)
949	949	42,525	23,620	14,977	3,928	42,525						1,686	25,222	2,785	5,054	7,497
		(13.7)	(20.6)	(11.2)	(6.3)	(13.7)						(53.6)	(11.2)	(8.6)	(32.6)	(32.6)
959	959	44,567	24,473	15,918	4,176	44,567						1,707	26,494	3,306	5,143	7,628
		(14.3)	(21.4)	(11.9)	(6.7)	(14.3)						(54.3)	(11.8)	(10.3)	(18.7)	(33.2)
969	969	46,982	25,114	16,950	4,917	46,982						1,707	28,359	3,321	5,335	7,969
		(15.1)	(21.9)	(12.7)	(7.9)	(15.1)						(54.3)	(12.6)	(10.3)	(19.4)	(34.6)
979	979	46,533	25,643	17,762	5,128	46,533						1,793	29,466	3,486	5,529	7,969
		(15.6)	(22.4)	(13.3)	(8.2)	(15.6)						(57.1)	(13.1)	(10.8)	(20.1)	(34.6)
989	989	50,745	26,858	18,697	5,281	50,745						1,832	30,983	3,660	5,703	8,277
		(16.3)	(23.5)	(13.9)	(8.4)	(16.3)						(58.3)	(13.8)	(11.4)	(20.7)	(36.0)
999	999	79,306	37,961	30,888	10,458	79,306						2,273	51,617	5,519	7,975	11,632
		(25.5)	(33.2)	(23.1)	(16.7)	(25.5)						(72.3)	(23.0)	(17.1)	(29.0)	(50.6)
1000	1099	110,869	48,243	44,801	17,825	110,869						3,031	74,512	6,961	11,982	14,095
		(35.7)	(42.1)	(33.5)	(28.5)	(35.7)						(96.5)	(33.2)	(21.6)	(43.6)	(61.3)
1100	1199	140,663	57,889	58,410	24,364	140,663						3,135	97,753	9,445	14,539	15,502
		(45.3)	(50.6)	(43.6)	(39.0)	(45.3)						(99.8)	(43.5)	(28.3)	(52.9)	(67.4)
1200	1299	165,271	66,218	69,819	29,234	165,271						3,140	117,347	11,322	16,521	16,651
		(53.2)	(57.8)	(52.2)	(46.8)	(53.2)						(99.9)	(52.2)	(35.1)	(60.1)	(72.4)
1300	1399	186,726	73,899	80,010	32,818	186,726						3,142	134,907	12,567	18,540	17,280
		(60.1)	(64.5)	(59.8)	(52.5)	(60.1)						(100.0)	(60.0)	(39.0)	(67.4)	(75.1)
1400	1499	310,844	114,483	133,862	62,499	310,844						224,663	32,240	27,508	23,001	23,001
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
1500	1500	249,725	229,554	256,301	272,588	249,725						142,096	253,346	293,022	235,791	187,359
		(151.0)	(142.9)	(152.8)	(161.7)	(151.0)						858	1,517	1,766	1,419	1,264
時間平均賃金		165	159	168	170	165						142	167	165	165	150
月一人当たり労働時間数		860	851	860	944	860						852	891	896	857	688
第1・2・0分位数		890	890	947	1,019	890						851	950	967	890	851
第1・1・0分位数		1,093	1,000	1,108	1,176	1,093						900	1,117	1,239	1,027	904
第1・4分位数		1,357	1,292	1,366	1,466	1,357						852	1,368	1,660	1,257	1,087
四分位標準偏差		0.2426	0.2614	0.2413	0.2288	0.2426						0.0055	0.2317	0.2582	0.2240	0.2584

【上段】 累積労働者数 【下段】 累積標準比

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

一般労働者分

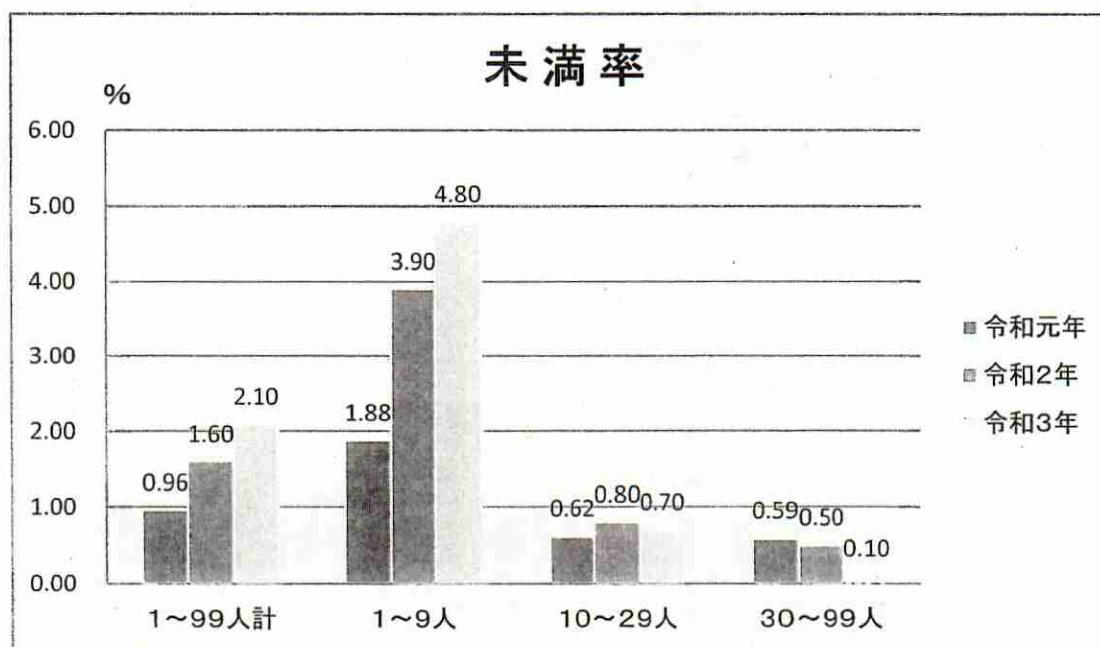
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和元年	870	920	1,091	1,358	0.96
令和2年	900	874	1,125	1,366	1.60
令和3年	860	920	1,093	1,357	2.10
対前年増減額	△ 40	46	△ 32	△ 9	X
対前年増減率(%)	△ 4	5	△ 2.84	△ 0.66	0.50

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年
1~99人計	870	900	860	920	974	920	0.96	1.60	2.10
1~9人	850	849	851	930	923	880	1.88	3.90	4.80
10~29人	880	935	880	928	1,000	947	0.62	0.80	0.70
30~99人	850	890	944	900	956	1,019	0.59	0.50	0.10



総括表(1) (産業・職業形態別の賃金額階級別、現拠別、地域別、年齢別表)  
令和3年度基礎調査 総括表 (パート)

産業：(全て) (全て) 就業形態：パート 個別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当て除く)	合計	現拠別					地域別					年齢別				
		1~9人	10~29人	30~99人	全県		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上				
計	136,384	43,772	78,428	14,184	136,384		3,476	7,395	72,792	13,515	12,368	26,838				
円	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
840	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
841	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
842	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
843	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
844	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
845	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
846	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
847	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
848	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
849	1,638	1,057	581	1,638	1,638				567	161	14	897				
	(1.2)	(2.4)	(0.7)	(1.2)	(1.2)				(0.8)	(1.2)	(0.1)	(3.3)				
850	1,769	1,163	606	1,769	1,769				680	168	17	904				
	(1.3)	(2.7)	(0.8)	(1.3)	(1.3)				(0.9)	(0.1)	(3.4)					
851	8,554	2,464	5,830	8,554	8,554		618	85	3,080	1,285	487	3,000				
	(6.3)	(1.8)	(7.4)	(6.3)	(6.3)		(17.8)	(1.1)	(4.2)	(9.5)	(3.9)	(11.2)				
852	8,572	2,464	5,847	8,572	8,572		618	85	3,085	1,285	487	3,009				
	(6.3)	(1.8)	(7.5)	(6.3)	(6.3)		(17.8)	(1.1)	(4.2)	(9.5)	(3.9)	(11.2)				
853	8,572	2,464	5,847	8,572	8,572		618	85	3,085	1,285	487	3,009				
	(6.3)	(1.8)	(7.5)	(6.3)	(6.3)		(17.8)	(1.1)	(4.2)	(9.5)	(3.9)	(11.2)				
854	8,652	2,545	5,847	8,652	8,652		618	85	3,169	1,285	487	3,009				
	(6.3)	(1.8)	(7.5)	(6.3)	(6.3)		(17.8)	(1.1)	(4.4)	(9.5)	(3.9)	(11.2)				
855	11,493	3,360	7,832	11,493	11,493		698	425	4,526	1,662	759	3,423				
	(8.4)	(2.1)	(10.0)	(8.4)	(8.4)		(20.1)	(5.7)	(6.2)	(12.3)	(6.1)	(12.8)				
856	11,830	3,360	8,170	11,830	11,830		698	425	4,863	1,662	759	3,423				
	(8.7)	(2.1)	(10.4)	(8.7)	(8.7)		(20.1)	(5.7)	(6.7)	(12.3)	(6.1)	(12.8)				
857	11,911	3,440	8,170	11,911	11,911		698	425	4,863	1,662	759	3,503				
	(8.7)	(2.1)	(10.4)	(8.7)	(8.7)		(20.1)	(5.7)	(6.7)	(12.3)	(6.1)	(13.1)				
858	12,022	3,552	8,170	12,022	12,022		698	475	4,863	1,662	759	3,614				
	(8.8)	(2.1)	(10.4)	(8.8)	(8.8)		(20.1)	(5.7)	(6.7)	(12.3)	(6.1)	(13.5)				
859	12,192	3,552	8,340	12,192	12,192		698	425	4,948	1,747	759	3,614				
	(8.9)	(2.1)	(10.6)	(8.9)	(8.9)		(20.1)	(5.7)	(6.8)	(12.9)	(6.1)	(13.5)				
860	20,534	7,607	12,306	20,534	20,534		1,054	1,096	8,906	2,382	1,737	5,359				
	(15.1)	(4.4)	(15.7)	(15.1)	(15.1)		(30.3)	(14.8)	(12.2)	(17.6)	(14.0)	(20.0)				
861	20,534	7,607	12,306	20,534	20,534		1,054	1,096	8,906	2,382	1,737	5,359				
	(15.1)	(4.4)	(15.7)	(15.1)	(15.1)		(30.3)	(14.8)	(12.2)	(17.6)	(14.0)	(20.0)				
862	20,561	7,607	12,306	20,561	20,561		1,054	1,096	8,906	2,409	1,737	5,359				
	(15.1)	(4.6)	(15.7)	(15.1)	(15.1)		(30.3)	(14.8)	(12.2)	(17.8)	(14.0)	(20.0)				
863	20,561	7,607	12,306	20,561	20,561		1,054	1,096	8,906	2,409	1,737	5,359				
	(15.1)	(4.6)	(15.7)	(15.1)	(15.1)		(30.3)	(14.8)	(12.2)	(17.8)	(14.0)	(20.0)				
864	20,646	7,607	12,391	20,646	20,646		1,054	1,096	8,990	2,409	1,737	5,359				
	(15.1)	(4.6)	(15.8)	(15.1)	(15.1)		(30.3)	(14.8)	(12.4)	(17.8)	(14.0)	(20.0)				

865	865	20,946	7,620	12,476	851	20,946	20,946	1,054	1,096	9,291	2,409	1,737	5,359
		(15.4)	(17.4)	(15.9)	(6.0)	(15.4)	(15.4)	(30.3)	(14.8)	(12.8)	(17.8)	(14.0)	(20.0)
866	866	20,954	7,628	12,476	851	20,954	20,954	1,054	1,096	9,291	2,409	1,745	5,359
		(15.4)	(17.4)	(15.9)	(6.0)	(15.4)	(15.4)	(30.3)	(14.8)	(12.8)	(17.8)	(14.1)	(20.0)
867	867	20,962	7,635	12,476	851	20,962	20,962	1,054	1,096	9,291	2,417	1,745	5,359
		(15.4)	(17.4)	(15.9)	(6.0)	(15.4)	(15.4)	(30.3)	(14.8)	(12.8)	(17.9)	(14.1)	(20.0)
868	868	20,962	7,635	12,476	851	20,962	20,962	1,054	1,096	9,291	2,417	1,745	5,359
		(15.4)	(17.4)	(15.9)	(6.0)	(15.4)	(15.4)	(30.3)	(14.8)	(12.8)	(17.9)	(14.1)	(20.0)
869	869	21,039	7,643	12,545	851	21,039	21,039	1,054	1,096	9,291	2,417	1,753	5,428
		(15.4)	(17.5)	(16.0)	(6.0)	(15.4)	(15.4)	(30.3)	(14.8)	(12.8)	(17.9)	(14.2)	(20.2)
870	870	21,922	8,809	16,879	2,235	27,922	27,922	1,139	1,502	12,917	2,825	2,779	6,760
		(20.5)	(20.1)	(21.5)	(15.8)	(20.5)	(20.5)	(32.8)	(20.3)	(17.7)	(20.9)	(22.5)	(25.2)
871	871	21,922	8,809	16,879	2,235	27,922	27,922	1,139	1,502	12,917	2,825	2,779	6,760
		(20.5)	(20.1)	(21.5)	(15.8)	(20.5)	(20.5)	(32.8)	(20.3)	(17.7)	(20.9)	(22.5)	(25.2)
872	872	21,922	8,809	16,879	2,235	27,922	27,922	1,139	1,502	12,917	2,825	2,779	6,760
		(20.5)	(20.1)	(21.5)	(15.8)	(20.5)	(20.5)	(32.8)	(20.3)	(17.7)	(20.9)	(22.5)	(25.2)
873	873	21,922	8,809	16,879	2,235	27,922	27,922	1,139	1,502	12,917	2,825	2,779	6,760
		(20.5)	(20.1)	(21.5)	(15.8)	(20.5)	(20.5)	(32.8)	(20.3)	(17.7)	(20.9)	(22.5)	(25.2)
874	874	28,217	8,910	16,879	2,428	28,217	28,217	1,139	1,502	13,111	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.1)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
875	875	28,233	8,910	16,879	2,444	28,233	28,233	1,139	1,502	13,127	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.2)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
876	876	28,233	8,910	16,879	2,444	28,233	28,233	1,139	1,502	13,127	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.2)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
877	877	28,233	8,910	16,879	2,444	28,233	28,233	1,139	1,502	13,127	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.2)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
878	878	28,233	8,910	16,879	2,444	28,233	28,233	1,139	1,502	13,127	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.2)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
879	879	28,233	8,910	16,879	2,444	28,233	28,233	1,139	1,502	13,127	2,926	2,779	6,760
		(20.7)	(20.4)	(21.5)	(17.2)	(20.7)	(20.7)	(32.8)	(20.3)	(18.0)	(21.7)	(22.5)	(25.2)
880	880	34,229	9,760	20,942	3,527	34,229	34,229	1,224	1,810	16,687	3,292	3,547	7,669
		(25.1)	(22.3)	(26.7)	(24.9)	(25.1)	(25.1)	(35.2)	(24.5)	(22.9)	(24.4)	(28.7)	(28.6)
881	881	34,328	9,768	21,033	3,527	34,328	34,328	1,224	1,810	16,692	3,300	3,547	7,754
		(25.2)	(22.3)	(26.8)	(24.9)	(25.2)	(25.2)	(35.2)	(24.5)	(22.9)	(24.4)	(28.7)	(28.9)
882	882	34,775	9,768	21,481	3,527	34,775	34,775	1,224	1,810	17,140	3,300	3,547	7,754
		(25.5)	(22.3)	(27.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(35.2)	(24.5)	(23.5)	(24.4)	(28.7)	(28.9)
883	883	34,775	9,768	21,481	3,527	34,775	34,775	1,224	1,810	17,140	3,300	3,547	7,754
		(25.5)	(22.3)	(27.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(35.2)	(24.5)	(23.5)	(24.4)	(28.7)	(28.9)
884	884	34,775	9,768	21,481	3,527	34,775	34,775	1,224	1,810	17,140	3,300	3,547	7,754
		(25.5)	(22.3)	(27.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(35.2)	(24.5)	(23.5)	(24.4)	(28.7)	(28.9)
885	885	35,038	9,775	21,735	3,527	35,038	35,038	1,224	1,810	17,395	3,308	3,547	7,754
		(25.7)	(22.3)	(27.7)	(24.9)	(25.7)	(25.7)	(35.2)	(24.5)	(23.9)	(24.5)	(28.7)	(28.9)
886	886	35,206	9,775	21,903	3,527	35,206	35,206	1,224	1,810	17,563	3,308	3,547	7,754
		(25.8)	(22.3)	(27.9)	(24.9)	(25.8)	(25.8)	(35.2)	(24.5)	(24.1)	(24.5)	(28.7)	(28.9)
887	887	35,206	9,775	21,903	3,527	35,206	35,206	1,224	1,810	17,563	3,308	3,547	7,754
		(25.8)	(22.3)	(27.9)	(24.9)	(25.8)	(25.8)	(35.2)	(24.5)	(24.1)	(24.5)	(28.7)	(28.9)
888	888	35,325	9,775	21,903	3,646	35,325	35,325	1,224	1,810	17,682	3,308	3,547	7,754
		(25.9)	(22.3)	(27.9)	(25.7)	(25.9)	(25.9)	(35.2)	(24.5)	(24.3)	(24.5)	(28.7)	(28.9)
889	889	35,414	9,865	21,903	3,646	35,414	35,414	1,224	1,810	17,771	3,308	3,547	7,754
		(26.0)	(22.5)	(27.9)	(25.7)	(26.0)	(26.0)	(35.2)	(24.5)	(24.4)	(24.5)	(28.7)	(28.9)
890	890	37,396	10,340	22,617	4,439	37,396	37,396	1,224	1,810	18,588	3,399	3,833	8,541
		(27.4)	(23.6)	(28.8)	(31.3)	(27.4)	(27.4)	(35.2)	(24.5)	(25.2)	(25.2)	(31.0)	(31.8)
891	891	37,411	10,355	22,617	4,439	37,411	37,411	1,224	1,810	18,586	3,407	3,833	8,541
		(27.4)	(23.7)	(28.8)	(31.3)	(27.4)	(27.4)	(35.2)	(24.5)	(25.2)	(25.2)	(31.0)	(31.8)
892	892	37,477	10,355	22,682	4,439	37,477	37,477	1,224	1,810	18,662	3,407	3,833	8,541
		(27.5)	(23.7)	(28.9)	(31.3)	(27.5)	(27.5)	(35.2)	(24.5)	(25.2)	(25.2)	(31.0)	(31.8)

893	893	37,477	10,355	22,682	4,439	37,477	1,810	18,662	3,407	3,833	8,541
		(27.5)	(23.7)	(28.9)	(31.3)	(27.5)	(24.5)	(25.6)	(25.2)	(24.5)	(31.8)
894	894	37,477	10,355	22,682	4,439	37,477	1,810	18,662	3,407	3,833	8,541
		(27.5)	(23.7)	(28.9)	(31.3)	(27.5)	(24.5)	(25.6)	(25.2)	(24.5)	(31.8)
895	895	37,748	10,355	22,691	4,702	37,748	1,810	18,915	3,407	3,841	8,550
		(27.7)	(23.7)	(28.9)	(33.1)	(27.7)	(24.5)	(26.0)	(25.2)	(24.5)	(31.9)
896	896	37,813	10,355	22,756	4,702	37,813	1,810	18,915	3,407	3,907	8,550
		(27.7)	(23.7)	(29.0)	(33.1)	(27.7)	(24.5)	(26.0)	(25.2)	(31.6)	(31.9)
897	897	37,813	10,355	22,756	4,702	37,813	1,810	18,915	3,407	3,907	8,550
		(27.7)	(23.7)	(29.0)	(33.1)	(27.7)	(24.5)	(26.0)	(25.2)	(31.6)	(31.9)
898	898	37,906	10,363	22,841	4,702	37,906	1,810	19,008	3,407	3,907	8,550
		(27.8)	(23.7)	(29.1)	(33.1)	(27.8)	(24.5)	(26.1)	(25.2)	(31.6)	(31.9)
899	899	52,550	15,802	31,330	5,418	52,550	1,479	27,761	4,114	5,014	11,071
		(38.5)	(36.1)	(39.9)	(38.2)	(38.5)	(42.1)	(38.1)	(30.4)	(40.5)	(41.3)
900	900	52,625	15,802	31,330	5,493	52,625	1,479	27,820	4,129	5,014	11,071
		(38.6)	(36.1)	(39.9)	(38.7)	(38.6)	(42.5)	(38.2)	(30.6)	(40.5)	(41.3)
901	901	54,109	15,816	32,265	6,028	54,109	1,479	28,583	4,393	5,169	11,374
		(39.7)	(36.1)	(41.1)	(42.5)	(39.7)	(42.1)	(39.3)	(32.5)	(41.8)	(42.4)
902	902	55,574	16,564	32,896	6,113	55,574	1,563	29,120	4,584	5,350	11,600
		(40.7)	(37.8)	(41.9)	(43.1)	(40.7)	(45.0)	(40.0)	(33.9)	(43.3)	(43.2)
910	910	57,749	17,192	34,250	6,307	57,749	1,563	30,127	4,955	5,678	12,068
		(42.3)	(39.3)	(43.7)	(44.5)	(42.3)	(45.0)	(41.4)	(36.7)	(45.9)	(45.0)
920	920	60,047	18,052	35,610	6,385	60,047	1,563	31,787	5,188	5,771	12,381
		(44.0)	(41.2)	(46.4)	(45.0)	(44.0)	(45.0)	(43.7)	(38.4)	(46.7)	(46.1)
930	930	62,051	18,605	36,420	7,026	62,051	1,563	32,598	5,493	6,034	13,005
		(45.5)	(42.5)	(46.4)	(49.5)	(45.5)	(45.4)	(44.8)	(40.6)	(48.8)	(48.5)
940	940	68,695	22,745	38,827	7,123	68,695	2,264	36,539	5,666	6,314	14,305
		(50.4)	(52.0)	(49.5)	(50.2)	(50.4)	(65.1)	(50.2)	(41.9)	(51.1)	(53.3)
950	950	72,461	23,327	41,349	7,185	72,461	2,264	39,059	6,248	6,394	14,889
		(53.1)	(54.7)	(52.7)	(50.7)	(53.1)	(65.1)	(48.6)	(46.2)	(51.7)	(55.5)
960	960	74,168	24,648	42,332	7,188	74,168	2,264	40,035	6,622	6,540	15,100
		(54.4)	(56.3)	(54.0)	(50.7)	(54.4)	(65.1)	(55.0)	(49.0)	(52.9)	(56.3)
970	970	76,130	25,392	42,950	7,787	76,130	2,264	41,474	6,687	6,752	15,185
		(55.8)	(58.0)	(54.8)	(54.9)	(55.8)	(65.1)	(57.0)	(49.5)	(54.6)	(56.6)
980	980	76,739	25,392	43,550	7,796	76,739	2,264	41,709	6,687	6,836	15,475
		(56.3)	(58.0)	(55.5)	(55.0)	(56.3)	(65.1)	(57.3)	(49.5)	(55.3)	(57.7)
990	990	107,828	32,686	64,927	10,215	107,828	3,476	59,031	9,596	9,238	19,093
		(79.1)	(74.7)	(82.8)	(72.0)	(79.1)	(100.0)	(81.1)	(71.0)	(74.7)	(71.1)
1000	1099	116,725	34,878	69,760	12,087	116,725		65,089	10,195	10,318	20,253
		(85.6)	(79.7)	(88.9)	(85.2)	(85.6)		(89.4)	(75.4)	(83.4)	(75.5)
1100	1198	124,260	37,485	73,069	13,705	124,260		67,920	12,104	10,880	22,465
		(91.1)	(85.6)	(93.2)	(96.6)	(91.1)		(89.3)	(88.0)	(83.8)	(83.8)
1200	1299	126,620	38,457	74,151	14,012	126,620		69,180	12,418	11,103	23,068
		(92.8)	(87.9)	(94.5)	(98.8)	(92.8)		(95.0)	(91.9)	(89.6)	(86.0)
1300	1399	128,218	39,358	74,809	14,051	128,218		69,987	12,494	11,195	23,672
		(94.0)	(89.9)	(95.4)	(99.1)	(94.0)		(96.1)	(92.4)	(90.5)	(88.2)
1400	1499	136,384	43,772	78,428	14,184	136,384		72,792	13,515	12,368	26,838
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
1500	平均賃金額	90,327	93,990	79,876	136,808	90,327	41,152	92,496	103,054	97,223	94,935
	時而平均賃金額	1,083	1,124	1,073	1,083	1,083	937	1,032	1,180	1,350	1,104
	月一入当たり労働時間数	87	88	78	135	87	44	91	98	90	87
	第1・2 0 分位 数	851	851	851	851	851	851	855	851	855	851
	第1・1 0 分位 数	860	860	856	870	860	851	860	860	860	851
	第1・1 4 分位 数	880	880	880	880	880	860	880	890	880	870
	四分位 差 係 数	0.0900	0.1053	0.0783	0.1118	0.0900	0.0740	0.0895	0.1487	0.1156	0.1650

【上段】 果糖労働率 果糖構成比

【下段】

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

パート労働者分

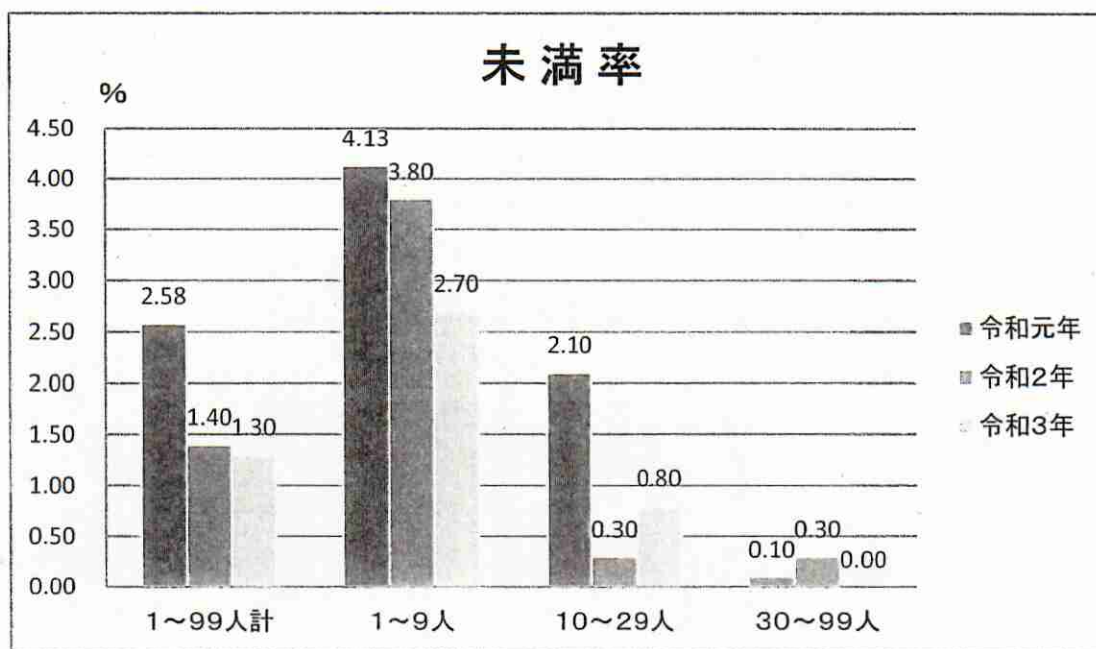
(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和元年	822	825	850	900	2.58
令和2年	850	850	870	909	1.40
令和3年	851	860	880	950	1.30
対前年増減額	1	10	10	41	
対前年増減率(%)	0	1.18	1.15	4.51	△ 0.10

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数(円)			第1・10分位数(円)			未満率%		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年
1~99人計	822	850	851	825	850	860	2.58	1.40	1.30
1~9人	822	850	851	830	850	860	4.13	3.80	2.70
10~29人	822	850	851	825	850	856	2.10	0.30	0.80
30~99人	822	875	865	830	880	870	0.10	0.30	0.00





## 最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件 名		茨 城 県 最 低 賃 金			
現行の最低賃金額		時 間 額	8 5 1 円		
未 満 率		1. 85%			
項 番	時 間 額			影 響 率 (%)	未 満 労 働 者 数 (人)
	引 上 げ 額 (円)	引 き 上 げ 率 (%)	引 上 げ 後 時 間 額 (円)		
1	0	0.00	851	1.85	8,292
2	1	0.12	852	4.57	20,458
3	2	0.24	853	4.66	20,858
4	3	0.35	854	4.67	20,870
5	4	0.47	855	4.70	21,019
6	5	0.59	856	5.46	24,407
7	6	0.71	857	5.57	24,929
8	7	0.82	858	5.68	25,397
9	8	0.94	859	5.71	25,524
10	9	1.06	860	5.77	25,795
11	10	1.18	861	8.19	36,642
12	11	1.29	862	8.19	36,642
13	12	1.41	863	8.20	36,669
14	13	1.53	864	8.20	36,669
15	14	1.65	865	8.22	36,754
16	15	1.76	866	8.33	37,234
17	16	1.88	867	8.33	37,242
18	17	2.00	868	8.33	37,249
19	18	2.12	869	8.44	37,729
20	19	2.23	870	8.49	37,968
21	20	2.35	871	10.31	46,118
22	21	2.47	872	10.31	46,118
23	22	2.59	873	10.33	46,203
24	23	2.70	874	10.40	46,500
25	24	2.82	875	10.40	46,506
26	25	2.94	876	10.48	46,884
27	26	3.06	877	10.49	46,899
28	27	3.17	878	10.52	47,027
29	28	3.29	879	10.58	47,318
30	29	3.41	880	10.58	47,318
31	30	3.53	881	12.12	54,213
32	31	3.64	882	12.16	54,400
33	32	3.76	883	12.26	54,848
34	33	3.88	884	12.30	54,994
35	34	4.00	885	12.30	55,003
36	35	4.11	886	12.40	55,441

(令和3年度基礎調査で回答があった調査人数による)

令和3年8月から

# 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索

## 変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設)45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

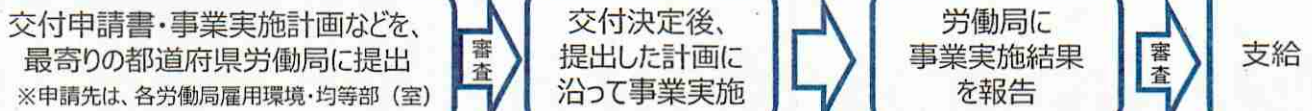
## その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## 助成金支給までの流れ



## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善**  
事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃作業の負担を軽減し、日稼働率や生産性も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

**実施内容** 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日稼働率や生産性が、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果** 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引上げも実現した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善**  
事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を把握できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

**実施内容** テーブルまで直接注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果** 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時給給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員への賃金の引上げも実現した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

# 令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。  
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の  
申請が可能

③ 上限加算の対象人数  
を10人まで拡大

## 対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

## 支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること  
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場  
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

## 助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

## 助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象  
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

## 各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
<b>45円コース (45円以上引き上げ)</b>	45万円	70万円	100万円	150万円	<b>180万円</b>
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

## 活用事例

### 助成対象の例

#### 設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

#### コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

#### その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



## 手続きの流れ



## 申請期限

令和4年1月31日

**i** 【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

# 最低賃金について

令和3年7月21日  
田村臨時議員提出資料

# 令和3年度の最低賃金の引上げについて

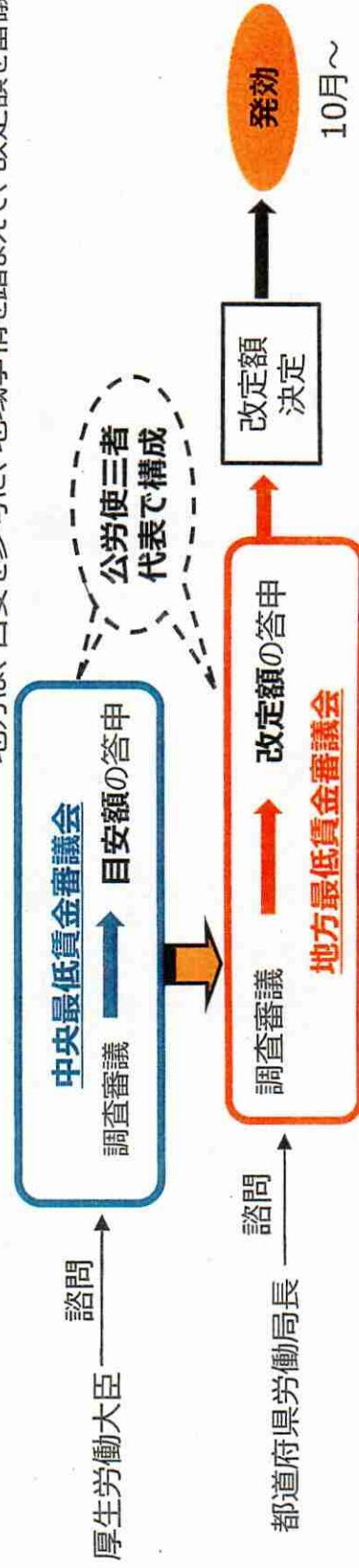
- 7月16日、中央最低賃金審議会において、令和3年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和3年度の目安額は、全国加重平均で28円の引上げとなり、昭和53年に目安制度が始まって以降最高。
- 今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会にて改定額を議論。

引上げ額の目安 (全国加重平均)	28円 ※A～D全ランク28円
引上げ率 (%) ※目安額通りに決定した場合	3.1%
全国加重平均 (円) ※目安額通りに決定した場合	930円

## 経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日) (抄)

我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組み中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組み。

## (参考) 最低賃金決定の流れ



中央は、全都道府県を経済指標に基づきA～Dの4ランクに分けて、目安額を提示。  
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。

7月～8月

# 最低賃金を引き上げやすい環境整備について

令和3年7月21日  
田村臨時議員・梶山議員提出資料



## 最低賃金を引き上げやすい環境整備

### I 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援（雇用調整助成金等）

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9/10）以上の助成率を維持する
- 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する（※緊急雇用安定助成金（一般会計）で対応）
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

### II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
  - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等30%減）等への特例
    - ・ 引上げ対象人数の拡大（最大「10人以上」のメニュー新設）
    - ・ 助成上限額の引上げ（450万円→600万円）
    - ・ 設備投資等の範囲の拡充（賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に）
  - ✓ 全事業主を対象とする特例
    - ・ 45円コースを新設
    - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
  - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。  
（例えば、事業再構築補助金においては、通常2/3の補助率を3/4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。）

### Ⅲ 下請取引の適正化

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

### Ⅳ 既存施策の推進による収益力強化

- AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

### Ⅴ 厳しい業況を乗り切るための更なる支援策の検討

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行

# 参考

## 雇用調整助成金の対応

### ① 年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保

助成率	5～9月	10月	11月	12月
業況特例・地域特例	10/10			
原則的措置	9/10			

**年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大9/10)以上の助成率を維持**

※中小企業・解雇なしの場合

(注)上限額については、骨太方針2021における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応。

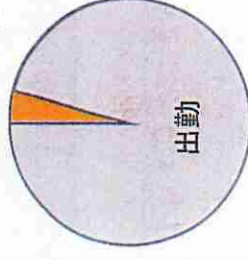
### ② 休業規模要件の特例的な緩和

	通常制度	コロナ特例
休業規模要件(中小企業)	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が 所定労働日数の1/20(5%)以上	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が 所定労働日数の1/40(2.5%)以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、**休業規模要件を問わずに支給**

(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)

休業2% × ⇒ ○



⇒ **事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援。**

# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

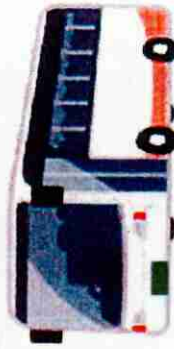
賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
<b>10人以上 (新設※)</b>	<b>80万円</b>	<b>120万円</b>	<b>180万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主 (前年又は前々年比較で売上等▲30%減) に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

# 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善

## 1. 事業再構築補助金について

- ・業況が厳しく、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業を対象にした**特別枠を設定し、補助率をかさ上げ**。
- ・また、多くの従業員を雇用しているため、賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業の投資ニーズに対応するため、**通常枠についても、従業員数に応じて補助上限額を見直し**。
- ・併せて、**運用の見直し(新規性要件の見直し等)も検討**。

### 【参考：事業再構築補助金(令和2年度3次補正：1兆1,485億円)の概要】

- ・ ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新たな製品で新たな市場に進出する「新分野展開」などの事業再構築の取組に意欲を有する中小企業の設備投資等を支援。

主な申請類型 (中小企業の場合)

類型	補助金額	補助率
緊急事態宣言特別枠	100万円～1,500万円 (従業員数によって上限額は異なる)	3/4
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠	100万円～1億円	2/3

## 2. 中小企業生産性革命推進事業について

- ・ **加点見直し、特別枠の新設等**により、より賃上効果の高い事業者の採択率の向上や、賃上げにコミットする事業者の優先採択を目指す。

### 【参考：中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正：3,600億円、令和2年度3次補正：2,300億円)の概要】

- ・ 人材不足等の構造変化や、働き方改革、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備導入・販路開拓・ITツールの導入等、中小企業による生産性向上に係る取組を支援。

- ・ 通常枠(令和元年度補正)に加え、ポストコロナ等に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組(対人接触機会の減少、無人化等)については、低感染リスク型ビジネス枠(令和2年度3次補正)で支援。

補助上限・補助率 【補助対象経費】	通常枠 (令和元年度補正)	低感染リスク型ビジネス枠 (令和2年度3次補正)
ものづくり補助金 【設備導入費等】	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 【販路開拓費等】	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 【ITツール導入費等】	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※ テレワーク対応類型は150万円

## 下請取引の適正化

### 1. パートナーシップ構築宣言

- ・ 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」を推進。
- ・ 7月15日現在で1,250社が宣言。
- ・ **今年度中に2,000社の宣言数**となるよう、更なる利用拡大を図る。

### 2. 「価格交渉促進月間」

- ・ 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが、下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を、積極的に価格交渉を行う「**価格交渉促進月間**」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- ・ **下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施**し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。
- ・ その他、下請事業者向けに価格交渉に関する講習・研修などを開催するとともに、相談対応を行う。

### 3. 官公需

- ・ **率先垂範**の立場から、**官公庁は、官公需の受注事業者との契約金額について、最低賃金引上げによる契約金額の見直し**の必要性を、受注事業者からの見直し申し出の有無に関わらず、確認する。
- ・ この方針を、「**官公需に関する関係府省等副大臣会議**」(7月19日)において、関係省庁の副大臣級でも確認。

### 「パートナーシップ構築宣言」について

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、  
(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支等）
- (2) 取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）  
に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

○**今年度中に宣言企業数2,000社**を目指す。

宣言

親会社  
・発注者  
(大企業等)

望ましい取引慣行  
(価格協議に応じるなど)

下請け  
・受注者  
(中小企業等)

取引価格への転嫁

労務費の上昇

パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上